

授業科目名	憲法 II〔統治〕
科目番号	01NA002
単位数	2.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	春 AB 火 7,8
担当教員	岡田 順太
授業概要	「統治機構論」の基礎理論を確認しつつ、具体的事例を素材としたケーススタディ方式の授業を行う。講義を中心とするが、可能な限り受講者参加型、対話型双方向形式の授業の実施に努めつつ、日本国憲法がさだめる統治機構について考察する。なお憲法訴訟論については、それらにつき専門に扱う個別の科目が別途設置されているので、それらに譲る。
備考	0AFL005 と同一。
授業形態	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標（学修成果）	憲法のうち統治機構の該当部分につき基本的知識を習得すること。
授業計画	<p>関連判例を予習課題として出すので、事前に判例百選で事実の概要と判旨の内容を読んでおき、授業中に説明を求められたら解答できるようにしておくこと。基本的に統治機構論の体系に従いレジュメに沿って進めていくが、適宜、他の憲法領域の基本知識や法学の常識となる事柄について問うことがある。その際、間違えても構わないので、積極的に発言するようにすること。復習には十分時間をかけて、着実に理解を深められるように努めて欲しい。</p> <p>第 1 週国会 (1) 国民主権・最高機関性・立法権（「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）:1-4-1 及び 2-1）</p> <p>第 2 週国会 (2) 国会の権能・立法過程（同 2-1）</p> <p>第 3 週国会 (3) 二院制・議院の権能（同 2-1）</p> <p>第 4 週国会 (4) 議員特権・選挙制度（議員定数不均衡問題を含む）（同 2-1 及び 3-6 の一部）</p> <p>第 5 週内閣 (1) 行政権・内閣の権能（同 2-2）</p> <p>第 6 週内閣 (2) 議院内閣制・解散権・独立行政委員会（同 2-2）</p> <p>第 7 週裁判所 司法制度・司法権の意義・司法権の独立（同 2-3-1）</p> <p>第 8 週天皇・財政（同 1-4-2 及び 2-4）</p> <p>第 9 週地方自治・戦争放棄・憲法改正（同 2-5、1-3 及び 1-2）</p> <p>第 10 週（未消化論点または復習のための予備日）・小テスト</p>
履修条件	配当年次による
成績評価方法	授業中の質疑応答の内容等 10%、小テスト 30%、期末試験 60%
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修（予習・復習等）については、授業時に担当教員より示す

教材・参考文献・配付資料等	<p>教科書 長谷部恭男ほか編『憲法判例百選 II(第7版)』(有斐閣、2019年) この他、担当教員が作成するレジュメを使用する。</p> <p>参考書 芦部信喜(高橋和之補訂)『憲法(第7版)』(岩波書店、2019年)</p>
オフィスアワー等(連絡先含む)	授業後に対応する
その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー(TF)・ティーチングアシスタント(TA)	
キーワード	統治機構, 国民主権, 平和主義, 憲法改正

授業科目名	行政法 I
科目番号	01NA003
単位数	2.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	春 AB 土 4,5
担当教員	日野 辰哉
授業概要	行政法のなかでも、いわゆる“総論”を扱う。公益実現に向けた行政活動を法的に認識するための基本的な道具立て（行政処分などの行為形式や各種法制度など）の意義および判例の学習を通じて、公益と各種個別利益との調整をいかに行うべきか、その具体的諸相を知りつつ、事案の分析を各自で一定程度おこなえるようにする。授業は講義形式で、あらかじめ配布されたレジュメに従い進行する。1) 行政法総論の基本的なフレームの解説、およびその理解に必要な基本判例の解説に講義の重点がおかれる。2) 抽象化された事例に学んだ知識を用いて、紛争解決に必要な法律論を展開できる。
備考	0AFL007 と同一。
授業形態	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標（学修成果）	<ul style="list-style-type: none"> ・重要（とされる）判例等の学習を通じて、行政行為などの各種行為形式などに係る実体法・手続法上の論点を把握し、当該論点に係る法規範を、なぜそうした規範になるのか、ということを理解する。 ・事例において、学んだ知識を用いて紛争解決に必要な法律論を展開できる。
授業計画	<p>第 1 週 法治主義, 行政組織法論, 法の一般原則 (「共通到達目標モデル 第 2 次修正案」〔以下, 省略〕 1-1,1-5-1・2・3,2-5)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律による行政の原理に係る判例の検討ほか ・信義則などに係る判例の検討 <p>第 2 週 基準設定行為論 (1-2-2,2-1-1・2,2-3-1・2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法規命令, 行政規則に関する判例の検討 ・条例論 <p>第 3 週 行政処分論 (1-2-1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政処分に固有の特殊な効力 ・瑕疵論,(職権) 取消し・撤回論 <p>第 4 週 行政処分手続論 (1-4-1・2,3-1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続法の仕組み ・手続的瑕疵の取扱い <p>第 5 週 小テスト, 裁量論 (1)(2-2-1・2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法治主義との関係で裁量の意義とは ・裁量権の所在, 存否 <p>第 6 週 裁量論 (2)(2-2-2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・判断過程統制のあり方 ・附款

	<p>第 7 週 行政上の義務履行確保の仕組み, 公物法 (1-3-5・6)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政強制の意義および判例の検討 <p>第 8 週 行政調査論, 情報公開・個人情報法制 (1-3-3,1-4-3,3-2,1-5-4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政調査に対する憲法上の規律を扱った判例の検討など ・情報公開および個人情報保護法制に関する判例の検討ほか <p>第 9 週 行政計画論, 行政契約論 (1)(1-3-4,1-2-3,1-3-1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画裁量に関する判例の検討 ・行政契約 (規制契約) に関する判例の検討 <p>第 10 週 行政契約論 (2), 行政指導論 (1-3-2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調達行政における契約裁量に関する判例の検討 ・行政指導に関する判例の検討ほか 小テストの実施は covid-19 対応で録画授業となった関係で, 提示された課題についてレポートを提出する方法およびその (成績評価に占める) 割合を変更することとしました. <p>その分, 期末テストの時間が従来よりも長くなる予定です.</p>
履修条件	進級制のため, 配当年次による.
成績評価方法	<ul style="list-style-type: none"> ・小テストを実施し, 行政法総論の基本的な知識が中間段階でどの程度理解されているのかを測定する. ・成績評価はレポート (10%) および期末試験 (90%) により行われる. ・評価項目はおもに, (1) 行政法上の基本概念や関係法規範の正確な理解, (2) 論点的な正確な把握, (3) 法令の解釈・適用の適切さ, (4) 論理性である.
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	<ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ割り当てた判例を検討してもらい, 講義当日に報告してもらう.
教材・参考文献・配付資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・講義は概ねあらかじめ配布されたレジュメに従い進行するので, 下記にある教科書に指定したテキストは, あくまでも「お勧め」ととどまる. 1. 稲葉馨=人見剛=前田雅子=村上裕章, 『Legal Quest 行政法 第 4 版』(2018) 2. 稲葉馨=下井康史=中原茂樹=野呂充編, 『ケースブック行政法 第 6 版』(2018) <p>最新版を掲示しているはずですが, 数年経過するだけで改版の可能性が生じるので, 購入に際して注意すること.</p>
オフィスアワー等 (連絡先含む)	履修ガイドの記載による.
その他 (受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー (TF)・ティーチングアシスタント (TA)	なし.
キーワード	法治国家, 法治主義, 適正手続原則, 行政処分法制, 行政指導, 行政強制, 行政契約, 基準設定行為

授業科目名	行政法 II
科目番号	01NA004
単位数	2.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	秋 AB 月 7,8
担当教員	日野 辰哉
授業概要	重要 (とされる) 判例の学習を通じて行政救済法に関係する論点を把握し、当該論点に関する議論を理解する。また、抽象化された事例に学んだ知識を用いて、紛争解決に必要な法律論を展開できることを目標とする。本講義では、いわゆる行政救済法と呼ばれる分野、具体的には、軸となる行政事件訴訟法および国家賠償法のほかに、行政不服審査法および損失補償法が扱われる。以上の 4 法領域に関する事例の解説を行いながら、受講生が基礎的な知識を習得し、事案の分析を自ら一定程度おこなえるようにする。授業は講義形式で、あらかじめ配布されたレジュメに従い進行する。行政救済法の基本的なフレームの解説、およびその理解に必要な重要 (とされる) 判例の解説に講義の重点がおかれる。
備考	0AFL009 と同一。
授業形態	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標 (学修成果)	<ul style="list-style-type: none"> ・重要 (とされる) 判例の学習を通じて行政救済法に関係する論点を把握し、当該論点に関する議論を理解する。 ・抽象化された事例につき、学んだ知識を用いて紛争解決に必要な法律論を展開できる。
授業計画	<p>第 1 週 国賠 1 条責任論 (1): 性質論, 公権力性, 職務行為関連性, 違法性, 過失 (「共通到達目標モデル 第 2 次修正案」〔以下, 省略〕 7-1, 7-2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職務関連性などに関する各種判例の検討 ・違法性, 過失論 <p>第 2 週 国賠 1 条責任論 (2), 国賠 2 条責任論, その他 (7-2, 7-3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不作為責任に関する判例の検討 ・営造物責任に関する判例の検討 <p>第 3 週 損失補償論, 国家補償のはざま, 行政不服審査法制 (8-1・2, 4-1・2, 5-1-4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特別の犠牲」などに関する判例の検討 ・平成 28 年施行の改正行審法のポイントの確認ほか <p>第 4 週 小テスト, 司法権論, 行政事件訴訟の概観 (1-6)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民衆訴訟, とりわけ住民訴訟の非財務行為に対する間接統制機能に係る判例の検討 ・機関訴訟に係る判例の検討 <p>第 5 週 訴訟要件論 (1)(5-1-1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処分性に関する判例の検討 <p>第 6 週 訴訟要件論 (2)(同上ほか 5-1-2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処分性に関する判例の検討 ・原告適格に関する判例の検討

	<p>第 7 週 訴訟要件論 (3)(同上ほか 5-1-3・4,5-4-2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原告適格に関する判例の検討 ・訴えの利益に関する判例の検討 <p>第 8 週 取消訴訟の審理, 取消判決の効力 (5-3-1・2・3・4,5-4-1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主張制限, 違法性の承継に係る判例の検討 ・形成力, 拘束力に係る判例の検討 <p>第 9 週 仮処分排除と仮の救済, 無効等確認訴訟と義務付け訴訟 (5-8-1,5-5-1,5-6,5-7-1,5-8-2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執行停止制度 ・無効等確認訴訟に係る判例の検討 ・義務付け訴訟の訴訟要件に関する判例の検討 ・仮の義務付け <p>第 10 週 差止め訴訟, 当事者訴訟</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訴訟要件に関する判例の検討 ・仮の差止め, ・4 条後段訴訟, とりわけ確認訴訟の訴訟要件に関する判例の検討 小テストの位置は前後することがある。
履修条件	配当年次による。
成績評価方法	<ul style="list-style-type: none"> ・小テストを実施し, 講義の中間段階において行政救済法の基本的知識についての理解力が測られる。 ・成績評価は小テスト (20%) および期末試験 (80%) により行われる。 ・評価項目は, おもに (1) 行政法上の基本概念や判例の的確な理解,(2) 論点的的確な把握,(3) 法令の解釈・適用の適切さ,(4) 論理性, である。
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	<ul style="list-style-type: none"> ・講義冒頭で学生に複数の判例が割り当てられるので, 当該判例の事前検討が求められる, 講義当日に質疑応答がなされる。 ・講義では行政法の理解に必要な理論枠組みについて解説が行われる。 ・予習・復習といった授業時間外の学修等については, 講義において支持する予定である。
教材・参考文献・配付資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・講義は概ねあらかじめ配布されたレジュメに従い進行するので, 下記にある教科書に指定したテキストは, あくまでも「お勧め」にとどまる。 1. 稲葉馨＝人見剛＝前田雅子＝村上裕章, 『Legal Quest 行政法 第 4 版』(2018) 2. 稲葉馨＝下井康史＝中原茂樹＝野呂充編, 『ケースブック行政法 第 6 版』(2018) <p>最新版を掲示しているはずですが, 数年経過するだけで改版の可能性が生じるので, 購入に際して注意すること。</p>
オフィスアワー等(連絡先含む)	履修ガイドの記載による。
その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	
他の授業科目との関連	0AFL007 行政法 I
ティーチングフェロー(TF)・ティーチングアシスタント(TA)	なし。

キーワード

行政救済法, 行政争訟, 国家補償, 行政事件訴訟法, 行政不服審査法, 国家賠償法, 損失補償

授業科目名	民法 I〔総則・物権総論〕
科目番号	01NA005
単位数	2.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	春 AB 土 2,3
担当教員	直井 義典
授業概要	授業は講義形式とし、担保物権を除く物権法、および、民法総則のうち「物」ならびに時効に関する箇所を取り扱う。民法全体における物権法の位置付けについて理解するとともに、講義対象となる制度に関する基本的知識(特に、要件・効果・立法趣旨)を身につけることを目的とする。また、特に本講義が1年次配当の基本科目であり民事系科目の入門をなすことから、法的なものの考え方、議論・論証の仕方、条文・判例などの素材を用いて修得できるようにする。
備考	0AFL011 と同一。
授業形態	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標(学修成果)	<p>あらかじめ配布するレジュメを用いながら受講者が教科書の該当箇所を読んでいくことを前提として、簡単な事例を用いながら講義対象となる制度につき条文から出発しつつ、要件・効果・立法趣旨を講ずる。また、判例の読み方を身に付けるために、判例集を用いて判例を詳細に検討することも行う予定である。</p> <p>講義の対象者は全くの法学未修者である。そのため、いささかなりとも民法を学んだことのある者にとっては平易な講義であると感じられるかもしれないが、説明の方法・制度の対比の仕方など、法学既修者にも得るところはあるはずである。</p>
授業計画	<p>第1週民法概論・物の分類・物権の基本的性質 民法典の全体構造について講じた後に、その中で物権法の位置づけについて説明する。さらに、物の種類、物権の意義及び基本的な性質について、債権との対比をしながら説明していく。また、一物一権主義・物権法定主義など、物権法の基礎的な概念についても説明する。(共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)民法第1編序章・第2編第1章第1節)</p> <p>第2週物権変動論の基礎・意思主義 次週以降で取り扱う物権変動の各論的テーマを検討する前提として、物権変動の意義、意思主義、公示の原則など、物権変動論の基礎となる概念について説明する。(同第2編第1章第2節1・4)</p> <p>第3週不動産物権変動論(1) 不動産登記制度の概要を説明した後、民法177条に関する解釈論を展開する。また、不動産物権変動における民法94条2項類推適用論について説明する。(同第2編第1章第2節2-1)</p> <p>第4週不動産物権変動論(2) 登記を対抗要件とする物権変動のうち、取消し・解除と登記、相続と登記、取得時効と登記について、判例を検討しながら説明する。(同第2編第1章第2節2-1・2-2)</p>

	<p>第5週 動産物権変動論 動産の物権変動について、対抗要件具備の方法である引渡し、取引の安全を図る制度としての即時取得について論じる。また、特別法上の対抗要件具備方法である動産譲渡登記などの引渡し以外の対抗要件具備の方法についても触れる。(同 第2編第1章第2節3)</p> <p>第6週 小テストならびに占有権 占有権の効力につき、取得時効に関わる規定と占有訴権を中心に説明する。(同 第2編第2章)</p> <p>第7週 物権的請求権・時効総論 物権侵害に対する救済手段である物権的請求権について、果実収取権や費用償還請求権も含めて説明する。また、時効総論として時効制度の存在意義について説明する。その際、期間の計算にも触れる。(同 第1編第6章・第7章第1節・第2編第1章第1節)</p> <p>第8週 時効各論 時効各論として、取得時効・消滅時効それぞれの内容、時効の中断ならびに停止、時効の効果について説明する。また、消滅時効以外の権利行使期間制限についても触れる。(同 第1編第7章第2節・第3節)</p> <p>第9週 所有権 所有権の内容、相隣関係について説明した後、共有に関し対内的・対外的関係を中心に説明する。さらに、所有権の取得方法につき添付を中心に説明する。(同 第2編第3章)</p> <p>第10週 用益物権 各種用益物権につき、その内容・効力を中心に説明する。(同 第2編第4章・第5章)</p>
履修条件	
成績評価方法	今年度に関しては、小テストの実施が困難と考えられることから、期末試験 100% とする。(2020年3月31日変更)
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	初回の授業時に説明する
教材・参考文献・配付資料等	1. 佐久間毅, 『民法の基礎 1 総則 第4版』(有斐閣・平成30年) 2. 佐久間毅, 『民法の基礎 2 総則 第2版』(有斐閣・平成31年)
オフィスアワー等(連絡先含む)	履修ガイド記載の通り
その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー(TF)・ティーチングアシスタント(TA)	

キーワード	物・物権変動・時効
-------	-----------

授業科目名	民法 II〔担保物権〕
科目番号	01NA006
単位数	2.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	秋 AB 月 7,8
担当教員	大澤 慎太郎
授業概要	<p>本授業は、債権回収を確保する手段たる「担保(制度)」の意義や仕組みについて扱う。具体的には、民法典第 2 編物権第 7 章「留置権」ないし第 10 章「抵当権」所定のいわゆる「担保物権」、民法典上に規定はないものの金融実務において広く展開されている「譲渡担保」や「所有権留保」といった「非典型担保」、および、特別法上の制度となる「仮登記担保」に係る各種規律について検討する。担保の「実行」や「保全」等については、「民事執行法」や「民事保全法」の知識も広く求められることになる。本授業でも必要な限りにおいて適宜これに触れることになる。</p>
備考	0AFL013 と同一。
授業形態	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標(学修成果)	<ul style="list-style-type: none"> ・担保制度の全体像およびその意義や相違点について説明できる。 ・担保制度に係る各種規律の要件および効果等を説明できる。 ・各種担保の設定(契約)から実行段階までをも含めた一連の流れを説明できる。 ・各種担保をめぐる判例(裁判例)を正しく理解し、その相互関係を説明できる。 ・以上を踏まえ、「担保」とは何かを体系的に理解し、説明できる。
授業計画	<p>担当教員が配布する「レジュメ」に基づいて授業を行う。授業は、扱う項目の性質や難易度に応じて、「講義」の色彩が強くなることもあれば、「事例(判例・裁判例)」や「確認問題」を用いた質疑応答が中心となることもある。どちらが核となるかは、受講者の顔ぶれ(予習の状況)やこれに対応した授業の進度等によるところが大きくなる。どのような授業となるのかにせよ、「担保」をめぐる規律は(特に「非典型担保」をめぐるそれは)実務が先行した形で展開していることが多いため、民法の範囲の中でも、とりわけ、判例(裁判例)や手続きを意識した検討が求められる。これは担当教員側も十分に注意すべきことではあるが、学習に当たっては、机上の空論とならないような態度が重要となる。</p> <p>授業の時間は限られている。基礎から応用までのすべてを網羅的に扱うことはできず、「読めばわかる」ような基礎事項は必然的に独習(予習)に委ねざるを得ない。充実した授業内容とするためには、担当教員はいうまでもなく、受講者の協力も強く求められる。各回共に予習の範囲や方法を指定するので、十分な準備のもとに、積極的に授業に臨んでもらいたい。</p> <p>第 1 回ガイダンス/担保制度総論/抵当権(1):抵当権の基礎理論 コア・カリキュラム(第二次案修正案):第 2 編第 6 章、同編第 10 章第 1 節、同章第 2 節</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本授業の全体像を提示し、学習上の注意点等を説明する。 ・担保制度を概観し、その相違点のエッセンスを確認する。 ・抵当権とは何かといった基礎的な仕組みを確認することを通じて担保物権の特徴を確認する。 ・抵当権の設定方法につき確認する(第 3 回に先行して抵当権の実行プロセスについて一部を扱う)。 <p>第 2 回抵当権(2):抵当権の効力が及ぶ範囲/先取特権(物上代位) コア・カリキュラム(第二次案修正案):第 2 編第 8 章、同編第 10 章第 2 節</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抵当権の効力が及ぶ範囲(付加一体物をめぐる議論など)について検討する。

第 3 回 抵当権 (3): 物上代位、担保不動産収益執行

コア・カリキュラム (第二次案修正案): 第 2 編第 10 章第 2 節

・物上代位の基本的な仕組みや各種判例を検討する。ここでは、先取特権に基づく物上

代位と、抵当権に基づく物上代位の双方が扱われることとなり、その相互関係等も意識されることになる。

・抵当権の執行方法としての担保不動産収益執行について物上代位と対比しつつ確認す

る (第 1 回と併せて抵当権の基本的な実行プロセスについても扱う)。

第 4 回 抵当権 (4): 抵当権者による抵当不動産の占有関係への介入

コア・カリキュラム (第二次案修正案): 第 2 編第 10 章第 3 節

・抵当権と賃借権をはじめとした利用権との関係について確認する。

・抵当不動産の (不法) 占有に関して、抵当権者は、どのような要件のもとで、誰に対する明渡しを、誰に対して請求することができるかについて、一連の判例を整理する。

第 5 回 抵当権 (5): 法定地上権、抵当権の処分、抵当権の消滅

コア・カリキュラム (第二次案修正案): 第 2 編第 10 章第 2 節、同章第 3 節

・法定地上権の基本的な仕組みを説明し、どのような場合に生じるのかを事例を用いて

整理する。

・抵当権の処分とは何かにつき、各種態様 (転抵当、譲渡、放棄、順位の譲渡、順位の放棄など) を整理し、確認する。

・抵当権はどのような場合に消滅するのかについて確認する (第三取得者の地位についても併せて確認することとなる)。

第 6 回 抵当権 (6): 共同抵当・根抵当

コア・カリキュラム (第二次案修正案): 第 2 編第 10 章第 4 節 2

・共同抵当とは何かにつき確認し、その実行をめぐる一連の判例等を整理する。

・根抵当の基本的な仕組みを通常の抵当権と対比しつつ確認する (共同根抵当等についても触れることになる)。

第 7 回 非典型担保論 (1): 総論、譲渡担保の基礎理論、不動産譲渡担保、動産譲渡担保

コア・カリキュラム (第二次案修正案): 第 2 編第 11 章

・非典型担保にはどのようなものがあるのかについて概観する。

・譲渡担保とは何かについて、不動産譲渡担保と動産譲渡担保を素材として確認する。

・譲渡担保の法的性質をめぐる判例を整理する。

第 8 回 非典型担保論 (2): 集合動産譲渡担保、集合債権譲渡担保

コア・カリキュラム (第二次案修正案) 第 2 編第 11 章

・集合動産譲渡担保とは何かにつき確認し、一連の判例を整理する。

・集合債権譲渡担保とは何かにつき確認し、一連の判例を整理する。

第 9 回 非典型担保論 (3): 所有権留保、仮登記担保

コア・カリキュラム (第二次案修正案): 第 2 編第 11 章

・所有権留保とは何かにつき確認し、一連の判例を整理する。

・仮登記担保 (法) の基本的な仕組み (特徴や実行のプロセスなど) につき確認する。

	<p>第 10 回質権/留置権</p> <p>コア・カリキュラム (第二次案修正案):第 2 編第 7 章、同編第 9 章</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質権の基本的な仕組みを確認する。 ・留置権の基本的な仕組みにつき確認し、(特に成立をめぐる)一連の判例を整理する。なお、受講者の顔ぶれや進度に応じて適宜変更される可能性があることを予め断っておく。その際には予習等に影響が出ないように十分に配慮する。
履修条件	配当年次による
成績評価方法	<ul style="list-style-type: none"> ・平常点 (授業中の質疑応答の内容、小テスト等の課題による評価):20% ・学期末に実施する定期試験:80%
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修 (予習・復習等) については、授業時に担当教員より示す
教材・参考文献・配付資料等	<p>教科書</p> <p>授業は、担当教員が作成したレジュメに基づいて行うが、予習用 (自習用) のテキストとして以下のものを指定し、各回の予習範囲もレジュメおよび本テキストに基づき示すこととする。本テキストは、授業内でも必要に応じて内容を確認することがあるため、常に持参されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石田剛ほか『LEGAL QUEST 民法 II 物権』(有斐閣、第 3 版、2019 年) <p>民法のテキストは無数に存在し、複数のテキストの内容を比較するというのも学習に当たり有益なことがある。ほかにどのようなテキストがあり、それぞれいかなる性質を持つのかについては、初回のガイダンスで紹介する。授業開始前に一通り予習しておきたいという要望もあると思われるので、その場合には、上記テキストの 213 頁以下を読んでおく と良い。</p> <p>なお、上記のテキストの前半 (212 頁まで) は、「物権 (総論)」を扱っている。本授業が対象とするのは「担保物権」に係る規律ではあるものの、これを理解するためには、物権に関する知識が必須となる。本テキストは 1 冊で両者を学べるものであり、予習や復習の際に、適宜利用してもらいたい (授業でも参照することがある)。</p> <p>参考書</p> <p>初回のガイダンスほか、授業中に適宜紹介 (指摘) する。さしあたり、判例集として以下のものを挙げておく。その他のものも含めて、それぞれどのような特徴があるのかについては初回のガイダンス等で説明する (判例集は手許にあった方が良いが、すべての購入を強制するものではない)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・潮見佳男=道垣内弘人編『民法判例百選 I 総則・物権』(有斐閣、第 8 版、2018 年) ・中田裕康=窪田充見編『民法判例百選 II 債権』(有斐閣、第 8 版、2018 年) ・水野紀子=大村敦志編『民法判例百選 III 親族・相続』(有斐閣、第 2 版、2018 年) ・松本恒雄=潮見佳男『判例ブラクティス民法 I 総則・物権』(信山社、2010 年) ・松本恒雄=潮見佳男『判例ブラクティス民法 II 債権』(信山社、2010 年) ・松本恒雄=潮見佳男『判例ブラクティス民法 III 親族・相続』(信山社、2010 年) ・松岡久和=山野目章夫編著『新・判例ハンドブック【物権法】』(日本評論社、2015 年)

オフィスアワー等（連絡先含む）	授業後に対応する
その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー（TF）・ティーチングアシスタント（TA）	
キーワード	担保制度, 抵当権, 質権, 留置権, 先取特権, 非典型担保, 譲渡担保, 所有権留保, 民事執行手続, 倒産処理法制

授業科目名	商法 I〔企業組織法〕
科目番号	01NA009
単位数	2.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	春 AB 月 7,8
担当教員	萬澤 陽子
授業概要	本講義では、受講生が、会社総論、株主の権利義務、株式会社の機関等に関する会社法の規律について趣旨・要件・効果等を的確に理解するとともに、関連する重要論点について判例・学説の状況を整理・把握し、法的思考力を涵養することを目標とする。
備考	0AFL025 と同一。
授業形態	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標（学修成果）	会社法の基本的なルール、それをめぐる議論および判例の立場を理解し、会社に関する諸問題について法的に考えることを目標とする。
授業計画	<p>担当教員が配布するレジュメに基づいて、講義形式で授業を進めるが、質疑応答も可能な限り取り入れる。また、小テストを数回実施する予定である。</p> <p>第 1 回総論および株式・株主 主な内容:会社の意義と種類、会社法上の主要な用語の定義等、株式会社の特徴、株式の意義、株主平等原則、株主の地位、株主権の行使に関する利益供与、株式の内容および種類〔共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)第 1 編 1-1, 3-1, 3-2-1, 3-2-3〕</p> <p>第 2 回機関設計・株主総会(1) 主な内容:株主総会の意義・権限、株主総会の招集手続〔共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)第 1 編 3-4-1, 3-4-2-1, 3-4-2-2〕</p> <p>第 3 回株主総会(2) 主な内容:株主総会の議事運営、議決権の行使〔共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)第 1 編 3-4-2-2, 3-4-2-3〕</p> <p>第 4 回株主総会(3) 主な内容:株主総会の決議の種類・瑕疵、種類株主総会〔共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)第 1 編 3-4-2-4, 3-4-3〕</p> <p>第 5 回取締役・取締役会(1) 主な内容:取締役の選任・終任等、取締役の種類、資格、取締役の報酬規制等〔共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)第 1 編 3-4-4-2, 3-4-4-3, 3-4-5-4〕</p> <p>第 6 回取締役・取締役会(2) 主な内容:取締役会設置会社と非取締役会設置会社、非取締役会設置会社における取締役、取締役会設置会社における取締役、特別取締役、取締役会の権限、招集手続・決議等〔共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)第 1 編 3-4-4-1, 3-4-4-4, 3-4-4-5, 3-4-4-6〕</p>

	<p>第7回取締役・取締役会(3) 主な内容:代表取締役、表見代表取締役、代表取締役職務代行者、取締役の負う善管注意義務、忠実義務〔共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)第1編3-4-4-7, 3-4-4-8, 3-4-5-1〕</p> <p>第8回取締役・取締役会(4) 主な内容:取締役の利益相反取引規制、競業取引規制、取締役の会社に対する任務懈怠責任、任務懈怠の推定、経営判断原則、責任追及方法(代表訴訟)、責任の免除〔共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)第1編3-4-5-2, 3-4-5-3, 3-4-5-5-1〕</p> <p>第9回取締役・取締役会(5) 主な内容:第三者に対する責任の法的性質、要件、責任の範囲等〔共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)第1編3-4-5-5-2〕</p> <p>第10回株主による違法行為の差止権、会計参与、監査役、監査役会、会計監査人、委員会設置会社、計算 主な内容:株主による違法行為の差止権、検査役の選任請求権、会計参与、監査役の権限、責任、選任・終任、会社との関係等、会計監査人の権限・責任・選任・終任、委員会設置会社(指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社)の意義・概要等、会計帳簿とその作成、計算書類等の概念、各事業年度に係る計算書類の確定手続、資本金および準備金、剰余金の配当〔共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)第1編3-4-5-6, 3-4-6, 3-4-7, 3-4-8, 3-4-9, 3-5〕</p>
履修条件	配当年次による
成績評価方法	期末試験(80%)、小テスト(20%)で判断する。
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	<p>【予習】テキスト・百選の指定箇所をよく読んでおくこと。</p> <p>【復習】授業の内容・レジュメを参考に、予習として読んでおいた当該箇所をもう一度読み直して、自分の理解を確実なものにすること。</p>
教材・参考文献・配付資料等	<p>1. 田中 亘, 『会社法 [第2版]』(東京大学出版会・2018年)</p> <p>2. 岩原紳作=神作裕之=藤田友敬, 『会社法判例百選 [第3版]』(有斐閣、2016年)</p>
オフィスアワー等(連絡先含む)	履修ガイド参照
その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー(TF)・ティーチングアシスタント(TA)	
キーワード	株式会社, 株式, 株主, 機関, 株主総会, 議決権, 取締役, 取締役会, 代表取締役, 監査役, 監査役会

授業科目名	商法Ⅱ〔企業法総論・企業活動法〕
科目番号	01NA010
単位数	2.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	春 C 夏季休業中 土 2,3
担当教員	萬澤 陽子
授業概要	本講義では、受講生が、授業計画に示した項目に係る会社法等の規律について趣旨・要件・効果等を的確に理解するとともに、関連する重要論点について判例・学説の状況を整理・把握し、法的思考力を涵養することを目標とする。具体的に、会社法に関する事項として、株式譲渡の自由と制限、自己株式取得に関する規律、子会社による親会社株式の取得の禁止、特別支配株主の株式等売渡請求制度、募集株式の発行等・新株予約権の発行、剰余金処分規制、事業譲渡および組織再編・解散、持分会社を扱い、商法総則・商行為法・手形法・小切手法に関する事項として、商人、商業登記、商号、商業使用人・代理商、商行為、手形・小切手の意義と原因関係、約束手形の振出、手形の流通等を扱うこととし、関連する重要論点を中心に検討を加える。
備考	0AFL027 と同一。
授業形態	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標（学修成果）	会社法の基本的なルールを中心に、それをめぐる議論および判例の立場を理解し、会社等に関する諸問題について法的に考えることを目標とする。
授業計画	<p>担当教員が配布するレジュメに基づいて、講義形式で授業を進めるが、質疑応答も可能な限り取り入れる。また、小テストを数回実施する予定である。</p> <p>第 1 回会社の設立 主な内容:株式会社の設立の種類、手続、設立登記、設立中の法律関係、違法な設立・会社の不成立の場合の処理方法〔共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)第 1 編 3-6-1〕</p> <p>第 2 回株式の譲渡等 主な内容:株式譲渡の自由および譲渡の制限、譲渡の方法、株主の権利の行使方法、株主名簿制度および名義書換の方法・効力等〔共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)第 1 編 3-2-4〕</p> <p>第 3 回株式の単位、特殊な株式保有形態、自己株式取得規制 主な内容:株式の単位、株式の併合・分割、単元株制度、株式の共有、自己株式の取得〔共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)第 1 編 3-2-2,3-2-5,3-4-2-3〕</p> <p>第 4 回資金調達(1)—新株発行 主な内容:新株発行、新株予約権、社債の概要、新株発行の種類、発行手続きおよびその趣旨、募集株式の発行に瑕疵があったときの責任および責任追及方法〔共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)第 1 編 3-3-1,3-3-2〕</p> <p>第 5 回資金調達(2)—新株予約権、社債・新株予約権付社債 主な内容: 主な内容:新株予約権の仕組み、利用方法、発行に関する手続きおよびその趣旨、新株予約権の発行に瑕疵があったときの責任および責任追及方法、その問題点、社債に関する会社法以外の法規制、社債管理者制度、その資格・義務、社債権者集会の概要・趣旨〔共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)第 1 編 3-3-3,3-3-4〕</p>

	<p>第 6 回会社の基礎的変更 (1)—総則、合併・会社分割・株式交換・株式移転 主な内容: 組織再編総則、買収、買収防衛策、キャッシュアウト、合併・会社分割・株式交換・株式移転の種類、意義および手続〔共通的な到達目標モデル (第二次案修正案) 第 1 編 3-7-1 から 3-7-4〕</p> <p>第 7 回会社の基礎的変更 (2)—合併・会社分割・株式交換・株式移転、定款変更・事業譲渡等 主な内容: 合併、会社分割・株式交換・株式移転の反対株主の保護、債権者の保護等、定款変更の手続、事業譲渡等の意義およびそれにかかる規制〔共通的な到達目標モデル (第二次案修正案) 第 1 編 3-6-2, 3-7-2 から 3-7-5〕</p> <p>第 8 回持分会社・組織変更、解散・清算、会社法総則・登記、商法総則・商行為 (1) 主な内容: 会社の組織変更、解散および清算、持分会社 (合名会社・合資会社・合同会社) の設立、社員の責任・変動、会社の運営、計算、定款変更、会社の商号・使用人、代理商、事業譲渡、会社の登記、商法総則・商行為法の概要、基本的概念、重要論点等〔共通的な到達目標モデル (第二次案修正案) 第 1 編第 2 章, 3-7-6, 3-8, 第 4 章, 第 2,3 編〕</p> <p>第 9 回商法総則・商行為 (2)、手形法・小切手法 (1) 主な内容: 商法総則・商行為法の概要、基本的概念、重要論点等、手形法・小切手法の概要、基本的概念、重要論点等〔共通的な到達目標モデル (第二次案修正案) 第 2,3 編, 第 4 編〕</p> <p>第 10 回手形法・小切手法 (2) 主な内容: 手形法・小切手法の概要、基本的概念、重要論点等〔共通的な到達目標モデル (第二次案修正案) 第 4 編〕、授業の補足・総括</p>
履修条件	配当年次による
成績評価方法	期末試験 (80%)、小テスト (20%) で判断する。
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	<p>【予習】テキスト・百選の指定箇所をよく読んでおくこと。</p> <p>【復習】授業の内容、レジュメを参考に、予習として読んでおいた当該箇所をもう一度読み直して、自分の理解を確実なものにすること。</p>
教材・参考文献・配付資料等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 田中亘, 『会社法 [第 2 版]』 (東京大学出版会・2018 年) 2. 岩原紳作=神作裕之=藤田友敬, 『会社法判例百選 [第 3 版]』 (有斐閣、2016 年) 3. 近藤光男, 『商法総則・商行為法 [第 8 版]』 (有斐閣、2019 年) 4. 神作裕之、藤田友敬, 『商法判例百選』 (有斐閣、2019 年)
オフィスアワー等 (連絡先含む)	履修ガイド参照
その他 (受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー (TF)・ティーチングアシスタント (TA)	

キーワード

株式会社, 設立, 株式の譲渡, 自己株式取得規制, 募集株式の発行, 集募集新株予約権
の発行, 組織再編, 合併・会社分割・株式交換・株式移転, 定款変更, 持分会社, 総則

授業科目名	刑法 I〔総論〕
科目番号	01NA012
単位数	2.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	春 AB 木 7,8
担当教員	渡邊 卓也
授業概要	本講義では、刑法の基礎理論及び刑法総論についての基礎知識の修得と体系的理解を図る。また、関連判例の検討を通じて、事実に即した具体的な問題解決に必要な法的分析能力や議論能力の前提となる、基礎的能力を育成する。刑法総論の基本論点における最新の重要判例・学説に関する知識・理解を正確に身に付けた上で、時として抽象的であるこれらの議論がいかに現実の問題解決のために寄与しているのかを具体的な事例の学修を通じて理解して貰うことを目標とする。授業は講義形式とする。
備考	0AFL031 と同一。
授業形態	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標（学修成果）	刑法の基礎理論及び刑法総論についての基礎知識の習得と体系的理解を図る。また、関連判例の検討を通じて、事実に即した具体的な問題解決に必要な法的分析能力や議論能力の前提となる、基礎的能力を育成する。なお、本科目では、「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案):刑法」のうち「第1編 総則」をカバーしている。「第1編 各則」については、「刑法 II〔各論〕」で扱う。
授業計画	<p>本講義では、刑法の基礎理論及び刑法総論について概観する。具体的には、レジユメの記載順序に従って、事例を交えながら刑事法的な論点を紹介し、適宜、質疑応答を行う。</p> <p>第1回刑法学の対象領域全体について概観した上で、刑法の基本原則について検討する。特に刑法の大原則である罪刑法定主義とその派生原理について説明し、理解を促す。（「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案):刑法 第1編第1章第1節-第2節、第8章第1節」）</p> <p>第2回犯罪体系論について検討する。いわゆる三段階犯罪体系について概観した後、そこにおける行為論及び構成要件論の機能や、各構成要素について説明し、理解を促す。（「同 第1編第1章第3節-第2章第3節」）</p> <p>第3回因果関係論について検討する。犯罪の客観的構成要素としての因果関係の存否判断について、最近の学説や判例における理論展開を踏まえて説明し、理解を促す。（「同 第1編第2章第4節」）</p> <p>第4回不作為犯論について検討する。物理的な働きかけをしなくとも行為者と評価される場合のあることを説明し、その要件について、特に作為義務の発生根拠論を中心に検討し、理解を促す。（「同 第1編第2章第5節」）</p> <p>第5回違法論に共通する問題について検討する。違法の実質についての理論的な対立について概観した後、行為の正当性を理由とした一般的違法阻却規定について説明し、理解を促す。（「同 第1編第3章第1節-第2節」）</p>

第 6 回法益主体の同意論について検討する。同意による違法阻却が認められる場合の要件とその効果について、生命・身体法益に関わる場合を中心に説明し、理解を促す。(「同 第 1 編第 3 章第 3 節」)

第 7 回正当防衛論について検討する。正当防衛の正当化根拠に関する議論を概観した上で、それとの関連で、その成立要件の解釈についての理論的対立について説明し、理解を促す。(「同 第 1 編第 3 章第 4 節前半」)

第 8 回引き続き正当防衛論について検討する。過剰防衛や誤想防衛といった正当防衛類似の状況について概観した上で、その法的処理について検討し、理解を促す。(「同 第 1 編第 3 章第 4 節後半」)

第 9 回緊急避難論について検討する。その法的性格と成立要件について、正当防衛の場合と対比しつつ概観した後、過剰避難や誤想非難といった緊急避難類似の状況について説明し、理解を促す。(「同 第 1 編第 3 章第 5 節」)

第 10 回責任論に共通する問題について検討する。責任概念の意義について説明した後、責任能力の問題について、いわゆる原因において自由な行為の問題を取り上げて検討し、理解を促す。(「同 第 1 編第 4 章第 1 節-第 2 節」)

第 11 回故意・錯誤論について検討する。未必の故意や概括的故意といった故意の限界を画す概念について概観した上で、事実の錯誤の効果についての学説の対立について説明し、理解を促す。(「同 第 1 編第 2 章第 6 節」)

第 12 回違法性の意識の問題について検討する。違法性の意識の位置付けとその要否に係る学説の対立と判例の展開について説明した上で、事実の錯誤との異同について検討し、理解を促す。(「同 第 1 編第 4 章第 3 節」)

第 13 回過失犯論について検討する。過失犯の構造に関する理論的対立について概観した上で、過失犯の成立要件とその判断基準について説明し、理解を促す。(「同 第 1 編第 2 章第 7 節」)

第 14 回未遂犯論について検討する。未遂犯の成否を決する概念としての実行の着手の判断基準、及び不能未遂とされる場合の判断基準を巡る学説・判例の展開を説明し、理解を促す。(「同 第 1 編第 5 章第 1 節-第 3 節」)

第 15 回中止犯論について検討する。未遂犯の処罰根拠を踏まえつつ、中止犯の減免根拠について概観した後、その成立要件としての中止行為及び任意性の概念について説明し、理解を促す。(「同 第 1 編第 5 章第 4 節」)

第 16 回共犯論の基礎について検討する。正犯との関係での共犯の位置付けを確認した後、間接正犯概念及び共同正犯規定の意義と解釈について説明し、理解を促す。(「同 第 1 編第 6 章第 1 節-第 2 節」)

第 17 回共犯の処罰根拠について検討する。処罰根拠論について概観した後、それと関連させつつ、いわゆる共犯従属性の議論について説明し、理解を促す。(「同 第 1 編第 6 章第 3 節」)

第 18 回共犯成立の時間的限界に関する諸問題を中心に検討する。犯罪実行の途中から関与した場合(承継的共犯)及び途中から離脱した場合(共犯からの離脱)の法的処理、並びに非身分者が身分犯に関与した場合(共犯と身分)の法的処理について説明し、理解を促す。(「同 第 1 編第 6 章第 4 節前半」)

	<p>第 19 回その他の共犯の諸問題について検討する。共犯者間で認識内容が異なる場合(共犯と錯誤)、不作為により作為犯に参与した場合(不作為と共犯)及び故意なく犯罪に参与した場合(過失の共犯)の法的処理について検討し、理解を促す。(「同 第 1 編 第 6 章 第 4 節後半」)</p> <p>第 20 回罪数論・犯罪競合論について検討する。法条競合を含めた一罪と数罪との区別、観念的競合・牽連犯といった数罪の科刑上の処理及び包括一罪という考え方について説明し、理解を促す。(「同 第 1 編 第 7 章」)</p>
履修条件	配当年次による。
成績評価方法	講義内容についてのレポート・質疑応答等の平常点 20%、期末試験 80%。
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	予習等の授業時間外の学修等については、授業において指示をする予定である。
教材・参考文献・配付資料等	<p>講義の際には、事前にレジュメを配布する。</p> <p>下記の教科書は例示であり、講義においても、他の基本書類を使用することを妨げない。</p> <p>自習においても、複数の基本書類を何度も読み返すことをお勧めする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 松原芳博, 刑法総論 [第 2 版] 2. 高橋則夫, 刑法総論 第 4 版 3. 西田典之(橋爪隆補訂), 刑法総論 [第 2 版] 4. 松宮孝明, 刑法総論講義 [第 5 版] 補訂版 5. 井田良, 講義刑法学・総論 [第 2 版] 6. 山口厚, 刑法総論 [第 3 版] <p>【参考書】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 判例集として、 西田典之ほか『判例刑法総論 第 7 版』(有斐閣) 2. 判例評釈集として、 成瀬幸典ほか編『判例プラクティス刑法 I 総論』(信山社、2010 年) 西田典之ほか編『刑法判例百選 I 総論 [第 7 版]』(有斐閣、2014 年) 高橋則夫=十河太郎編『新・判例ハンドブック【刑法総論】』(日本評論社、2016 年) 3. 判例をより深く学ぶために、 松原芳博編『刑法の判例 総論』(成文堂、2011 年) 山口厚『基本判例に学ぶ刑法総論』(成文堂、2010 年)

オフィスアワー等（連絡先含む）	「履修ガイド」記載のとおり。
その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー（TF）・ティーチングアシスタント（TA）	
キーワード	刑法の基礎理論, 刑法総論

授業科目名	刑法 II〔各論〕
科目番号	01NA013
単位数	2.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	秋 AB 火 7,8
担当教員	渡邊 卓也
授業概要	本講義では、刑法各論についての基礎知識の修得と体系的理解を図る。また、関連判例の検討を通じて、事実に即した具体的な問題解決に必要な法的分析能力や議論能力の前提となる、基礎的能力を育成する。刑法各論の基本論点における最新の重要判例・学説に関する知識・理解を正確に身に付けた上で、時として抽象的であるこれらの議論がいかに関実の問題解決のために寄与しているのかを具体的な事例の学修を通じて理解して貰うことを目標とする。授業は講義形式とする。
備考	0AFL033 と同一。
授業形態	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標（学修成果）	刑法各論についての基礎知識の習得と体系的理解を図る。また、関連判例の検討を通じて、事実に即した具体的な問題解決に必要な法的分析能力や議論能力の前提となる、基礎的能力を育成する。なお、本科目では、「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案):刑法」のうち「第2編 各則」をカバーしている。「第1編 総則」については、「刑法 I〔総論〕」で扱う。
授業計画	<p>本講義では、刑法各論について概観する。具体的には、レジユメの記載順序に従って、事例を交えながら刑事法的な論点を紹介し、適宜、質疑応答を行う。</p> <p>第1回刑法各論の解釈手法について説明した上で、生命に対する罪について検討する。「人」の概念を概観した後、他殺・自殺それぞれの場合の刑法上の規律と両者の区別について説明し、理解を促す。（「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案):刑法 第2編第1部第1章第1節」）</p> <p>第2回引き続き生命に対する罪について検討する。「墮胎」の意義及び胎児性致死傷の法的処理について説明し、併せて遺棄罪の構造についての学説対立について整理し、理解を促す。（「同 第2編第1部第1章第6節－第7節」）</p> <p>第3回身体に対する罪について検討する。「暴行」概念、「傷害」概念及び両者の関係について概観した後、現場助勢罪や同時傷害の特例等の特殊な規定についても説明し、理解を促す。（「同 第2編第1部第1章第2節－第5節」）</p> <p>第4回自由に対する罪について検討する。意思活動の自由及び場所的移動の自由に対する罪の諸類型について概観した後、特に逮捕・監禁罪における重要論点について説明し、理解を促す。（「同 第2編第1部第2章第1節－第3節」）</p> <p>第5回引き続き自由に対する罪について検討する。性的自己決定の自由及び住居等に立入を認める自由に対する罪の諸類型について概観し、理解を促す。（「同 第2編第1部第2章第4節－第3章」）</p> <p>第6回名誉に対する罪について検討する。「名誉」概念について概観した後、公共の利害に関する特例の意義とその解釈に関する学説対立について説明し、理解を促す。（「同 第2編第1部第4章第1節－第2節」）</p>

第7回信用・業務に対する罪について検討する。業務概念について概観した後、公務の「業務」性に関する学説対立と判例の展開について説明し、理解を促す。（「同第2編第1部第5章」）

第8回財産犯に共通する問題について検討する。財産犯の分類について概観した後、「財物」・占有・不法領得の意思等の各要件について説明し、理解を促す。（「同第2編第1部第6章第1節－第2節前半」）

第9回狭義の奪取罪について検討する。窃盗罪及び不動産侵奪罪について概観した後、強盗罪の成立要件について、特に強取の構造に重点を置いて説明し、理解を促す。（「同第2編第1部第6章第2節後半－第3節前半」）

第10回引き続き狭義の奪取罪について検討する。強盗利得罪における「利益」概念について検討した後、事後強盗罪や強盗致死傷罪の構造及びそれらの罪と強盗罪との関係について説明し、理解を促す。（「同第2編第1部第6章第3節後半」）

第11回交付罪について検討する。詐欺罪における「欺」く行為・錯誤・交付といった一連の要件について説明した上で、特に詐欺利得罪における「利益」概念、「交付」行為及び財産上の損害概念について検討し、理解を促す。（「同第2編第1部第6章第3節後半－第4節前半」）

第12回引き続き、交付罪について検討する。電子計算機使用詐欺罪及び恐喝罪について概観した後、前回の検討を踏まえ、交付罪の諸問題について判例の展開を交えながら説明し、理解を促す。（「同第2編第1部第6章第4節後半－第5節」）

第13回横領の罪について検討する。「物」の「他人」性や「横領」の意義に関する諸事例を紹介した上で、その法的処理に関する学説対立及び判例の展開について説明し、理解を促す。（「同第2編第1部第6章第6節」）

第14回背任の罪について検討する。背任罪の罪質に関する学説対立について概観し、個別の成立要件を検討した上で、横領罪との関係についても説明し、理解を促す。（「同第2編第1部第6章第7節」）

第15回盗品関与罪及び毀棄罪について検討する。盗品関与罪及び毀棄罪の保護法益に関する理解の対立とその効果及び各犯罪類型について説明し、理解を促す。（「同第2編第1部第6章第8節－第9節」）

第16回放火の罪について検討する。放火罪の保護法益の多元性と、それに伴う各犯罪類型の区別について概観した後、「焼損」・「公共の危険」・現住性といった放火の罪に共通する要件について説明し、理解を促す。（「同第2編第2部第1章第1節、第3節」）

第17回偽造の罪について検討する。偽造の罪全体について概観した後、文書偽造罪を素材に、「文書」・偽造といった成立要件の解釈に関する諸事例を紹介した上で、その法的処理に関する学説対立及び判例の展開について説明し、理解を促す。（「同第2編第2部第2章第2節」）

第18回公務の執行を妨害する罪について検討する。特に狭義の公務執行妨害罪について、「職務」の意義や「職務」の適法性といった重要論点について説明し、理解を促す。（「同第2編第3部第2章第1節」）

第19回司法作用に対する罪について検討する。特に犯人蔵匿罪及び証拠隠滅罪について、各々の成立要件を確認した上で、「親族」による犯罪に関する特例に関する議論を共犯論との関係を踏まえながら説明し、理解を促す。（「同第2編第3部第2章第2節」）

	第 20 回汚職の罪について検討する。特に賄賂罪について、その保護法益についての議論を概観した上で、「賄賂」の意義や「職務」関連性といった重要論点について説明し、理解を促す。(「同 第 2 編第 3 部第 2 章第 4 節」)
履修条件	配当年次による。
成績評価方法	質疑応答等の平常点 20%、期末試験 80%。
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	予習等の授業時間外の学修等については、授業において指示をする予定である。
教材・参考文献・配付資料等	<p>講義の際には、事前にレジюмеを配布する。</p> <p>下記の教科書は例示であり、講義においても、他の基本書類を使用することを妨げない。</p> <p>自習においても、複数の基本書類を何度も読み返すことをお勧めする。</p> <p>なお、近時、刑法典の改正が頻繁に行われている。できうる限り新しい基本書類を参照することをお勧めする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 松原芳博, 刑法各論 2. 高橋則夫, 刑法各論 [第 3 版] 3. 西田典之 (橋爪隆補訂), 刑法各論 [第 7 版] 4. 松宮孝明, 刑法各論講義 [第 5 版] 5. 井田良, 講義刑法学・各論 6. 山口厚, 刑法各論 [第 2 版] <p>【参考書】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 判例集として、 西田典之ほか『判例刑法各論 第 7 版』(有斐閣) 2. 判例評釈集として、 成瀬幸典ほか編『判例プラクティス刑法 II 各論』(信山社、2012 年) 西田典之ほか編『刑法判例百選 II 各論 [第 7 版]』(有斐閣、2014 年) 高橋則夫=十河太郎編『新・判例ハンドブック【刑法各論】』(日本評論社、2016 年) 3. 判例をより深く学ぶために、 松原芳博編『刑法の判例 各論』(成文堂、2011 年) 山口厚『基本判例に学ぶ刑法各論』(成文堂、2011 年)

オフィスアワー等（連絡先含む）	「履修ガイド」記載のとおり。
その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー（TF）・ティーチングアシスタント（TA）	
キーワード	刑法各論

授業科目名	民法 III〔債権総論〕
科目番号	01NA015
単位数	2.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	秋 AB 木 7,8
担当教員	白石 友行
授業概要	<p>本講義の目標は、(1) 債権一般に関わる基本事項を正確に理解すると同時に、契約法・債権法の基本的な仕組み、基礎理論、諸制度を体系的に理解する。(2) 債権一般に関わる様々な判例・裁判例を正確に理解する。(3) 日常生活や取引活動の中で起こる様々な事実や紛争の中から法的問題を抽出する能力を身に付ける。債権法に関する法的ルールを使いこなす能力を身に付ける。(4) ほかの民法関連科目の授業とあわせて、民法全体の基本的な仕組みを理解する。授業は講義形式で、民法の講学上「債権総論」と呼ばれている部分、民法の編別で言えば、第 3 章・債権の第 1 節・総則を対象とする。債権総論に関わる事項の習得及び法的な思考能力の向上を目的としている。この授業では、ほかの民法関連科目、とりわけ、民法 IV-1 と民法 IV-2 との関連に留意しつつ、債権の種類や効力、債権回収等の場面で生ずる問題を中心に説明を行う。</p>
備考	0AFL015 と同一。
授業形態	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標（学修成果）	<p>(1) 債権一般に関わる基本事項を正確に理解すると同時に、契約法・債権法の基本的な仕組み、基礎理論、諸制度を体系的に理解する。</p> <p>(2) 債権一般に関わる様々な判例・裁判例を正確に理解する。</p> <p>(3) 日常生活や取引活動の中で起こる様々な事実や紛争の中から法的問題を抽出する能力を身に付ける。債権法に関する法的ルールを使いこなす能力を身に付ける。</p> <p>(4) ほかの民法関連科目の授業とあわせて、民法全体の基本的な仕組みを理解する。</p>
授業計画	<p>第 1 回債権の種類・内容 債権全般についての序論的な概観を行った後、債権の種類・内容を扱う。具体的には、民法 IV-1 および民法 IV-2 の授業の内容と連動させつつ、特定物債権、種類債権、金銭債権、利息債権、選択債権について、民法の基本的なルールを説明する。また、利息債権に関連して、利息の約定についての判例法理と特別法の展開にも言及する。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第 3 編・第 1 部・第 1 章および第 2 部・第 4 章を対象とする。</p> <p>第 2 回債権の効力、履行の強制 債権の効力を扱う。具体的には、民法 IV-1 および民法 IV-2 の授業の内容と連動させつつ、債権の基本的な効力を整理し、いわゆる自然債務と責任なき債務の問題を概説する。また、履行の強制について、その意義と体系的な位置付けを確認し、民事執行法のルールにも言及しながら、債務の種類ごとに履行強制の方法を説明する。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第 3 編・第 1 部・第 2 章・第 1 節および第 2 節を対象とする。</p>

第3回債権者代位権 I

債権者代位権を扱う。この回の授業では、まず、伝統的な理解に基づき、責任財産とその保全の方法について、債権者平等の原則との関連も踏まえて概観する。その後、債権者代位権の意味と基本構造、要件枠組、行使の方法を順次説明していく。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第3編・第1部・第2章・第5節・1および2を対象とする。

第4回債権者代位権 II

第3回の授業の内容を前提として、この回の授業では、債権者代位権の効果と、いわゆる転用の問題を扱う。まず、効果に関して、判例法理に依拠しつつ、民事訴訟法や民事執行法との関係にも留意しながら、その概要を説明する。次に、いわゆる債権者代位権の転用について、主要な事例を取り上げながら検討していく。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第3編・第1部・第2章・第5節・2を対象とする。

第5回詐害行為取消権 I

詐害行為取消権を扱う。この回の授業では、詐害行為取消権の意味、基本構造に触れた上で、倒産法上の否認権との関係にも留意しながら、詐害行為取消権の要件の基本枠組を整理する。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第3編・第1部・第2章・第5節・3を対象とする。

第6回詐害行為取消権 II

第5回の授業の内容を前提として、この回の授業では、詐害行為取消権の行使方法と効果の問題を扱う。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第3編・第1部・第2章・第5節・3を対象とする。

第7回多数当事者の債権・債務 I 分割債権・債務、不可分債権・債務、連帯債権

まず、多数当事者の債権・債務関係について、民法の構造を概観し、この分野の内容をより良く理解するための視点を設定する。その後、分割債権・債務、不可分債権・債務、連帯債権の基本的なルールを説明する。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第3編・第1部・第3章・第1節を対象とする。

第8回多数当事者の債権・債務 II 連帯債務

連帯債務を扱う。具体的には、連帯債務の意味、成立を概観した後、連帯債務の効力を、対外関係、影響関係、内部(求償)関係に分けて説明する。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第3編・第1部・第3章・第2節を対象とする。

第9回多数当事者の債権・債務 III 保証債務 1

保証債務を扱う。この回の授業では、まず、保証債務の意味、機能、性質、類似の制度との異同を概説する。次に、保証債務の成立との関連で、その基本的なルールとそこから生ずる諸問題を説明する。最後に、保証債務の効果として、債権者と保証人の関係のうち、保証の範囲の問題を扱う。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第3編・第3章・第3節を対象とする。

第10回多数当事者の債権・債務 IV 保証債務 2

第9回の授業の内容を前提として、この回の授業では、保証債務の効果として、債権者と保証人の関係のうち保証人の抗弁の問題と情報提供義務の問題、主たる債務者と債権者の関係、保証人と主たる債務者の関係を説明する。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第3編・第3章・第3節を対象とする。

第 11 回多数当事者の債権・債務 V 保証債務 3

第 9 回および第 10 回の授業の内容を前提として、この回の授業では、各種の保証、具体的には、連帯保証、共同保証、根保証をめぐる基本的なルールを扱う。また、事業に係る債務についての保証契約の特則にも触れる。共通的な到達目標モデル (第二次修正案) 民法の第 3 編・第 3 章・第 3 節を対象とする。

第 12 回債権譲渡 I

債権譲渡を扱う。この回の授業では、まず、債権譲渡の意味と機能を確認した上で、債権の譲渡性の原則とその制限について概説する。とりわけ、譲渡制限の意思表示の問題が重要なテーマとなる。次に、債権譲渡の権利行使要件および対抗要件システムの基本構造を説明する。共通的な到達目標モデル (第二次修正案) 民法の第 3 編・第 1 部・第 4 章・第 1 節を対象とする。

第 13 回債権譲渡 II

第 12 回の授業の内容を前提として、この回の授業では、債権譲渡の権利行使要件および対抗要件をめぐる民法上の諸問題を扱う。具体的には、債務者に対する権利行使要件との関連では、債務者による抗弁の対抗と抗弁放棄の意思表示が、第三者に対する対抗要件との関連では、債権譲渡の優劣決定基準が重要なテーマとなる。共通的な到達目標モデル (第二次修正案) 民法の第 3 編・第 1 部・第 4 章・第 1 節を対象とする。

第 14 回債権譲渡 III

第 12 回および第 13 回の授業の内容を前提として、この回の授業では、債権譲渡法理の現代的展開を扱う。具体的には、危機対応型の債権譲渡から正常業務型の債権譲渡へという基本的な動向に留意しつつ、集合債権譲渡に関わる判例法理を整理し、対抗要件についての特別法 (動産・債権譲渡特例法) の内容を説明していく。共通的な到達目標モデル (第二次修正案) 民法の第 3 編・第 1 部・第 4 章・第 1 節を対象とする。

第 15 回債務引受、契約譲渡

債務引受に関しては、免責的債務引受と併存的債務引受という 2 つの類型について、その意味、要件、効果を説明する。また、契約譲渡に関しては、その意味、要件、効果などの一般論を概観し、併せて、各論として、民法 IV-2 で扱った賃貸借契約上の当事者の地位の移転の問題を確認する。共通的な到達目標モデル (第二次修正案) 民法の第 3 編・第 1 部・第 4 章・第 2 節を対象とする。

第 16 回債権の消滅 I 弁済 1

債権の消滅原因の 1 つ目として、弁済を扱う。この回の授業では、弁済の意味、弁済の方法 (時期、場所、内容、費用) を概観した後、弁済の当事者の問題を扱う。とりわけ、第三者による弁済と弁済を受領する権限のない者に対する弁済が中心的なテーマとなる。後者については、制度趣旨を確認した上で、その要件と効果、更に、銀行取引の場面を中心とする同制度の適用領域の拡大について、判例法理を中心に説明していく。共通的な到達目標モデル (第二次修正案) 民法の第 3 編・第 1 部・第 5 章・第 1 節・1 を対象とする。

	<p>第 17 回債権の消滅 II 弁済 2 第 16 回の授業の内容を前提として、この回の授業では、弁済の効果の問題を扱う。とりわけ、弁済による代位が中心的なテーマとなる。より具体的には、弁済による代位の意味と機能を確認した上で、その要件と効果に関わる基本的なルールを、判例法理と学説の理論的到達点を踏まえながら説明していく。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第 3 編・第 1 部・第 5 章・第 1 節・4 を対象とする。</p> <p>第 18 回債権の消滅 III 弁済 3、弁済供託、代物弁済 第 16 回および 17 回の授業の内容を前提として、この回の授業では、前 3 回の授業で扱えなかった弁済の問題を整理する。また、代物弁済と弁済供託の基本的なルールも説明する。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第 3 編・第 1 部・第 5 章・第 1 節・2 および 3、ならびに第 3 節を対象とする。</p> <p>第 19 回債権の消滅 IV 相殺 1 債権の消滅原因として相殺を扱う。相殺の意味と機能を正確に理解した上で、その要件と効果に関わる基本的なルールを修得することが、この回の授業の目的となる。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第 3 編・第 1 部・第 5 章・第 4 節を対象とする。</p> <p>第 20 回債権の消滅 V 相殺 2、更改、免除、混同、有価証券 第 19 回の授業の内容を前提として、差押えと相殺の関係、債権譲渡と相殺の関係について、理論的到達点を踏まえながら検討する。また、そのほかの債権消滅原因として、更改、免除、混同の基本的なルールを説明する。更に、補論として、有価証券についても概観する。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第 3 編・第 1 部・第 5 章・第 4 節および第 5 節を対象とする。</p>
履修条件	配当年次による。
成績評価方法	定期試験(75%)、小テスト(15%)、平常点(10%)
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	予習:事前に配布される講義資料をしっかりと読んでおくこと。 復習:講義資料、参考文献、練習問題などを通じて、授業の内容をしっかりと理解しておくこと。
教材・参考文献・配付資料等	シラバス執筆時点では、「民法の一部を改正する法律」を反映した教科書などの出版状況が未確定であるため、初回の授業で、または、掲示板を通じて指示する。 1. 担当者が作成した講義資料(事前に配布する)
オフィスアワー等(連絡先含む)	履修ガイドに記載する。
その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	民法 IV-1 および民法 IV-2 を履修していることが望ましい。
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー(TF)・ティーチングアシスタント(TA)	なし。
キーワード	債権、債券の種類、債権の効力、責任財産の保全、多数当事者の債権・債務、債権譲渡、債務引受、債権の消滅

授業科目名	民法 V〔不法行為・不当利得法〕
科目番号	01NA017
単位数	2.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	秋 BC 土 2,3
担当教員	直井 義典
授業概要	<p>本講義の目標は、(1) 事務管理・不当利得・不法行為に関する基本的な知識を修得する。(2) 具体的な不法行為事案に対して判例がどのようにして条文を解釈・適用しているのかを理解する。講義では、債権各論のうち、事務管理・不当利得・不法行為について講じる。この分野は条文数は少ないが、特に不法行為について民法典起草後の発展には目ざましいものがあり、この分野を理解するためには条文の文言を理解するのみでは足りない面がある。そこで、条文から要件・効果を引き出すことと並んで、民法典起草後の学説の展開ならびに適用領域の拡大を具体的事例に即して検討することも行いたい。授業は講義形式とする。</p>
備考	0AFL021 と同一。
授業形態	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標（学修成果）	<p>民法 I と同様に、あらかじめ配布したレジュメならびに教科書の指定箇所を予習してあることを前提に、簡単な事例を検討しながら条文解釈を行っていく。</p> <p>この分野は、民法上の規定の数こそ僅かではあるものの、その議論は膨大である。、まず、不法行為は、私たちの社会生活において日常的に生起するものであり、被害者と加害者という比較的単純な関係を起点として展開されることになるものであるが、不法行為として把握されるもの、あるいは不法行為か否かが問題とされる対象が拡大してきており、その間口は相当に広く、同時に奥行も深いものといわなければならない。そして、その不法行為を規制する民法上の規定が多くはないのに対し、裁判例の蓄積が膨大なものとなっており、その裁判例（判例）によって創造された準則が民法上の規定と同様に重要な意味をもっている。したがって、それら裁判例を如何に理解するかも必須の課題となるが、その課題を克服するためにも、また、未だ裁判例が存しないような新たな問題に対処するためにも、基礎的な理論を身につけることが求められる。そこで、授業では、概ね民法典の規定の順序に従いつつ、不法行為法の基礎理論の理解に努めることとする。、次に、不当利得については、それほど多くの時間を割くことが叶わないので、不当利得の要件とその効果を中心に、基本的な内容の理解に努める。</p>

授業計画	<p>第1週 役務提供型契約・その他の契約 役務提供型契約のうち請負を除いた雇用・委任・寄託契約、ならびに、その他の契約として組合・終身定期金・和解契約について説明する。(共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)民法第3編第2部第7章~第9章)</p> <p>第2週 不法行為法序説ならびに不法行為の成立要件(1) 不法行為法の総論として、制度目的ならびに機能について講じた上で、民法典における不法行為規定の構造を説明する。さらに、不法行為の成立要件のうち、故意・過失について、その内容・判断基準に重点を置きながら説明する。(同第3編第3部第3章第1節・第2節・第5節)</p> <p>第3週 不法行為の成立要件(2) 不法行為の成立要件のうち、権利・利益侵害、損害の発生ならびに因果関係について説明する。また、責任阻却事由ほかの抗弁事由についても説明する。(同第3編第3部第3章第2節・第3節)</p> <p>第4週 不法行為の効果(1) 不法行為のもっとも基本的な効果である損害賠償に関し、その範囲ならびに金銭的評価について説明する。(同第3編第3部第3章第4節)</p> <p>第5週 不法行為の効果(2) 不法行為の効果のうち、過失相殺・特定の救済について説明し、合わせて、損害賠償請求権の消滅時効ならびに請求権競合論について説明する。(同第3編第3部第3章第4節)</p> <p>第6週 不法行為の効果(2) 不法行為の効果のうち、過失相殺・特定の救済について説明し、合わせて、損害賠償請求権の消滅時効ならびに請求権競合論について説明する。(同第3編第3部第3章第4節)</p> <p>第7週 特殊不法行為法(2) 特殊不法行為法のうち、共同不法行為ならびに工作物責任について説明する。(同第3編第3部第3章第3節)</p> <p>第8週 特殊不法行為法(3)・事務管理 特殊不法行為責任のうち、動物占有者責任ならびに製造物責任について説明する。さらに、事務管理の概要を説明する。(同第3編第3部第1章)</p> <p>第9週 不当利得(1) 不当利得の類型論を紹介し、侵害利得類型ならびに給付利得類型を中心に説明する。(同第3編第3部第2章第1節)</p> <p>第10週 不当利得(2) 転用物訴権ならびに特殊な不当利得について説明する。(同第3編第3部第2章第2節)</p>
履修条件	
成績評価方法	小テスト10%・期末試験90%で評価する。
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	初回の授業で説明する

教材・参考文献・配付資料等	1. 潮見佳男, 『債権各論 I 第 3 版』(新世社・平成 29 年) 2. 潮見佳男, 『債権各論 II 第 3 版』(新世社・平成 29 年)
オフィスアワー等(連絡先含む)	履修ガイド記載の通り
その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー(TF)・ティーチングアシスタント(TA)	
キーワード	役務提供型契約・不法行為・事務管理・不当利得

授業科目名	民法 IV-1〔契約法〕
科目番号	01NA022
単位数	2.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	春 AB 水 7,8
担当教員	白石 友行
授業概要	<p>本講義の目標は、(1) 契約法の基本的な仕組み、基礎理論、諸制度を体系的に理解する。(2) 契約に関わる様々な判例・裁判例を正確に理解する。(3) 日常生活や取引活動の中で起こる様々な事実や紛争の中から法的問題を抽出する能力を身に付ける。契約法に関する法的ルールを使いこなす能力を身に付ける。(4) ほかの民法関連科目の授業とあわせて、民法全体の基本的な仕組みを理解する。民法 IV-2 とともに、契約法に関する基本的な理解を確立すること、また、法的な思考能力を向上させることを目指して、契約に関わる民法上のルールを中心に説明する。この授業では、契約の成立と内容の局面で生ずる問題を中心に、民法総則、契約総論上のルールを扱う。授業は講義形式とする。</p>
備考	0AFL017 と同一。
授業形態	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標（学修成果）	<p>(1) 契約法の基本的な仕組み、基礎理論、諸制度を体系的に理解する。 (2) 契約に関わる様々な判例・裁判例を正確に理解する。 (3) 日常生活や取引活動の中で起こる様々な事実や紛争の中から法的問題を抽出する能力を身に付ける。契約法に関する法的ルールを使いこなす能力を身に付ける。 (4) ほかの民法関連科目の授業とあわせて、民法全体の基本的な仕組みを理解する。</p>
授業計画	<p>第 1 回民法総論、契約総論</p> <p>まず、民法の基本的な仕組み、体系などを概観し、この授業および民法 IV-2 で扱う内容を明確にする。その後、この授業および民法 IV-2 で扱う内容について具体的なイメージを喚起するために、契約と「契約法」の一般的構造を、そのプロセスに即して説明する。また、今後の授業で必要となる契約法の基本原則（契約自由、契約の拘束力など）、契約の種類や分類についても検討する。共通的な到達目標モデル（第二次修正案）民法の第 1 編・序章および第 1 章、第 3 編・第 2 部・第 1 章・第 1 節が対象である。</p> <p>第 2 回契約の成立 I 契約の成立</p> <p>契約の成立に関わる基本的なルールを扱う。具体的には、契約の成立の局面で生じる様々な問題の全体像を概観した後、契約成立の基本的なパターンである申込みと承諾の意義と効力、それらの合致による契約の成立、申込みと承諾の合致以外の方法による契約の成立を説明する。共通的な到達目標モデル（第二次修正案）民法の第 3 編・第 2 部・第 1 章・第 2 節および第 1 編・第 5 章・第 2 節・6 が対象である。</p>

第3回契約の成立 II 契約成立前の責任

契約成立前および契約成立過程で問題となる様々な法的責任を扱う。具体的には、契約無効類型、契約交渉破棄類型、情報提供・説明類型のそれぞれについて、判例法理を概観し、これらの法的責任の背後にある基本的な考え方を、契約の基本原則との関連に留意しながら説明する。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第3編・第2部・第1章・第1節が対象である。

第4回契約の有効要件 I 意思表示総論、心裡留保

法律行為と意思表示の総論的な内容および意思表示各論の1つ目として心裡留保を扱う。具体的には、まず、契約の有効要件と関連させながら、民法総則上の法律行為および意思表示規定の全体像、意思表示に関する基本原理、その生成プロセスを概観する。その後、意思表示各論の1つ目として、心裡留保の意義、要件、効果などを説明する。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第1編・第5章・第1節・1および第2節・1が対象である。

第5回契約の有効要件 II 虚偽表示 1

意思表示各論の2つ目として、虚偽表示を扱う。具体的には、虚偽表示の意義、趣旨、機能、要件、効果などについての基本的な説明を行う。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第1編・第5章・第2節・2が対象である。

第6回契約の有効要件 III 虚偽表示 2

第5回の授業の内容を前提として、いわゆる94条2項の類推適用法理を扱う。具体的には、94条2項類推適用法理の意義と趣旨を概観した後、いくつかの類型に分けて判例法理を整理し、その背後にある基本的な考え方と問題点を検討する。また、ほかの民法関連科目(特に同時履修中の民法I)との関連に留意しつつ、民法全体の理解をより深める目的で、表見法理についての一般的な説明も行う。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第1編・第5章・第2節・2、第2編・第1章・第2節・1および2・2-1が対象である。

第7回契約の有効要件 IV 錯誤 1

意思表示各論の3つ目として、錯誤を扱う。具体的には、錯誤の全体像を概観した後、錯誤の意義と種類、いわゆる動機の錯誤の取扱い、錯誤についての基本的な考え方を説明する。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第1編・第5章・第2節・3が対象である。

第8回契約の有効要件 IV 錯誤 1

意思表示各論の3つ目として、錯誤を扱う。具体的には、錯誤の全体像を概観した後、錯誤の意義と種類、いわゆる動機の錯誤の取扱い、錯誤についての基本的な考え方を説明する。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第1編・第5章・第2節・3が対象である。

第9回契約の有効要件 VI 詐欺・強迫

意思表示各論の4つ目および5つ目として、詐欺と強迫を扱う。具体的には、詐欺・強迫の意義、趣旨、機能、要件、効果、更に、詐欺・強迫による取消しと第三者の問題などについて説明する。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第1編・第5章・第2節・4が対象である。

第 10 回契約の有効要件 VII 誤認・困惑・過量契約

意思表示各論の 6 つ目として、消費者契約法上の誤認・困惑・過量契約による取消しなどを扱う。具体的には、まず、消費者契約法全体および同法における意思表示規定の趣旨を概観した後に、誤認による取消し、困惑による取消し、過量契約による取消し制度などの概要を説明する。共通的な到達目標モデル (第二次修正案) 民法の第 1 編・第 5 章・第 2 節・5 が対象である。

第 11 回契約の内容 I 契約の解釈、約款、条項規整

契約の内容を確定するためのルール、契約における不当条項規制の問題を扱う。具体的には、まず、契約解釈に関する考え方の対立、その様々な手法について、判例・裁判例を用いながら説明する。次に、契約の条項と約款に関する基本的な理解を確立したうえで、消費者契約法にも言及しつつ、不当条項規制のための仕組みを概説する。共通的な到達目標モデル (第二次修正案) 民法の第 1 編・第 5 章・第 1 節・1 および第 3 編・第 2 部・第 1 章・第 3 節を対象とする。

第 12 回契約の内容 II 契約内容の規制

契約の内容に関わる有効要件を扱う。具体的には、まず、伝統的に法律行為 (契約) の有効要件として挙げられてきた要件 (可能性、適法性、社会的妥当性) の概要とその問題を説明する。その後、公序良俗による内容規制と法令による内容規制の 2 点について検討を加えていく。共通的な到達目標モデル (第二次修正案) 民法の第 1 編・第 5 章・第 1 節・1 および 2 が対象である。

第 13 回契約の当事者 I 権利能力、意思能力、行為能力総論

契約以外の問題との関連にも留意しつつ、契約当事者としての人の問題を扱う。具体的には、権利能力、意思能力、行為能力について、それぞれの制度の基本的な意味と趣旨、また、行為能力制度の全体像を説明する。更に、それぞれの能力の関係についても検討を行う。共通的な到達目標モデル (第二次修正案) 民法の第 1 編・第 2 章・第 1 節および第 2 節を対象とする。

第 14 回契約の当事者 II 行為能力各論 1

制限行為能力者の 1 つ目として、成年後見を扱う。具体的には、制限行為能力者としての成年被後見人、被保佐人、被補助人の行為能力を説明する。その際には、必ずしも行為能力に関わるものとは言えないが、成年後見の全体像をより良く理解するために、家族法上の諸規定や任意後見にも言及することになる。共通的な到達目標モデル (第二次修正案) 民法の第 1 編・第 2 章・第 2 節および第 4 編・第 5 章を対象とする。

第 15 回契約の当事者 III 行為能力各論 2

制限行為能力者の 2 つ目として、未成年者を扱う。具体的には、制限行為能力者としての未成年者の行為能力を説明する。その際には、必ずしも行為能力に関わるものとは言えないが、未成年後見の全体像をより良く理解するために、家族法上の諸規定にも言及することになる。また、行為能力と関連して、制限行為能力者の相手方の保護の問題、人一般と関連して、住所、不在者、失踪宣告の問題も扱う。共通的な到達目標モデル (第二次修正案) 民法の第 1 編・第 2 章・第 2 節および第 3 節、ならびに第 4 編・第 4 章を対象とする。

	<p>第 16 回契約の効果帰属要件 I 代理総論 代理制度総論および有権代理の問題を扱う。具体的には、まず、代理総論として、代理の意味、種類、基本構造、間接代理や使者などの類似制度との関係を説明する。次いで、代理権の発生原因・内容・消滅、代理行為の方法・有効性などについて、基本的な構造を明らかにする。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第 1 編・第 5 章・第 3 節の 1 から 3 までを対象とする。</p> <p>第 17 回契約の効果帰属要件 II 無権代理 無権代理の問題を扱う。具体的には、代理人として行為をした者が代理権を有していなかった場合の規律について、無権代理行為の効果、無権代理人の責任に分けて説明し、併せて、無権代理と相続に関する判例法理と学説上の議論を検討する。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第 1 編・第 5 章・第 3 節・4 を対象とする。</p> <p>第 18 回契約の効果帰属要件 III 表見代理 1 表見代理の問題を扱う。具体的には、まず、表見代理の意味、基本原理、要件、効果について概要を説明し、次いで、表見代理の 3 類型のうち、代理権授与表示による表見代理の問題を取り上げる。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第 1 編・第 5 章・第 3 節・5 を対象とする。</p> <p>第 19 回契約の効果帰属要件 IV 表見代理 2 第 18 回の授業の内容を前提として、表見代理の 3 類型のうち、代理権踰越による表見代理、代理権消滅後の表見代理の問題を取り上げる。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第 1 編・第 5 章・第 3 節・5 を対象とする。</p> <p>第 20 回無効・取消し、条件・期限 前回までの授業の内容を踏まえて、契約以外の問題との関連にも留意しつつ、無効と取消しについて、それぞれの意味、効果、法律関係、追認などを整理し、理解を深めることを目指す。また、条件と期限についても触れる。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第 1 編・第 5 章・第 4 節および第 5 節を対象とする。</p>
履修条件	配当年次による。
成績評価方法	定期試験(75%)、小テスト(15%)、平常点(10%)
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	予習:事前に配布される講義資料をしっかりと読んでおくこと。 復習:講義資料、参考文献、練習問題などを通じて、授業の内容をしっかりと理解しておくこと。
教材・参考文献・配付資料等	シラバス執筆時点では、「民法の一部を改正する法律」を反映した教科書などの出版状況が未確定であるため、初回の授業で、または、掲示板を通じて指示する。 1. 担当者が作成した講義資料(事前に配布する)
オフィスアワー等(連絡先含む)	履修ガイドに記載する。
その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー(TF)・ティーチングアシスタント(TA)	

キーワード

契約の成立, 意思表示, 法律行為, 権利能力, 意思能力, 行為能力, 代理, 無効・取消し,
条件・期限

授業科目名	民法 IV-2〔契約法〕
科目番号	01NA023
単位数	2.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	春 BC 金 7,8
担当教員	白石 友行
授業概要	<p>本講義の目標は、(1) 契約法の基本的な仕組み、基礎理論、諸制度を体系的に理解する。(2) 契約に関わる様々な判例・裁判例を正確に理解する。(3) 日常生活や取引活動の中で起こる様々な事実や紛争の中から法的問題を抽出する能力を身に付ける。契約法に関する法的ルールを使いこなす能力を身に付ける。(4) ほかの民法関連科目の授業とあわせて、民法全体の基本的な仕組みを理解する。民法 IV-1 とともに、契約法に関する基本的な理解を確立すること、また、法的な思考能力を向上させることを目指して、契約に関わる民法上のルールを中心に説明する。この授業では、契約の効力と不履行の局面、各契約類型で生ずる問題を中心に、契約総論及び各論上のルールを扱う。授業は講義形式とする。</p>
備考	0AFL019 と同一。
授業形態	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標（学修成果）	担当者が作成した講義資料（事前に配布する）
授業計画	<p>第 1 回契約の効力 I 履行請求 1 履行請求に関わる問題として、履行請求の意義とその限界（補論として代償請求権）、および同時履行の抗弁権を扱う。具体的には、債権一般との関係に留意しながら、契約から生じた債権の履行請求の意義とその限界（伝統的に履行不能として論じられてきたもの）を説明する。次いで、同時履行の抗弁権について、その意義、機能、要件、効果を検討する。併せて、不安の抗弁権にも触れる。共通的な到達目標モデル（第二次修正案）民法の第 3 編・第 1 部・第 2 章・第 1 節、第 2 部・第 1 章・第 1 節および第 4 節を対象とする。</p> <p>第 2 回契約の効力 II 履行請求 2 履行請求に関わる問題として、事情変更と危険負担を扱う。具体的には、まず、事情変更の原則について、その意味、趣旨、要件、効果を整理する。次に、危険負担について、その意味と基本的な考え方を概説し、第 6 回および第 7 回で扱われる契約解除との関係も含め、その存在意義を検討する。共通的な到達目標モデル（第二次修正案）民法の第 3 編・第 2 部・第 1 章・第 1 節および第 4 節を対象とする。</p> <p>第 3 回契約の不履行 I 債務不履行（総論） 債務不履行の総論的な問題を扱う。具体的には、まず、債権一般との関連にも留意しつつ、債務不履行の意味、類型、その確定方法を概説する。その後、契約を取り巻く様々な債務、とりわけ、安全配慮義務や契約終了後の義務に代表される中心的債務以外の義務群の問題、履行期前の履行拒絶の問題を検討する。共通的な到達目標モデル（第二次修正案）民法の第 3 編・第 1 部・第 2 章・第 3 節を対象とする。</p>

第4回契約の不履行 II 損害賠償 1

債務不履行による損害賠償のうち、要件の問題を扱う。具体的には、帰責事由の法的な意義、いわゆる履行補助者の問題、損害の法的な捉え方、損害賠償請求と履行請求との関係などについて、理論的到達点を踏まえて説明する。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第3編・第1部・第2章・第3節を対象とする。

第5回契約の不履行 II 損害賠償 1

債務不履行による損害賠償のうち、要件の問題を扱う。具体的には、帰責事由の法的な意義、いわゆる履行補助者の問題、損害の法的な捉え方、損害賠償請求と履行請求との関係などについて、理論的到達点を踏まえて説明する。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第3編・第1部・第2章・第3節を対象とする。

第6回契約の不履行 IV 解除 1

契約の解除のうち、その意味と要件の問題を扱う。具体的には、まず、解除の意味、種類、機能などを概観した上で、その要件を、民法の枠組に従い、催告解除、と無催告解除に分けて説明する。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第3編・第2部・第1章・第5節を対象とする。

第7回契約の不履行 V 解除 2

契約の解除のうち、解除権と効果の問題を扱う。具体的には、まず、解除権の行使、不可分性、消滅などの問題を説明する。次に、解除の効果の基本的な考え方を整理した上で、民法Vで扱う不当利得との関係にも留意しつつ、原状回復をめぐる様々な問題、解除と第三者に関わる問題を検討する。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第3編・第2部・第1章・第5節を対象とする。

第8回契約不履行 VI 受領障害

弁済の提供と受領遅滞の問題を扱う。まず、弁済の提供の方法と効果を整理する。次に、受領遅滞について、その基本的な考え方を整理した上で、その効果を検討していく。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第3編・第1部・第2章・第4節および第5章・第1節・3を対象とする。

第9回売買 I

売買を扱う。この回の授業では、売買法の基本構造を整理した後に、売買の成立に関わる諸問題を中心に説明する。とりわけ、予約と手付が中心的なテーマとなる。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第3編・第2部・第3章・第1節を対象とする。

第10回売買 II

第9回の授業の内容を前提として、売買の効力の問題を扱う。この回の授業では、まず、売買契約における当事者の債務の内容を確認する。その後、売主の財産権移転義務に関わる問題(他人物売買など)を扱う。更に、改正前後の規律を対比させつつ、売主の契約適合性に関わる義務とその責任に関する基本的な考え方を概観する。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第3編・第2部・第3章・第2節を対象とする。

第 11 回 売買 III

第 9 回および第 10 回の授業の内容を前提として、売買の効力の問題を扱う。この回の授業では、売主が契約の内容に適合する目的物を引き渡さなかった場合、契約の内容に適合する権利を移転しなかった場合について、改正前後の規律を対比させつつ、買主に認められている救済手段を整理する。共通的な到達目標モデル (第二次修正案) 民法の第 3 編・第 2 部・第 3 章・第 2 節を対象とする。

第 12 回 売買 IV

第 9 回から第 11 回までの授業の内容を前提として、売買の効力の問題を扱う。この回の授業では、売主の契約不適合の責任に関わる様々な問題 (競売の場合の取扱い、免責特約 (責任制限特約) の効力、債権の売主の契約不適合の責任) と買主の義務を検討する。また、売買の目的物が滅失または損傷した場合の規律を整理する。共通的な到達目標モデル (第二次修正案) 民法の第 3 編・第 2 部・第 3 章・第 2 節を対象とする。

第 13 回 贈与、消費貸借

贈与と消費貸借を扱う。贈与については、その基本構造を概観した上で、その成立 (特に贈与の解除)、効力 (特に贈与者の義務)、特殊な贈与を検討する。消費貸借については、その基本構造を概観した上で、改正前後の規律を対比させつつ、その成立、効力 (特に貸主と借主の義務) を扱う。共通的な到達目標モデル (第二次修正案) 民法の第 3 編・第 2 部・第 2 章および第 4 章を対象とする。

第 14 回 使用貸借、賃貸借 I

使用貸借と賃貸借を扱う。使用貸借については、その基本構造を概観した上で、使用貸借の認定、終了などの問題を説明する。賃貸借については、まず、賃貸借の意味、具体例、民法と借地借家法との関係などを説明する。その後、この回の授業では、賃貸借の成立との関連で、成立の際に交付される金銭 (敷金、保証金、権利金、礼金など) の性質の問題を扱う。共通的な到達目標モデル (第二次修正案) 民法の第 3 編・第 2 部・第 5 章および第 6 章を対象とする。

第 15 回 賃貸借 II

第 14 回の授業の内容を前提として、賃貸借の効力の問題を扱う。この回の授業では、当事者の債務についての民法上の規律、借地借家法による権利義務調整の問題 (賃料増減額請求、建物・造作買取請求など) を概観する。共通的な到達目標モデル (第二次修正案) 民法の第 3 編・第 2 部・第 6 章・第 1 節および第 2 節を対象とする。

第 16 回 賃貸借 III

第 14 回および第 15 回の授業の内容を前提として、賃貸借の対抗力の問題を説明する。具体的には、民法と借地借家法それぞれにおける賃貸借の対抗力の規律を説明した後、賃貸人の地位の移転、賃借権の対外的効力の問題にも言及する。共通的な到達目標モデル (第二次修正案) 民法の第 3 編・第 2 部・第 6 章・第 1 節および第 2 節を対象とする。

	<p>第 17 回賃貸借 IV 第 14 回から第 16 回までの授業の内容を前提として、賃貸借の効力の問題を扱う。この回の授業では、譲渡および転賃の基本的な構造と、これらをめぐって生ずる様々な法的問題を検討する。共通的な到達目標モデル (第二次修正案) 民法の第 3 編・第 2 部・第 6 章・第 1 節および第 2 節を対象とする。</p> <p>第 18 回賃貸借 V 第 14 回から第 17 回までの授業の内容を前提として、賃貸借の終了の問題を扱う。具体的には、期間満了・解約申入れによる終了と更新の問題、賃貸借契約の解除に関わる問題、賃貸借 (借家権) の承継に関する問題が取り上げられる。共通的な到達目標モデル (第二次修正案) 民法の第 3 編・第 2 部・第 6 章・第 1 節および第 2 節を対象とする。</p> <p>第 19 回請負 I 請負を扱う。まず、民法が予定している 4 つの役務提供型契約の性質と異同、その問題などを確認する。その後、請負の意味と効力を説明する。この回の授業では、当事者の基本的な債務を概観した後、請負人の仕事完成義務、契約適合性に関する責任を扱う。共通的な到達目標モデル (第二次修正案) 民法の第 3 編・第 2 部・第 7 章を対象とする。</p> <p>第 20 回請負 II 第 19 回の授業の内容を前提として、請負の効力と終了の問題を扱う。具体的には、注文者の義務、目的物所有権の帰属の問題、目的物が滅失または損傷した場合の規律について検討を行う。また、建築請負人の契約外責任についても、判例法理の現状を整理する。共通的な到達目標モデル (第二次修正案) 民法の第 3 編・第 2 部・第 7 章を対象とする。</p>
履修条件	配当年次による。
成績評価方法	定期試験 (75%)、小テスト (15%)、並行して開講されている
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	予習:事前に配布される講義資料をしっかりと読んでおくこと。 復習:講義資料、参考文献、練習問題などを通じて、授業の内容をしっかりと理解しておくこと。
教材・参考文献・配付資料等	シラバス執筆時点では、「民法の一部を改正する法律」を反映した教科書などの出版状況が未確定であるため、初回の授業で、または、掲示板を通じて指示する。 1. 担当者が作成した講義資料 (事前に配布する)
オフィスアワー等 (連絡先含む)	履修ガイドに記載する。
その他 (受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	民法 IV-1 を履修していることが望ましい。
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー (TF)・ティーチングアシスタント (TA)	

キーワード	契約の効力, 契約の不履行, 契約各論
-------	---------------------

授業科目名	民事訴訟法 I
科目番号	01NA024
単位数	3.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	秋 A 土 2,3; 秋 BC 水 7,8
担当教員	田村 陽子
授業概要	民事紛争の公権的解決手段を定める民事訴訟法の判決手続全般について講義する。民事訴訟の制度的な仕組みを概観したうえで、その手続の基本原則や構造について、それぞれの適用事例を示しながら講義の中で解説する。第 1 に、民事訴訟法の基礎を学んでもらうこと、第 2 に、2 年次以降に予定されている民事訴訟実務の基礎、民事法演習の受講に必要な技術的知識を獲得することが目標である。この科目で、全国統一教育基準であるコア・カリキュラムの民事訴訟法部分については一通り扱う予定であるが、実際の項目との対応関係については、順番が異なり煩雑になるので、別途冊子を配布し、そこで具体的項目の対応関係も示すので、授業の予習・復習教材として扱う。
備考	0AFL029 と同一。
授業形態	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標（学修成果）	民事訴訟の制度的な仕組みを概観したうえで、その手続の基本原則や構造について、それぞれの適用事例を示しながら解説する。第 1 に、民事訴訟法の基礎を学んでもらうこと、第 2 に、2 年次以降に予定されている民事訴訟実務の基礎、民事法演習の受講に必要な技術的知識を獲得すること、が目標である。この科目で、全国統一教育基準であるコア・カリキュラムの民事訴訟法部分については一通り扱う予定であるが、実際の項目との対応関係については、順番が異なり煩雑になるので、別途冊子を配布し、そこで具体的項目の対応関係も示すので、授業の予習・復習教材として扱う。
授業計画	<p>訴えの提起から判決までが主な内容である。上訴・再審、保全手続や強制執行などは簡単に触れる。具体的な設例もなるべく使いながら、質疑応答形式を取り入れた講義を行う。</p> <p>第 1 回民事紛争と民事訴訟 世の中のトラブルや争いがすべて訴訟になるわけではない。「民事」の「訴訟」には、それなりの意味がある。刑事訴訟と民事訴訟の区別、民事訴訟法の目的、裁判制度の構造などに触れる。また参考書等の説明も併せて行う。</p> <p>第 2 回非訟 訴訟と非訟の区別。非訟における手続保障に触れる。</p> <p>第 3 回管轄 どこの裁判所に訴えを提起すればよいのか（管轄）について学習する。</p> <p>第 4 回訴訟当事者と確定 誰でも訴訟当事者になれるものではない。また誰が訴訟当事者なのかよく分からないということもある。講学上、当事者概念と当事者の確定と呼ばれる問題を扱う。</p>

第5回当事者能力・訴訟能力

訴訟当事者に要求される「能力」として当事者能力と訴訟能力について解説する。権利能力なき社団の扱いにも触れる。

第6回当事者能力・訴訟能力

訴訟当事者に要求される「能力」として当事者能力と訴訟能力について解説する。権利能力なき社団の扱いにも触れる。

第7回訴訟要件と訴えの利益

訴訟要件と考えられるものを概観し、訴えの利益を検討する。あわせて却下と棄却の区別も説明する。

第8回三種の訴え

訴えの利益が実際の訴訟でどのように発現してくるかを給付訴訟・確認訴訟・形成訴訟の訴訟3類型に照らして検討する。ここでは、将来の給付の訴え、過去の法律関係の確認、形式的形成訴訟などについて検討する。

第9回訴訟上の請求・訴訟物理論

民事訴訟の基本構造をなす「訴え」「請求」という言葉について学習する。訴訟物論の対立について学ぶ。訴訟物とはなにか。訴訟物理論の対立とその背景にある訴訟観を明らかにし、その差異を学ぶ。また、訴えの併合や重複訴訟の禁止についても学ぶ。

第10回訴状提出の効果・処分権主義(1)

訴状とはなにか、訴状提出の効果を概説し、その上で処分権主義とは何かを学習する。

申立主義の中身と一部請求の問題を扱う。

第11回処分権主義(2)

この回は、処分権主義のうち一部認容判決、債務不存在確認の問題などを解説する。当事者による訴訟の終了は後半に予定。

第12回口頭弁論とその準備

口頭弁論とは何か、争点整理手続とはなにか、それぞれの手続の特徴について学ぶ。

第13回本案審理の原則

本案審理である口頭弁論の原則には、口頭主義、弁論主義、公開主義、直接主義、双方審尋主義などがあることを学ぶ。

第14回弁論主義

弁論主義の意味・内容、主張責任、主要事実と間接事実の区別を解説する。

第15回自白と釈明権

弁論主義の中身として位置づけられている自白、および裁判所の釈明権について学ぶ。

第16回訴訟手続の停止と欠席当事者の扱い

訴訟手続が停止する場合について学ぶ。また、欠席当事者の取り扱いについても学ぶ。

第17回事実認定と証明責任

事実認定の意味、証拠や証明に関する概念、自由心証主義、推定、証明責任の考え方を学ぶ。

	<p>第 18 回証拠方法と文書提出命令 証拠方法の種類、違法収集証拠についての考え方について解説する。書証の扱い(二段の推定の意味)、文書提出命令の制度について学ぶ。</p> <p>第 19 回判決の効力 客観的範囲 (1) 判決とは何か、判決の効力を概観し、既判力論の中の客観的範囲の問題を解説する。相殺の抗弁に関する例外も取り扱う。</p> <p>第 20 回判決の効力 客観的範囲 (2) 第 20 回に引き続き、判決とは何か、判決の効力を概観し、既判力論の中の客観的範囲の問題を解説する。相殺の抗弁に関する例外も取り扱う。</p> <p>第 21 回判決の効力 時的限界 判決の効力を判断する前提として基準時の問題を取りあげる。形成権の行使と既判力の効果の問題がよく言及されているが、既判力の作用につき解説する。</p> <p>第 22 回判決の効力 主観的範囲 (1) 判決の効力としての主観的範囲の問題を扱う。</p> <p>第 23 回判決の効力 主観的範囲 (2) 第 22 回に引き続き、判決の効力としての主観的範囲の問題を扱う。反射効理論についても触れる。</p> <p>第 24 回当事者の訴訟行為 訴訟行為と私法行為の関係について学ぶ。</p> <p>第 25 回判決によらない訴訟の終了 当事者による訴訟の終了である、訴えの取り下げ、認諾、訴訟上の和解を解説する。</p> <p>第 26 回上訴・再審 判決につき当事者に不服がある場合の対応としての上訴(控訴・上告、抗告)を扱う。また、判決確定後の例外的な不服申立手段としての再審を扱う。</p> <p>第 27 回多数当事者訴訟 1 多数当事者訴訟の取り扱いの基本原則を確認し、固有必要的共同訴訟の問題を解説する。</p> <p>第 28 回多数当事者訴訟 2 当事者が死亡したり合併したりした場合(当然承継)、争いの対象の譲渡(係争物の譲渡)など、社会的な当事者が変動した場合の訴訟上の取り扱いを解説する。中断、引受承継、参加承継など。</p> <p>第 29 回共同訴訟参加・独立当事者参加 既存の訴訟に、関係する第三者が原告・被告どちらにも与しない立場で当事者として参加する制度である。日本独特の制度であるが、沿革に不明な点が多いので、意義・特徴を確認する。</p> <p>第 30 回訴訟参加 第三者が既存訴訟に参加する場合を概観し、その中でこの回は補助参加についての議論を解説する。参加的効力と既判力の違い、訴訟告知の効果にも触れる。</p>
履修条件	民法科目をなるべくしっかり履修しておくことが望ましい。
成績評価方法	<p>期末試験の点を 60%、レポートおよび小テストを併せて 40% とし、総合評価を行う。レポートおよび小テストの回数は、授業の進捗状況を見て決めるので、小テスト 2 回・レポート 2 回となるか、小テスト 1 回・レポート 3 回となるかなど内訳は変わってくる。</p>

学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	予習段階では、授業レジュメや基本書を中心に、専門用語の意義・内容を確認して授業にのぞむようにすること。復習については、同様の資料を基に、授業で学んだことを
教材・参考文献・配付資料等	<p>1 教科書は、以下の2冊。</p> <p>1 和田吉弘『基礎からわかる民事訴訟法』(商事法務、2012年)(判例中心で分かりやすいので、基本書とする)</p> <p>2 長谷部由起子ほか『基礎演習 民事訴訟法 [第3版]』(弘文堂、2018年)(解説が良いので、やはり必携。レポートの課題はここからも出題予定。)</p> <p>2 以下のいずれかの判例集を持つこと。(判例の知識はどのみち必須)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別冊ジュリスト『民事訴訟法判例百選 [第5版]』(有斐閣、2015年) ・『判例講義民事訴訟法』(弘文堂、2019年)(詳しくて分かりやすいのでおすすめ) ・『民事訴訟法判例インデックス』(商事法務、2014年)(事案と結論だけ把握するには良い) <p>* 講義には、配布レジュメおよび六法を必ず持参すること。</p> <p>1. 和田吉宏,『基礎からわかる民事訴訟法』(商事法務、2012年)(判例中心で分かりやすいので、基本書とする)</p> <p>2. 長谷部由起子ほか,『基礎演習 民事訴訟法 [第3版]』(弘文堂、2018年)(解説が良いので、やはり必携。レポートの課題はここからも出題予定。)</p> <p>3. 別冊ジュリスト『民事訴訟法判例百選 [第5版]』(有斐閣、2015年)</p> <p>4. 『判例講義民事訴訟法』(弘文堂、2019年)(詳しくて分かりやすいのでおすすめ)</p> <p>5. 『民事訴訟法判例インデックス』(商事法務、2014年)(事案と結論だけ把握するには良い)</p>
オフィスアワー等(連絡先含む)	水曜日 17時~18時
その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	なるべく民法科目は履修しておくことがのぞましい。
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー(TF)・ティーチングアシスタント(TA)	
キーワード	非訟と訴訟, 管轄, 当事者, 当事者適格, 当事者能力, 訴訟能力, 争点整理, 送達, 訴訟係属, 処分権主義, 弁論主義, 釈明権, 証明責任, 証拠, 判決効, 既判力, 訴訟上の和解, 請求の放棄・認諾, 複数訴訟, 上訴, 再審

授業科目名	刑事訴訟法 I
科目番号	01NA025
単位数	3.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	秋 A 土 4,5; 秋 BC 金 7,8
担当教員	岩下 雅充
授業概要	刑事訴訟法 (学) における重要な概念および主要な論点について、つねに刑事手続の全体に目を配りながら説明することで、また、判例・裁判例をとり上げながら具体的に検討することで、刑事訴訟法に関する基本の知識・理論を習得してもらう。法科大学院入学を検討している有職社会人も科目等履修生として対象である。
備考	2013 年度の入学者および 2014 年度以後の未修者コース入学者のみ履修可能
授業形態	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標 (学修成果)	<p>刑事訴訟法 (学) における重要な概念および主要な論点について、つねに刑事手続の全体に目を配りながら説明することで、また、判例・裁判例をとり上げながら具体的に検討することで、刑事訴訟法に関する基本の知識・理論を習得してもらう。その到達目標は、「コア・カリキュラム (共通的な到達目標モデル (第二次案修正案)) : 刑事訴訟法」に示された項目に関する知見を得ることにある。</p> <p>この授業は、「刑事訴訟法 II」・「刑事訴訟実務の基礎」・「刑事訴訟法総合演習」に向けての基礎科目と位置づけられる。法学専門教育を受けていない者にとっては知識・理論の基礎固めのために、また、法学専門教育を受けてきた者にとっては理解度の確認と知見の深化のために、この授業が役立つものと考えている。</p> <p>授業は講義形式ですすめられるが、1 回の授業において扱われるテーマは多岐にわたるため、予習によってそれぞれのテーマの大筋を把握することが不可欠となる。また、講義で理解しきれなかった事項をそのつどの復習によってフォローするということも必要となる。なお、授業では、随時、受講者との間で質疑応答をおこなう。</p>
授業計画	<p>第 1 回 刑事手続の概観と刑事訴訟法の基本原理 刑事手続のながれ / 刑事訴訟法の歴史 / 刑事訴訟法の目的および構造</p> <p>第 2 回 捜査 : 総説 捜査の意義・構造 / 捜査機関 : 司法警察職員 / 捜査機関 : 検察官 / 被疑者とその弁護人 / 被害者 / 違法な捜査に対する法律上の効果 / 捜査の原理・基本原則 (強制処分法定主義・令状主義や捜査比例の原則など) 《コア・カリキュラム第 1 編第 1 章および同第 9 章を参照》</p> <p>第 3 回 被疑者の身体拘束 (1) 逮捕・勾留に対する法の要請 / 逮捕・勾留の意義 / 逮捕・勾留の要件・手続 / 逮捕・勾留に対する被疑者の防御 《コア・カリキュラム第 1 編第 3 章第 1 節-第 3 節を参照》</p> <p>第 4 回 被疑者の身体拘束 (2) 現行犯逮捕の限界 / 逮捕前置主義 / 再逮捕・再勾留 / 別件逮捕・別件勾留 《コア・カリキュラム第 1 編第 3 章第 4 節を参照》</p> <p>第 5 回 供述証拠の収集 被疑者の取調べの意義 / 取調べの録音・録画 / 取調べ受忍義務 / 余罪の取調べ / 参考人の取調べ 《コア・カリキュラム第 1 編第 4 章を参照》</p> <p>第 6 回 強制の手段による物的証拠の収集 (1) 捜索・押収に対する法の要請 (対象の明示など) / 捜索・差押えの意義 / 検証・身体検査および鑑定の意義 / 捜索・差押え等の実施 : 処分と手続 / 捜索・差押え等に対する被疑者の防御</p>

成績評価方法	成績評価の材料となるのは、(1) 授業期間の終了後に実施する筆記試験 (期末試験) の結果 [80%] と、(2) 提出されたレポートの成果 [20%] である。このうち (2) については、レポートの提出に代えて、授業時間に小テストを実施することがある。
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修 (予習・復習等) については、授業時に担当教員より示す。
教材・参考文献・配付資料等	<p>教科書</p> <p>井上正仁ほか編『刑事訴訟法判例百選 [第 10 版]』(有斐閣・2017 年)</p> <p>上記のものとは別に、授業の開始に先立って基本書を指定する可能性がある。指定することを決定したときは、初回の授業の前までに告知する。</p> <p>参考書</p> <p>参考書は、第 1 回の授業で紹介する。</p> <p>なお、法学専門教育を受けていない者については、下記のいずれかの入門書をあらかじめ通読したうえで受講することが必須となる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 田中開=寺崎嘉博=長沼範良『刑事訴訟法 [第 6 版]』(有斐閣・2020 年) 2. 亀井源太郎=岩下雅充ほか『プロセス講義刑事訴訟法』(信山社・2016 年) <p>その他</p> <p>担当教員によって作成されたレジュメなどを配布する。</p>
オフィスアワー等 (連絡先含む)	「履修ガイド」の記載のとおりである。
その他 (受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー (TF)・ティーチングアシスタント (TA)	
キーワード	捜査, 公訴, 刑事公判, 証拠法

授業科目名	民法 VI〔家族法〕
科目番号	01NA027
単位数	2.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	春 C 夏季休業中 火 7,8
担当教員	大塚 正之
授業概要	民法第 4 編親族法、第 5 編相続法全般を対象とし、親族法、相続法の基本的考え方、制度趣旨、個々の条文の趣旨を、主要な裁判例を通して学修する。毎回、設問を出し、解説するほか、復習用に詳細な解説を交付する。
備考	0AFL023 と同一。
授業形態	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標（学修成果）	親族法、相続法の基本的概念、要件、効果を理解するとともに、実際の実務で、どのように処理されているのかを理解し、主要な裁判例を通して、解釈上の問題点を把握する。親族法、相続法の考え方を身に付けることにより、新しい問題にも応用できる力を身に付ける。
授業計画	<p>各回の授業に先立ち、受講者に対して、レジュメで授業の範囲を示すとともに、設問を提示する。関係する条文及び教科書の該当部分並びにレジュメに記載された民法判例百選 III 親族・相続（有斐閣）の関係箇所を事前に目を通すことが望ましい。授業は条文の概要を説明し、設問について受講者から か×かについて理由を含めて回答してもらい、その後解説をする。解説については、復習用に後に書面化して配信するので、授業で十分に理解できなかった部分は、その解説を読み、不明な点があれば、授業終了後に質問を受け付けて回答するので、疑問が残らないようにしてほしい。特に授業中、設問の答えを間違えたら、なぜ間違えたのかを、その都度、考えて認識を修正していただきたい。</p> <p>第 1 回総論・婚姻【コアカリ第 4 編第 1 章・第 2 章第 1 節】 第 2 回婚姻・離婚【コアカリ第 4 編第 2 章第 2 節・第 4 節】 第 3 回離婚・実子【コアカリ第 4 編第 2 章第 3 節・第 3 章第 1 節】 第 4 回実子・養子【コアカリ第 4 編第 3 章第 1 節・第 2 節】 第 5 回親権・後見・扶養【コアカリ第 4 編第 4 章・第 5 章・第 6 章】 第 6 回相続（総則・相続人）【コアカリ第 5 編第 1 章・第 2 章】 第 7 回相続の効力【コアカリ第 5 編第 3 章第 1 節・第 2 節・第 4 節】 第 8 回遺産分割、相続の承認と放棄【コアカリ第 5 編第 3 章第 3 節・第 4 章】 第 9 回遺言（総則・方式・効力）【コアカリ第 5 編第 5 章】 第 10 回遺言（執行・撤回・取消）、遺留分【コアカリ第 5 編第 5 章・第 6 章】 *一応の予定であり、授業の進捗状況により、多少前後することがある。</p>
履修条件	配当年次による
成績評価方法	期末定期試験 100%
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修（予習・復習等）については、授業時に担当教員より示す

教材・参考文献・配付資料等	<p>教科書 窪田充見、「家族法-民法を学ぶ 4 版」(有斐閣)2019/12/13 家族法実務講義 (有斐閣) 2013/4/13・・・発刊日後の改正はフォローされていません。 (梶村太市、岩志 和一郎、大塚 正之、榊原 富士子、棚村 政行)</p> <p>参考書 民法判例百選 III(親族・相続) 別冊ジュリスト No.225</p>
オフィスアワー等(連絡先含む)	授業後に対応する
その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー(TF)・ティーチングアシスタント(TA)	
キーワード	配偶者保護, 親権制度, 遺言書

授業科目名	憲法 I-A〔人権〕
科目番号	01NA028
単位数	2.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	春 AB 土 4,5
担当教員	大石 和彦
授業概要	日本国憲法第 3 章所定の基本的人権規定の中でも特に自由権制約の合憲性審査の基本的作法につき、それぞれの規定の歴史的背景や学理的構造、判例による具体化のあり方等を視野に入れつつ、主に精神的自由権を中心とする部分を素材に、人権編解釈論の基本的な思考法を身につける。特に初学者に対しては、人権分野の学習法(「基本書」や判例を読む際の注意点)についても折に触れつつ指摘する。本科目では人権総論、包括的基本権、平等原則、精神的自由権までをカバーし、授業は講義形式とする。
備考	0AFL001 と同一。
授業形態	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標(学修成果)	日本国憲法第 3 章所定の基本的人権規定の中でも特に自由権制約の合憲性審査の基本的作法につき、それぞれの規定の歴史的背景や学理的構造、判例による具体化のあり方等を視野に入れつつ理解すること。なお本科目では人権総論、包括的基本権、平等原則、精神的自由権まで(「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案):憲法」のうち 3-1 から 3-12 まで)をカバーし、経済的自由権や、国家による具体化を必要とする抽象的権利(同 3-13 から 3-27 まで)については「憲法 I B」で扱う。
授業計画	<p>第 1 週</p> <p>イントロダクション・包括的基本権(基本的に「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案):憲法」3-5 をカバー。ただし一部 3-16 の論点をも含む事例問題を扱う。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幸福追求権の保護領域を広く解する説と狭く解する説 ・判例(京都府学連事件、前科照会事件、早稲田大学江沢民氏講演会事件、住基ネット訴訟などを通して見た後、原告勝訴と敗訴を分けたものにつき分析検討する) <p>第 2 週</p> <p>思想良心の自由(同 3-7)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本国憲法における精神的自由権保障の全体構造 ・内心の自由(絶対保障)と外部的行為の自由(相対保障) ・思想良心の自由の保護領域を広く解する説と狭く解する説 ・判例(謝罪広告事件、君が代裁判など) <p>第 3 週</p> <p>表現の自由(1) 表現の自由の保護領域(同 3-1 及び 3-10 から 3-12 まで)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表現しない自由、他人が発信した表現を受信する権利(知る権利)、意見ではなく単なる事実の伝達(報道)の自由、取材の自由、反論権、表現活動のための便宜を国から提供してもらう権利は「表現の自由」に含まれるか? ・判例(よど号ハイジャック記事抹消事件、博多駅事件、レパタ法廷メモ事件、石井記者事件、NHK 記者証言拒否事件、サンケイ新聞事件、NHK「生活ほっとモーニング」事件、船橋市図書館事件など)

	<p>第4週 表現の自由(2) 制約の態様と合憲性審査の手法(上記に加え同3-4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表現内容着目規制と表現内容中立規制 ・「検閲」と事前抑制(札幌税関検査事件、北方ジャーナル事件、「石に泳ぐ魚」事件) <p>第5週 前半の補遺</p> <p>第6週 信教の自由と政教分離・学問の自由と大学の自治(同3-8及び3-9)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内心の自由(信仰の自由・研究の自由)と外部的行為の自由(宗教活動および宗教的結社の自由・研究発表および教授の自由) ・人権保障と制度的保障 ・信教の自由に関する判例(加持祈祷事件、エホバの証人剣道実技拒否事件、オウム真理教解散命令事件など) ・政教分離に関する判例(津地鎮祭事件、箕面忠魂碑訴訟、大阪地蔵像事件、愛媛玉串料事件、空知太神社事件など) ・学問の自由と大学の自治に関する判例(ボボロ事件、旭川学テ事件) <p>第7週 平等権(同3-6)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・違憲審査基準の寛厳を左右する要因(1):人間のどのような「属性」(人種、性別など)に着目した区別か ・違憲審査基準の寛厳を左右する要因(2):不平等配分されている利益の重要度 ・判例(平成20年以降に憲法の勉強を始めた人がまず見るべきは国籍法違憲判決。さらに婚外子相続分規定違憲決定などにも言及) <p>第8週 人権保障の射程範囲(1)(同3-2及び3-3-2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権保障の人的射程範囲(天皇、法人、外国人に日本国憲法の人権保障は及ぶか) ・人権保障が及ばない法関係?(かつて「特別権力関係」と呼ばれたものと、その現在) <p>第9週 人権保障の射程範囲(2)(同3-3-1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国による人権侵害ばかりでなく私人による人権侵害(例えば子供のいじめ)にも憲法が適用されるか? ・個人が個人の権利を侵害するケース(「外国人お断り」事件など) ・組織が所属メンバー(個人)の権利を侵害するケース(三菱樹脂事件、南九州税理士会事件、国労地本事件など) <p>第10週 全体の補遺</p>
履修条件	法学未修者1年次配当科目であるため、特になし。
成績評価方法	期末試験100%
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	<p>各回の授業に先立ち授業案内用レジュメを配布する。時間が許す範囲で予習し、どこまでわかったか、どの部分がわからないかを明らかにした上で授業に臨んでいただくと、より効果的であろう。もっとも予習段階で完全に正解に達している必要はない(そうでなければ、授業は無意味であろう)。自分なりに考えてどこまでわかったか、どの部分がわからないかを明らかにしておけば、予習段階では十分である。</p> <p>授業は基本的に講義形式で行う。もちろん、履修者の理解度を確かめたり、各自の社会経験から見た場合の意見を聞く意味で、授業中しばしば履修者に発言を求めるが、成績評価対象とはしない。</p>

<p>教材・参考文献・配付資料等</p>	<p>教科書 芦部信喜(高橋和之補訂)『憲法(第七版)』(岩波書店 2019)</p> <p>参考文献 1. 『憲法判例百選 I・II(第7版)』 2. 渋谷秀樹・赤坂正浩『憲法 1 人権【第7版】』(有斐閣アルマ 2019) 3. 野中俊彦ほか『憲法 I(第5版)』(有斐閣 2012) 4. 小山剛『「憲法上の権利」の作法(第3版)』(尚学社 2016)</p> <p>配布資料 担当教員が用意する授業案内レジユメを事前配布する。</p>
<p>オフィスアワー等(連絡先含む)</p>	<p>履修ガイドに記載</p>
<p>その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)</p>	
<p>他の授業科目との関連</p>	
<p>ティーチングフェロー(TF)・ティーチングアシスタント(TA)</p>	
<p>キーワード</p>	<p>憲法/人権/包括的基本権/平等/精神的自由/判例</p>

授業科目名	憲法 I-B〔人権〕
科目番号	01NA029
単位数	2.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	春 C 夏季休業中 土 2,3
担当教員	大石 和彦
授業概要	<p>「憲法 I-A」に引き続き憲法人権編部分の解釈論につき学んでゆくが、基本書に書いてあることや判例を「覚える」レベルの単なる続きではなく、それらを駆使し、具体的な人権制約事例をいかに解決するかという課題へと進む。そのため、教員からの情報提供を中心とする「憲法 I A」とは異なり、事例問題演習の要素も取り入れてゆく。また内容的にも、「憲法 I A」で取り上げた自由権とは異なり、憲法段階では(法令による具体化を待たないと)輪郭のはっきりしない、いわゆる国家制度依存的な権利をめぐり、立法裁量をどの程度尊重すべきか、立法裁量を尊重しつつも、それを統制する手法としていかなるものがあるかといった問題へと進んでいく。</p>
備考	
授業形態	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標(学修成果)	<p>日本国憲法第 3 章所定の基本的人権規定の規範的意味につき、その歴史的背景や学理的構造、判例による具体化のあり方等を視野に入れつつ理解すること。「憲法 I-A」では精神的自由権(「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案):憲法」のうち 3-1 から 3-12)までを扱ったが、本科目においては経済的自由権、適正手続、国務請求権、社会権、参政権(同 3-13 から 3-27 まで)が扱われる。</p> <p>なお、本科目は「憲法 I A」の単なる“続き”であるにとどまらず、基礎的事項を「覚える」ことから、「覚えた」こと具体的事例の解決のためどう「使う」か、という課題へとシフトするため、教員からの情報提供を中心とする「憲法 I A」とは異なり、事例問題演習へと重心が移行してゆくことについても、予め含み置きいただきたい。また内容的にも、「憲法 I A」で取り上げた自由権とは異なり、憲法段階では(法令による具体化を待たないと)輪郭のはっきりしない(「抽象的」な)、いわゆる国家制度依存的な権利をめぐり、立法裁量をどの程度尊重すべきか、立法裁量を尊重しつつも、それを統制する手法としていかなるものがあるかといった、より展開発展的な段階へと進んでいくことになる。</p>

<p>授業計画</p>	<p>第 1 回営業の自由 (「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案):憲法」3-13)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬事法判決の内部構造の理解 (立法裁量の広狭を左右する要因、手段審査段階で何をどのように検討しているか) ・百選 6 版で新たに「司法書士法事件」が掲載されたことの意味 (同じ消極目的規制なのに、なぜ薬事法判決と異なり合憲なのか?) <p>第 2 回財産権 (1)(同 3-14)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林法判決はじめ、積極目的・消極目的二分論に言及していないこと ・森林法判決の内部構造の理解 (そこで用いられた審査基準は? 手段審査段階で何をどのように検討しているか) ・インサイダー取引規制に関する平成 14 年証券取引法事件以降の判例 (森林法判決に決して触れない) ・財産権の事後変更と昭和 53 年判決 <p>第 3 回財産権 (2)(同 3-14)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・損失補償 <p>第 4 回後国家的権利の論じ方 (1)(同 3-19~3-27)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前国家的権利である自由権 (を制約する立法) と後国家的権利 (を具体化する立法) の対照性 ・立法裁量論 (自由権制約をめぐる憲法適合性審査手法との違い) ・立法裁量統制手法 ・判例 (投票価値の較差是正訴訟、堀木訴訟など) <p>第 5 回後国家的権利の論じ方 (2)(同 3-19~3-27)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後国家的権利具体化法であるにもかかわらず、立法裁量尊重型ではなく、自由権制約ケースに近い議論パターンを用いた判例 (在外国民選挙権訴訟、郵便法違憲判決) につき検討した後、立法裁量尊重型の議論パターンを適用すべきケースと、そうでないケースの判別法を考える。 <p>第 6 回後国家的権利の論じ方 (3)(同 3-19~3-27)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例問題演習 1 <p>第 7 回後国家的権利の論じ方 (4)(同 3-19~3-27)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例問題演習 2 <p>第 8 回人身の自由 (同 3-15,3-17,3-18)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・憲法 31 条、35 条、38 条 1 項は、明らかに刑事手続を念頭に置いた規定であるが、これらの規定が行政手続にも適用されるか (成田新法事件、川崎民商事件) ・人身の自由分野の「憲法判例」は、国家による人権に対する制約があったことを前提に、それ (国家による人権に対する制約) が合憲かどうかを判断しているのであるか? そうでないとすれば、それらの判例は一体何を判断しているのであるか? <p>第 9 回裁判を受ける権利 (同 3-24)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・裁判を受ける権利に関する最高裁判例を理解する <p>第 10 回補遺</p>
<p>履修条件</p>	<p>未修 1 年次配当科目であるため特にないが、「憲法 I-A」を履修済であることが望ましい。</p>
<p>成績評価方法</p>	<p>学期末試験 100%。</p>
<p>学修時間の割り当て及び授業外における学修方法</p>	<p>各項目の事前配布授業案内レジュメ冒頭、まずは具体的な事例がかかげられている。その後、担当教員の説明や、関連判例が添付されている。履修者は、後者をヒントにしつつ、各自事例問題の答案とまではいかずとも、答案構成くらいは頭の中に用意して、各項目の授業に臨んでいただくと効果的であろう。もっとも予習段階で完全に正解に達している必要はない (そうでなければ、授業は無意味であろう)。自分なりに考えてどこまでわかったか、どの部分がわからないかを明らかにしておけば、予習段階では十分である (その作業をやっておくのとししないのとは、理解の定着度が格段に違って来るであろう)。履修者の理解度を確かめたり、各自の社会経験から見た場合の意見を聞く意味で、授業中しばしば履修者に発言を促す。成績評価対象とは</p>

<p>教材・参考文献・配付資料等</p>	<p>教科書 芦部信喜(高橋和之補訂)『憲法(第七版)』(岩波書店 2019)</p> <p>参考文献 1. 『憲法判例百選 I・II(第7版)』 2. 渋谷秀樹・赤坂正浩『憲法1 人権【第7版】』(有斐閣アルマ 2019) 3. 野中俊彦ほか『憲法I(第5版)』(有斐閣 2012) 4. 小山剛『「憲法上の権利」の作法(第3版)』(尚学社 2016)</p> <p>配布資料 担当教員が用意する授業案内レジユメを事前配布する。</p>
<p>オフィスアワー等(連絡先含む)</p>	<p>履修ガイドに記載</p>
<p>その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)</p>	
<p>他の授業科目との関連</p>	
<p>ティーチングフェロー(TF)・ティーチングアシスタント(TA)</p>	
<p>キーワード</p>	<p>憲法/人権/経済的自由/国務請求権/社会権/参政権/立法(または行政)裁量/判例</p>

授業科目名	憲法 III〔憲法訴訟〕
科目番号	01NA064
単位数	2.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	秋 BC 土 2,3
担当教員	大石 和彦
授業概要	本演習では、最高裁判例を主たる素材として、憲法訴訟論につき理解を深める。法学未修者については1年次に、また法学既修者については当法科大学院入学前に、憲法(特に人権部分)に関する概論的知識の「インプット」段階の学修を一応一巡していることを前提として、具体的事案(判例または架空事案)を素材としながら、憲法訴訟論上の諸論点について取り上げる。授業は演習形式となるが、各単元の授業に先立ち、検討対象判例、例題その他質問事項をかかげた授業案内レジュメを配布する。
備考	0AFL101 と同一。
授業形態	演習
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標(学修成果)	最高裁判例を主たる素材として、憲法訴訟論につき理解を深める。「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案):憲法」が掲げる項目で言えば、「2-3 司法」に対応する。
授業計画	<p>第1週 司法権の概念とその限界 総説(「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案):憲法」2-3-1) ・法律上の争訟 ・客観訴訟 ・司法権の限界</p> <p>第2週 司法権の概念とその限界 各論(「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案):憲法」2-3-1) ・部分社会(政党、宗教団体、地方議会、大学) ・統治行為</p> <p>第3週 付随的審査制(「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案):憲法」2-3-2) ・客観訴訟における憲法判断(津地鎮祭事件、愛媛玉申訴訟、空知太神社事件、沖縄代理署名訴訟など)は「司法権」の行使に付随したものといえるか? ・憲法判断回避原則(恵庭事件)と傍論における憲法判断(八幡製鉄政治献金事件、皇居前広場事件、朝日訴訟など)</p> <p>第4週 法令に対する一適用違憲判断(「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案):憲法」2-3-2) ・猿払事件第1審を参照しつつ検討する。</p>

	<p>第5週 法令に対する部分違憲判断(「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案):憲法」2-3-2) ・郵便法違憲判決、国籍法違憲判決などを参照しつつ検討する。</p> <p>第6週 処分審査(「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案):憲法」2-3-2) ・吉祥寺駅事件、立川テント村事件、大分県広告物規制条例などを参照しつつ、法令そのものを違憲審査対象とすべきケースと、法令の合憲性を前提に、それを根拠になされた個別具体的適用行為(憲法81条にいう「処分」)を違憲審査対象とすべきケースの見分け方につき検討する。</p> <p>第7週 立法行為に対する国賠違法判断(「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案):憲法」2-3-2) ・在宅投票制度廃止訴訟、在外国民選挙権訴訟、女子再婚禁止期間規定部分違憲判決のそれぞれ上告審判決の構造を理解し、その応用法につき検討する。</p> <p>第8週 過剰包摂(過大包含)(「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案):憲法」2-3-2) ・漠然不明確性または過度の広汎性による文面無効判断 ・合憲限定解釈 ・都教組事件、札幌税関検査事件、泉佐野市民会館事件、堀越判決などの判例を参照する。</p> <p>第9週 過少包摂(過小包含)(「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案):憲法」2-3-2) ・実は人権問題の中には、過大包摂、すなわち不利益的規定の射程の“広過ぎ”の問題のみならず(授益的規定の射程の“狭過ぎ”の問題もある。後者が問題となった実例として「国籍法違憲判決」を取り上げ、同判決の内在的論理構造の理解を目指す。</p> <p>第10週 憲法上の争点の主張適格(「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案):憲法」2-3-2) ・第3者の権利の主張適格(第3者所有物没収事件)など</p>
履修条件	法学未修者にあつては2年次に進級済か、または法学既修者として未修1年次配当科目の履修を免除されていること。
成績評価方法	期末試験 100%
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	各単元の授業に先立ち、履修者に、検討対象判例、例題その他質問事項をかかげた授業案内レジュメを配布する。履修者は、例題や質問事項につき、答案とまではいかずとも、答案構成くらいは頭の中に用意して、授業に臨んでいただければ効果的であろう。もっとも予習段階で完全に正解に達している必要はない(そうでなければ、授業は無意味であろう)。自分なりに考えてどこまでわかったか、どの部分がわからないかを明らかにしておけば、予習段階では十分である(というか、その作業をやっておくのとしらないのでは、理解の定着度が格段に違って来るであろう)。なお、履修者の理解度を確かめたり、各自の社会経験から見た場合の意見を聞く意味で、授業中しばしば履修者に発言を求めるが、成績評価対象とはしない。

<p>教材・参考文献・配付資料等</p>	<p>教科書 上述のとおり、担当教員が用意する事例演習教材を配布するため、特に指定しない。</p> <p>参考文献 このうちいずれかを読まないと本科目の履修上致命的支障を来す、というわけでは決していないが、本科目を履修する段階の法科大学院生に広く読まれており、また本科目の内容に関連する部分を多く含む有益な学習用テキストの例を以下にあげておく（公刊年順）。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 曾我部真裕（他）「憲法論点教室（第2版）」（日本評論社 2020） 2. 木下智史（他）「事例研究 憲法（第2版）」（日本評論社 2013） 3. 穴戸常寿「憲法 解釈論の応用と展開（第2版）」（日本評論社 2014） 4. 小山剛『「憲法上の権利」の作法（第3版）』（尚学社 2016） 5. 木村草太「憲法の急所 権利論を組み立てる（第2版）」（羽鳥書店 2017） <p>配布資料 上述のとおり、担当教員が用意する事例演習教材を配布する。</p>
<p>オフィスアワー等（連絡先含む）</p>	<p>履修ガイドに記載</p>
<p>その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）</p>	
<p>他の授業科目との関連</p>	
<p>ティーチングフェロー（TF）・ティーチングアシスタント（TA）</p>	
<p>キーワード</p>	<p>憲法/司法権/違憲審査制/憲法訴訟（論）/判例</p>

授業科目名	行政法 III-1
科目番号	01NA065
単位数	1.0 単位
標準履修年次	3 年次
時間割	春 A 月 7,8
担当教員	日野 辰哉
授業概要	本演習は、指定された事例問題に含まれる行政法上の論点を析出し、その法的解決に向けた議論を行う。これにより行政法の理解度を高めることが期待される。
備考	
授業形態	演習
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標（学修成果）	行政法 I および II で学んだ知識を踏まえて、個別行政法の理解を深め、事案に即した紛争解決のあり方を理解する。
授業計画	第 1 週砂利採取法に係る紛争とその解決方法の検討（第 1 部 問題 5） 第 2 週公共施設管理者の同意制度をめぐる紛争とその解決方法の検討（第 2 部 問題 3） 第 3 週宅地造成等規制法に係る紛争とその解決方法の検討（第 2 部 問題 4） 第 4 週タクシー運賃規制に係る紛争とその解決方法（第 2 部 問題 8） 第 5 週パチンコ店出店妨害に係る紛争とその解決方法の検討（第 3 部 問題 3）
履修条件	進級制のため、配当年次による。
成績評価方法	・成績評価は小テスト（10%）および期末試験の成績（90%）をもとに行われる。 ・評価項目はおもに（1）論点の適確な把握、（2）法令の解釈適用の適切さ、（3）論理性、（4）行政法の専門知識・判例の正確な理解、である。
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	・受講生は各自、事前に起案を行う。 ・第 1 週目から報告担当者は、あらかじめ作成した起案を本演習主宰者に提出のうえ、演習日当日に、作成した起案を報告し、起案をもとに議論を行います。
教材・参考文献・配付資料等	演習当日には、事前に作成した起案のほか、『事例研究 行政法 第 3 版』および『ケースブック行政法 第 6 版』を携行すること。 1. 曾和俊文＝野呂充＝北村和生編著、『事例研究 行政法 第 3 版』（2016） 2. 稲葉馨＝下井康史＝中原茂樹＝野呂充編、『ケースブック行政法 第 6 版』（2018）
オフィスアワー等（連絡先含む）	履修ガイドの記載による。
その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー（TF）・ティーチングアシスタント（TA）	なし

キーワード

紛争, 紛争解決, 訴訟, 個別行政法の解釈

授業科目名	行政法 III-2
科目番号	01NA066
単位数	1.0 単位
標準履修年次	3 年次
時間割	春 B 月 7,8
担当教員	日野 辰哉
授業概要	本演習は、指定された事例問題に含まれる行政法上の論点を析出し、その法的解決に向けた議論を行う。これにより行政法の理解度を高めることが期待される。
備考	
授業形態	演習
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標（学修成果）	行政法 I および II で学んだ知識を踏まえて、個別行政法の理解を深め、事案に即した紛争解決のあり方を理解する。
授業計画	第 1 週 不当表示をめぐる紛争とその解決方法（第 3 部 問題 5） 第 2 週 保安林指定解除をめぐる紛争とその解決方法（第 3 部 問題 6） 第 3 週 普通河川の占用許可に係る紛争解決方法等の検討（第 3 部 問題 7） 第 4 週 演習当日配布の問題について起案 第 5 週 前週・起案の検討
履修条件	進級制のため、配当年次による。
成績評価方法	・成績評価は小テスト（10%）および期末試験の成績（90%）をもとに行われる。 ・評価項目はおもに（1）論点の適確な把握、（2）法令の解釈適用の適切さ、（3）論理性、（4）行政法の専門知識・判例の正確な理解、である。
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	・受講生は各自、事前に起案を行う。 ・報告担当者は、演習当日、報告を行い、質疑に対応する。
教材・参考文献・配付資料等	演習当日には、事前に作成した起案のほか、『事例研究 行政法 第 3 版』および『ケースブック行政法 第 6 版』を携行すること。 1. 曾和俊文＝野呂充＝北村和生編著、『事例研究 行政法 第 3 版』（2016） 2. 稲葉馨＝下井康史＝中原茂樹＝野呂充編、『ケースブック行政法 第 6 版』（2018）
オフィスアワー等（連絡先含む）	履修ガイドの記載による。
その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	なし。
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー（TF）・ティーチングアシスタント（TA）	
キーワード	紛争、紛争解決、訴訟、個別行政法の解釈

授業科目名	民法 VII
科目番号	01NA067
単位数	2.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	春 C 夏季休業中 火 7,8
担当教員	直井 義典, 志賀 剛一
授業概要	民法 (財産法) の主要な論点について, 具体的な事例及びこれに関する設問を提示し, 授業では 設問及びこれに関連した質問に対する答えを求める。
備考	
授業形態	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標 (学修成果)	<p>研究者教員と実務家教員がそれぞれ 5 週ずつ担当する演習である。</p> <p>(直井担当) の授業では、主として民法総則ならびに債権総論の分野を対象としたごく簡単な事例を足掛かりとして、双方向的授業を実施する。参加者は関連判例の内容を含んだ予習課題に対する答えについての簡単なメモを作成の上で、授業に出席し討論に参加することが求められる。</p> <p>(志賀担当) の授業では、主として担保法および債権各論の分野を対象に、具体的事例に基づいて、その内容を詳しく検討していく。各回のテーマについては、受講生に対して質疑応答を行い、問題点の理解を深め、事例の解釈基準を考える。</p> <p>授業内容と方法の詳細については、各教員担当の初回に具体的に説明することにした。</p> <p>注) 本科目のシラバス上の「授業形態」には「講義」と表示されますが、本科目の実質内容は「演習」です。</p>
授業計画	<p>本演習は、当然のことながら、平成 29 年法第 44 号 (債権法改正) 後の条文に基づいて行う (本授業の主たる対象ではないが、相続法についても平成 30 年改正法による)。入学試験も改正後の条文によって実施しているので問題はないはずであるが、既修者で改正法の学習が不十分な者は、潮見佳男『民法 (全)』(有斐閣・平成 29 年) の該当部分、大村敦志=道垣内弘人『解説民法 (債権法) 改正のポイント』(有斐閣・平成 29 年)、中田裕康=大村敦志『講義債権法改正』(商事法務・平成 29 年)、潮見佳男ほか『詳解改正民法』(商事法務・平成 30 年) などで学習の上で授業に参加することが望ましい。</p> <p>第 1 週「16 心裡留保、虚偽表示と第三者」, 「17 94 条 2 項類推適用」, 「18 錯誤」, 「19 詐欺・強迫」担当:直井義典</p>

	<p>第2週「23 代理権の濫用、自己契約および双方代理等」,「25 表見代理(1)」,「26 表見代理(2)」,「27 無権代理と相続」担当:直井義典</p> <p>第3週「84 債権者代位権」,「85 登記請求権と債権者代位権」,「86 不動産譲渡行為と詐害行為取消権」,「87 債務消滅行為と詐害行為取消権」担当:直井義典</p> <p>第4週「77 履行遅滞による損害賠償」,「79 履行不能による損害賠償」,「81 履行補助者」,「95 債権譲渡の対抗要件」,「96 債権譲渡と債務者の地位」担当:直井義典</p> <p>第5週「93 根保証」,「94 保証債務の履行と求償」,「101 受領遅滞」,「102 表見的受領権者に対する弁済」,「106 差押えと相殺」担当:直井義典</p> <p>第6週「66 非典型担保」,「67 非典型担保の実行と清算」,「68 不動産譲渡担保」,「70 集合動産譲渡担保」担当:志賀剛一</p> <p>第7週「59 抵当権の侵害」,「60 抵当権に基づく物上代位」,「63 法定地上権(1)」,「64 法定地上権(2)」担当:志賀剛一</p> <p>第8週「110 契約交渉過程における説明義務」,「112 同時履行の抗弁」,「115 契約の解除の要件」,「119 定型約款」担当:志賀剛一</p> <p>第9週「122 売買契約の目的物の契約不適合」,「126 賃借人の債務不履行と解除」,「127 賃貸借の終了」,「140 預金契約」担当:志賀剛一</p> <p>第10週「132 建築請負契約と建物の所有権」,「134 仕事の目的物の契約不適合」,「155 プライバシー侵害」,「157 監督義務者責任(1)-未成年者」担当:志賀剛一</p>
履修条件	
成績評価方法	<p>期末試験の結果及び授業における議論や参加態度を総合して評価する。</p> <p>評価基準は筆記試験を80%、授業での参加態度(平常点)を20%とする。</p> <p>ただし、新型コロナウイルスに伴う授業方法等の変更に伴い、評価基準が変更される場合があることに留意されたい。</p>
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	初回の授業で説明する
教材・参考文献・配付資料等	1. 沖野眞己=窪田充見=佐久間毅,『民法演習サブノート210問』(弘文堂・平成30年)
オフィスアワー等(連絡先含む)	<p>(直井)履修ガイド記載の通り</p> <p>(志賀)授業後に対応する</p> <p>直井 義典</p>
その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	民法I~Vの内容を理解していることが前提である(単位取得済みであることは要求しない)。
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー(TF)・ティーチングアシスタント(TA)	
キーワード	財産法

授業科目名	商法 III
科目番号	01NA068
単位数	2.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	秋 AB 水 7,8
担当教員	萬澤 陽子, 弥永 真生
授業概要	主として、会社法の重要問題または各種論点につき、その意義、内容、関連性を正確に理解し、各種論点の対立点、会社法の特徴、今日的課題を正しく把握することを目的とする。
備考	
授業形態	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標（学修成果）	
授業計画	<p>事前に各授業日に行う内容に関する演習問題を指定する。受講者がこれら並びに関連する（受講者自らが検索し、発見した）文献及び判例等を予習し、ソクラテスメソッド形式の質疑応答を行う。</p> <p>法科大学院共通の到達目標（コア・カリキュラム）第二次案修正案:商法の第 1 編に対応する全範囲（ただし、主として第 1 章から第 3 章まで）が主たる対象とする演習問題に関して（「関する」という表現は、この語の前後で結び付けられる 2 つの事柄の密接度が「係る」よりも緩く、ある事柄を中心にそれと密接な関係を有する周辺のものも包含するものであることに留意されたい。すなわち、ある事柄そのものを中心とし、その関係が直接的でない事柄や、漠然とした関係である事柄を含んでいる）質疑応答を行う。言い換えるならば、法科大学院共通の到達目標（コア・カリキュラム）第二次案修正案:商法の第 1 編の全範囲について一応の知識を有していることが本科目の前提であり、受講者には、事前に配布された演習問題等に限ることなく、それらに関する限り、第 1 編の全範囲について、講義時には回答することが期待されている。</p> <p>第 1 回 [秋 A:弥永担当]</p> <p>会社の計算、監査、株主総会、新株予約権の発行に関する演習問題についての質疑応答</p>

	<p>第 2 回公開会社でない会社に関する演習問題についての質疑応答</p> <p>第 3 回取締役会、取締役の責任及び株式交換に関する演習問題についての質疑応答</p> <p>第 4 回取締役会、株主総会及び利益相反取引に関する演習問題についての質疑応答</p> <p>第 5 回株主総会、利益相反取引となる自己株式の処分に関する演習問題についての質疑応答</p> <p>第 6 回【秋 B:萬澤担当】</p> <p>違法な募集株式の発行に関する演習問題についての質疑応答</p> <p>第 7 回株式の譲渡に関する演習問題についての質疑応答</p> <p>第 8 回設立に関する演習問題についての質疑応答</p> <p>第 9 回取締役の報酬に関する演習問題についての質疑応答</p> <p>第 10 回会社法総則に関する演習問題についての質疑応答</p>
履修条件	
成績評価方法	<p>期末試験のみならず、授業への参加態度、発表内容など平常点を総合的に評価する。</p> <p>期末試験 70% / 平常点 (講義への積極的な参加)30%</p>
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	<p>授業外における学修 (予習・復習等) については、授業時に担当教員より示す</p>
教材・参考文献・配付資料等	<p>教科書</p> <p>【弥永担当】特に指定しない。しかし、演習問題でとりあげるテーマにふさわしいテキストを持参した方が回答に困ったときに役立つ可能性が高い。</p> <p>【萬澤担当】特に指定しないが、演習問題において、最低限、予習が必要な教科書等の文献や判例等を指示する場合がある。</p> <p>参考書</p> <p>江頭憲治郎『株式会社法 (第 7 版)』(有斐閣)。</p> <p>会社法判例百選をはじめとする判例百選など。</p>
オフィスアワー等 (連絡先含む)	<p>弥永:授業後に対応する</p> <p>萬澤:履修ガイドを参照</p>
その他 (受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー (TF)・ティーチングアシスタント (TA)	
キーワード	

授業科目名	民事訴訟法 II
科目番号	01NA069
単位数	2.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	秋 BC 土 4,5
担当教員	田村 陽子
授業概要	民事訴訟法の主要な概念や原則の解釈について、具体的事例を通じて判例、学説などを分析し、理解することをねらいとする。
備考	
授業形態	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標（学修成果）	民事訴訟法の主要な理論について、判例や文献を資料として示したうえで、具体的な事例及び設問を提示し、これについて教員と受講生、あるいは受講生間で討論を行う。 注) 本科目のシラバス上の「授業形態」には「講義」と表示されますが、本科目の実質内容は「演習」です。
授業計画	民事訴訟法の主要な理論について、判例や文献を資料として示したうえで、具体的な事例及び設問を提示し、これについて教員と受講生、あるいは受講生間で討論を行う。10 週で 20 回 (20 コマ) となり、毎週 2 回分ずつ進むので、予習・復習も毎週 2 回分ずつ行うこと。 注) 本科目のシラバス上の「授業形態」には「講義」と表示されますが、本科目の実質内容は「演習」です。 第 1 回 [弁論主義・自白]:自白の成立要件・撤回要件、権利自白の位置づけ、間接事実や補助事実の自白の取扱い、弁論主義の準則はどのようなものかを検討する。 第 2 回 [裁判所の訴訟指揮権]:釈明権、釈明義務と弁論主義との関係、民事訴訟における訴訟指揮の在り方を検討し、釈明義務違反と上告又は上告受理の関係についても考えることにする。 第 3 回 [事実認定の基礎]:直接証拠 (特に処分文書) がある場合、事実認定はどのように行われるか、直接証拠がなく間接事実のみが認められる場合、事実認定はどのように行われるか、直接証拠から事実認定する方法と間接事実から要証事実を推認する方法との関係と異同等について検討する。 [立証活動]:株主代表訴訟の事例をもとに、文書送付囑託、調査囑託、文書提出命令等の証拠手続を学習する。弁論主義と当事者の立証活動の関係についても検討する。 第 4 回 [証拠調べにおける公務秘密] 公務文書や営業秘密に関わる文書は、文書提出命令の対象の除外にあたるか等、証拠方法のうち最も重要な書証の提出義務の範囲を検討する。 第 5 回 [訴訟上の和解]:訴訟上の和解の効力、和解によって訴訟が終了した後に和解に無効原因や解除原因が存在するときの救済方法、和解成立後の事情変更に対する対応などを検討する。 [定期金賠償と鑑定]:定期金賠償と一時金賠償方式のメリット・デメリット、定期金賠償を命じた確定判決の変更を求める訴えの必要性、私鑑定を含めた鑑定の在り方を学習する。

第6回 [処分権主義]:債務不存在確認訴訟の訴訟物、審理、及び既判力がどのようなものか、引換給付判決がどのようなものか等を検討し、処分権主義の本質について考える。

第7回 [既判力の時的限界]:既判力の失権効を踏まえた口頭弁論終結後の建物買取請求権などの形成権行使の可否やその形成権の行使と請求異議の訴えとの関係を検討する。

[一部請求]:一部請求訴訟提起の動機は何か、その訴訟の類型にはどのようなものがあるか、既習の処分権主義や弁論主義との関係、一部請求と過失相殺の問題、前訴判決確定後の残額請求訴訟にはどのような問題があるか等を検討する。

第8回 [重複起訴の禁止と相殺の抗弁]:重複起訴禁止の制度趣旨は何か、重複起訴禁止の趣旨と相殺の抗弁の防御機能・権利実現機能をどのように調整することができるかなどを検討する。

第9回 [判決の客観的範囲と上訴の利益]:前訴判決の既判力は後訴事件にどの範囲でどのように作用するか、前訴判決の理由中の判断は後訴においてどのような拘束力をもつか、上訴の利益はどのような場合に認められるか、附帯控訴の制度趣旨はどのようなものかを検討する。

第10回 [複数請求訴訟と控訴]:訴えの変更(追加的変更, 交換的変更), 請求の基礎の同一性, 主位的請求と予備的請求の関係, 控訴審における訴えの変更, 反訴など複数請求訴訟に関する問題を検討し, 控訴審における審理方法についても及ぶ。

第11回 [判決効の主観的範囲]:反射効と既判力の関係についてどのように考えるべきか、確定判決の効力が及ぶ口頭弁論終結後の承継人についてどのように考えるべきかを検討する。

第12回 [訴訟承継]:訴訟承継主義とはどのようなものか、訴訟承継の手続はどうなっているか、訴訟承継はどのような場合に認められるか、訴訟承継の効果(承継前の訴訟状態の拘束の有無)はどのようなものかを検討する。

第13回 [同時審判申出訴訟と補助参加]:補助参加に関する参加の利益, 訴訟告知, 参加的効力等を検討し, 更に同時審判申出訴訟についても学習する。

第14回 [独立当事者参加]:独立当事者参加とはどのような制度か(参加の理由としての詐害防止参加と権利主張参加の関係ないし連続性)、独立当事者参加訴訟の審理や判決についてどのような問題があるか、独立当事者参加制度はどのような場合に活用されるかなどを検討する。

第15回 [送達・訴訟手続の中断] 送達や訴訟手続の中断についての手続を検討する。また、送達方法の種類及びその瑕疵があった場合の救済方法についても学ぶ。

第16回 [再審と判決の無効] 判決が無効とされるのはどのような場合か。また判決が無効であったとして、再審が認められる場合はどのような場合か。再審の構造および特徴を学ぶ。

第17回 [当事者の確定・変更]:民事訴訟における当事者の確定に関する基礎を理解し、氏名冒用訴訟、死者名義訴訟等の具体的ケースに基づいて、判決の効力、救済方法などを検討する。

第18回 [集団訴訟]:権利能力なき社団、マンション管理組合等の具体的事例に基づいて当事者能力を学習し、選定当事者、訴訟担当者等、当事者に関する基礎的な問題にも及ぶ。

[宗教法人の内部紛争] 宗教法人の紛争は民事裁判権が及ぶのか、また当事者適格は宗教法人の利害関係者のうち誰に認められるか、また誰が誰に訴えるのか、などを検討する。

	<p>第 19 回 [訴えの利益]:遺言無効確認の訴えを参考にしながら, 訴えの利益の訴訟法上の意義を学習し, 更に訴訟要件一般に発展させて訴訟判決・本案判決の違い, 訴訟要件の審理方法, 却下判決の効力などを検討する。</p> <p>[筆界確定訴訟] 隣地との境界を争う訴訟は所有権確認訴訟と異なるのか、判例による当該訴訟の性質についての考えたおよび特徴を学ぶ。</p> <p>第 20 回 [口頭弁論の準備]:損害賠償のケースを用いて争点整理 (弁論準備手続) の目的, 進め方, 手続終結の効力, 計画審理の在り方などを検討する。</p>
履修条件	民法の主要科目および民事訴訟法 I をなるべく履修済みであることがのぞましい。
成績評価方法	評価基準は、期末試験を 70%、レポートを 30% とする。レポートは、授業の進捗状況に合わせて、2 回程行う予定である。
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	事前配布のレジュメにつき、民訴 I のレジュメや基本書を見ながら予習をし、復習はレジュメや授業で学んだことと基本書などを参考にして、自分なりの資料を作成すること。
教材・参考文献・配付資料等	<p>三木浩一＝山本和彦編『ロースクール民事訴訟法第 5 版』有斐閣 (2019 年 4 月刊行) の事案を使用するが、長谷部由起子ほか『基礎演習民事訴訟法【第 3 版】』(弘文堂、2018 年) の問題・解説も折りに触れて併用する。また、民事訴訟法 I のときの資料および基本書 (和田吉弘『基礎からわかる民事訴訟法』) も持参のこと。</p> <p>1. 三木浩一＝山本和彦編, 『ロースクール民事訴訟法第 5 版』有斐閣 (2019 年 4 月刊行)</p>
オフィスアワー等 (連絡先含む)	水曜日 17 時~18 時
その他 (受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	民法科目はできる限り、マスターしておいてほしい。
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー (TF)・ティーチングアシスタント (TA)	
キーワード	非訟と訴訟, 管轄, 当事者, 当事者適格, 当事者能力, 訴訟能力, 争点整理, 送達, 訴訟係属, 処分権主義, 弁論主義, 釈明権, 証明責任, 証拠, 判決効, 既判力, 訴訟上の和解, 請求の放棄・認諾, 複数訴訟, 上訴, 再審

授業科目名	憲法総合演習
科目番号	01NA070
単位数	1.0 単位
標準履修年次	3 年次
時間割	春 C 火 7,8
担当教員	川又 伸彦
授業概要	予め配布する事例問題を素材に、事例における憲法問題の発見・絞込みや、それについての各当事者の観点からの憲法論の展開などを検討する実践的演習を行う。
備考	0AFL115 と同一。
授業形態	演習
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標（学修成果）	<p>憲法の具体的事案について、これまで学んできた基本的理解を用いて、適切な解決策を論理一貫した文章で構成する実践的応用力を身につけることを目標とする。より具体的には、当該事例において最も重要な憲法問題を的確に発見でき、その問題について各当事者の観点から首尾一貫した根拠ある主張を構成でき、そして第三者の観点から適切な解決策を論じられる力を身につけることである。とくに、法令違憲の主張が的確に行える力を涵養することに重点を置く。</p> <p>最終学年の講義であるために、実践的応用力の到達すべき点を意識して議論を展開することになる。このため、受講生は、予め、憲法の基本的論点について、重要な学説や判例の論理構成を習得しておくことが期待される。</p>
授業計画	<p>事例問題を素材に、それぞれの当事者の立場を意識した憲法論の構成を検討する。検討素材とする事例問題を予め配布するので、受講者は、問題に関連する基本的事項を復習したり関連判例を調べたりして、憲法上の論点を明らかにし、自分なりのおよその解決策を用意して（答案を構成しておく必要はない）授業に臨んでいただきたい。授業では、受講者が予習していることを前提に、随所で受講者の発言を求めることにする。具体的に言葉で表現してみることが自らの考えを鍛え向上させることにつながるので、積極的な参加を期待する。なお、事例問題の検討においては、その問題の実体的論点のみならず、そこに至るまでの事例分析の方法も解説する予定である。また、予習の参考および講義における解説の補助とするために、レジュメを講義前に配布する。まずは自力で事例問題に取り組んでほしいので、事例問題配布より後にレジュメを配布する。</p> <p>事後の発展学習については、レジュメや講義において指示する。</p> <p>第 1 週事例問題分析と憲法論の論理構成の基本、包括的基本権</p>

	<p>第2週法の下の平等、信教の自由と政教分離</p> <p>第3週表現の自由</p> <p>第4週経済的自由、社会権</p> <p>第5週選挙権、全体のまとめ</p>
履修条件	配当年次による
成績評価方法	平常の授業への参加度およびリアクション・ペーパー 20%、学期末試験 80%
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修（予習・復習等）については、授業時に担当教員より示す
教材・参考文献・配付資料等	<p>教科書</p> <p>特に指定しない。担当教員が作成したレジюмеを配布する。</p> <p>参考書</p> <p>授業中に適宜指示するが、さしあたり次のものを挙げておく。</p> <p>芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法（第7版）』（岩波書店 2019年）</p> <p>赤坂正浩『憲法講義（人権）』（信山社 2011年）</p> <p>毛利、小泉、浅野、松本『憲法II 人権』（第2判）（有斐閣 2017年）</p> <p>長谷部恭男ほか編『憲法判例百選 I、II』（第7版）（有斐閣 2019年）</p> <p>小山剛『「憲法上の権利」の作法』（第3版）（尚学社 2016年）</p> <p>小山、畑尻、土屋編『判例から考える憲法』（法学書院 2014年）</p>
オフィスアワー等（連絡先含む）	授業後に対応する
その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー（TF）・ティーチングアシスタント（TA）	
キーワード	二重の基準論, 合理性の基準, 厳格な合理性の基準, 厳格な基準, 三段階審査論, 法令違憲, 適用違憲, 部分違憲

授業科目名	行政法総合演習
科目番号	01NA071
単位数	1.0 単位
標準履修年次	3 年次
時間割	秋 A 金 7,8
担当教員	中山 代志子
授業概要	行政法分野における総合的な問題について発展的な演習を行う。とりわけ今まで学習した基本事項相互のつながりを重視し、行政法全体の体系的総合的理解をめざす。
備考	0AFL117 と同一。
授業形態	演習
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標（学修成果）	行政法の基本的知識を具体的な事案において活用できるようになることを目標とする。
授業計画	<p>裁判例を基礎とした問題を検討し、実際に書いてみることを通じ、獲得した知識を短時間のうちに構成し文章化する訓練を行う。毎回答案を作成し、課題を検討してることが求められる。</p> <p>第 1 週 (第 1 回、第 2 回) 総合 第 2 週 (第 3 回、第 4 回) 原告適格、訴えの利益 第 3 週 (第 5 回、第 6 回) 違法性判断、様々な行為形式と裁量 第 4 週 (第 7 回、第 8 回) 違法性判断、手続違法 第 5 週 (第 9 回、第 10 回) 抗告訴訟、その他の訴訟</p>
履修条件	配当年次による
成績評価方法	平常点 (授業参加度等)20%、期末試験の点数 30% により総合評価する。
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修 (予習・復習等) については、授業時に担当教員より示す
教材・参考文献・配付資料等	<p>教科書 プリント資料を配布する。</p> <p>参考書 曾和俊文ほか『事例研究行政法 (第 3 版)』(弘文堂、2016 年)</p>
オフィスアワー等 (連絡先含む)	授業後に対応する
その他 (受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー (TF)・ティーチングアシスタント (TA)	
キーワード	行政法, 演習, 判例検討

授業科目名	民法総合演習
科目番号	01NA072
単位数	1.0 単位
標準履修年次	3 年次
時間割	春 B 水 7,8
担当教員	直井 義典
授業概要	本演習では、民法 I～民法 VII で修得した基礎知識の理解を進化させ応用力を養うべく、具体的事例を用いながら双方向的・多方向的議論を行う。指定分野に関する事例問題に関連する問題点についての、受講者と教員との質疑応答ならびに受講者間での議論を中心として進行する。受講者は事例問題に関連する論点をみずから復習した上で演習に臨むことが求められる。なお、事例に関連すると判断される場合には、授業計画では「民法総則」と記載されていても総則以外の論点について質問することは当然である。事例問題で直接に問われた論点以外の論点に関する幅の広い準備を要する。
備考	0AFL119 と同一。
授業形態	演習
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標（学修成果）	本演習は、指定分野に関する事例問題に関連する問題点についての、受講者と教員との質疑応答ならびに受講者間での議論を中心として進行する。受講者は事例問題に関連する論点をみずから復習した上で演習に臨むことが求められる。なお、事例に関連すると判断される場合には、授業計画では「民法総則」と記載されていても総則以外の論点について質問することは当然である。事例問題で直接に問われた論点以外の論点に関する幅の広い準備をするように心掛けて頂きたい（民法 VII のような、予習用のための項目を提示することは予定していない）。
授業計画	第 1 週民法総則を題材とした演習 第 2 週物権法（担保物権法を含む）を題材とした演習 第 3 週債権総論を題材とした演習 第 4 週契約法を題材とした演習 第 5 週不当利得・不法行為を題材とした演習
履修条件	
成績評価方法	学期末に実施する定期試験 80%、演習での発言内容などの平常点 20% で評価する。 ただし、新型コロナウイルスに伴う授業方法の変更がある場合には期末試験 100% とする 可能性もあるので、指示に注意されたい。 定期試験の範囲は民法全体とし、演習内で直接に取り上げた領域には限定しないので留意すること。

学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	初回の授業で説明する。
教材・参考文献・配付資料等	教科書は使用しない。
オフィスアワー等（連絡先含む）	履修ガイド記載の通り
その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	民法Ⅰ・民法Ⅱ・民法Ⅲ・民法Ⅳ-1・民法Ⅳ-2・民法Ⅴ・民法Ⅵを受講済みであること、民法Ⅶを受講済みまたは受講中であることが望ましい。
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー（TF）・ティーチングアシスタント（TA）	
キーワード	民法・起案

授業科目名	商法総合演習
科目番号	01NA073
単位数	1.0 単位
標準履修年次	3 年次
時間割	春 B 土 7,8
担当教員	大塚 章男
授業概要	商法Ⅰ商法Ⅲで修得した基礎知識を基に、本演習ではその理解を深化させ、かつ具体的事案を解決する能力や論文を作成する能力を養うことを目標とする。受講者は予め配布する事例問題を、参考文献等を見ずに分析・検討し、起案する。事例問題は実務に即した問題であり、これは十分な猶予期間をもって配布する。その後文献を調査するなどして事例問題を各自十分に研究し、教室での議論の準備をする。また毎週、基礎的な事項を確認する小テストを実施する予定である。以上により、基礎力を確認し、事案分析能力と法律文書起案能力を養う。
備考	0AFL121 と同一。
授業形態	演習
学位プログラム・コンピテンスとの関係	専門コンピテンス
授業の到達目標（学修成果）	商法ⅠⅢで修得した基礎知識を基にして、その理解を深化させ、かつ具体的事案を分析し解決する能力や起案する能力を滋養することを目標とする。
授業計画	<p>各回の事例問題のテーマは以下のとおりです。テーマに関連する複合的な論点を扱う予定です。</p> <p>授業は 2 回分 150 分を 100 分、50 分程度に分けて実施する予定です。確認テストは後半 50 分の枠内で実施する予定です。</p> <p>確認テストの範囲は追って WEB 掲示板で公表します。第 1 回 株主総会（事例検討）</p> <p>第 2 回 株主総会、模擬確認テスト</p> <p>第 3 回 取締役・取締役会（事例検討）</p> <p>第 4 回 取締役・取締役会、確認テスト</p> <p>第 5 回 新株発行（事例検討）</p> <p>第 6 回 新株発行、確認テスト</p> <p>第 7 回 企業再編（事例検討）</p> <p>第 8 回 企業再編、確認テスト</p> <p>第 9 回 総合問題（事例検討）</p> <p>第 10 回 総合問題、確認テスト</p>
履修条件	商法ⅠⅢを履修していることが好ましい。

成績評価方法	総合評価は、20%を確認テスト(2週目から5週目まで4回、各5%)の点数、80%を期末試験の結果とする。
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	事例は事前にWEBにアップするので検討し授業での議論に備えてください。
教材・参考文献・配付資料等	教科書は下記を使用する。確認テストはこの教科書を基準に実施する。 田中巨『会社法 第2版』(東大出版会、2018) 参考書として、江頭憲治郎『株式会社法(第7版)』(有斐閣、2017年)、ジュリスト会社法判例百選(第3版)、東京地裁商事研究会『類型別会社訴訟 III(第3版)』(判夕社、2011年)、伊藤ほか『事例で考える会社法(第2版)』(有斐閣、2015年)をあげておく。
オフィスアワー等(連絡先含む)	オフィスアワーは水曜 17:00-18:00 とします。
その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー(TF)・ティーチングアシスタント(TA)	
キーワード	会社法

授業科目名	民事訴訟法総合演習
科目番号	01NA074
単位数	1.0 単位
標準履修年次	3 年次
時間割	夏季休業中 火 7,8
担当教員	姫野 博昭
授業概要	民事訴訟法 I、II で修得した基礎知識を基に、本演習ではその理解を進化させ、事案の分析力、文章表現能力等を養う。また、レジュメとして民事訴訟法総合演習用サブノートを配布し、講評時にこれを利用して、基礎知識と重要論点の確認、定着を図る。
備考	0AFL123 と同一。
授業形態	演習
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標（学修成果）	民事訴訟法に関する基本的な論点についての理解を確認し、それを文章として表現する能力を涵養する。
授業計画	<p>事前課題を課し、各自検討の上で各週の授業に臨んで貰う。各週では、事案の検討方法の解説と事前課題の検討を行う。</p> <p>第 2 週と第 3 週では、事前課題の学習による成果を確認するための起案を行い、翌週に講評を行う。</p> <p>また、各週の課題検討や起案講評においては、できるだけ重要判例についても言及し、実務的な事案の分析能力の向上も図る予定である。</p> <p>第 1 週ガイダンスを兼ねた総論講義 弁論主義等に関する事案の検討方法と事前課題の検討</p> <p>第 2 週重複起訴等に関する事案の検討方法と事前課題の検討 起案 1(範囲は追って指定)</p> <p>第 3 週起案 1 の講評 判決効等に関する事案の検討方法と事前課題の検討</p> <p>第 4 週多数当事者訴訟等に関する事案の検討方法と事前課題の検討 起案 2(範囲は追って指定)</p> <p>第 5 週起案 2 の講評 事案の分析手法の総まとめ</p>
履修条件	配当年次による
成績評価方法	20% を各起案の結果,80% を期末試験の結果とする。
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修(予習・復習等)については、授業時に担当教員より示す
教材・参考文献・配付資料等	<p>教科書 特に指定しない。</p> <p>教員作成のレジュメ類を適宜配付予定(配付されたレジュメ類は毎回持参すること)。</p> <p>参考書 別冊ジュリスト「民事訴訟法判例百選」(第 5 版) 有斐閣 毎回の講義に持参すること。</p>

オフィスアワー等（連絡先含む）	履修ガイドの記載による
その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー（TF）・ティーチングアシスタント（TA）	
キーワード	民事訴訟法, 民事法

授業科目名	民事法総合演習
科目番号	01NA075
単位数	3.0 単位
標準履修年次	3 年次
時間割	秋 AB 土 4-6
担当教員	大塚 章男, 姫野 博昭
授業概要	民法・商法の実体法及び民事手続法(民事訴訟法を中心とする。)の実践的、発展的理解を深めることを目標とする。民法・商法等の実体法に定める法規の概念と民事訴訟法の基本原則等を修得していることを前提として、具体的な事例に基づき、その事例に含まれる実体法上の問題点や当事者の請求権を実現するための手続法上の問題点等について、主に学生の起案、発表及び討論等を契機とする演習形式で授業を展開する。学修効果を上げるために必要な場合は、担当教員が共同して授業に参加する。
備考	0AFL125 と同一。
授業形態	演習
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標(学修成果)	この科目では、実体法である民法分野、商法(会社法を中心とする)分野、民事手続法である民事訴訟法分野の実践的、発展的理解を深めることを目標とする。民法・商法の実体法に定める法規の概念と民事訴訟法の基本原則等を修得していることを前提として、具体的な事例に基づき、その事例に含まれる実体法上の問題点や手続法上の問題点等について、学生の起案を通じた発表、討論、もしくは事例検討を通じた発表、討論という形で授業を展開する。
授業計画	民法分野及び民事訴訟法分野は主に学生の起案、発表及び討論、商法分野については事例検討を通じた発表及び討論を契機とする形で授業を進める。学習効果を上げるために必要な場合は、担当教員が共同して授業に参加する。なお、起案の場合、出題範囲は原則として指定しないが、学習効果を上げるために事前に範囲を指定する場合もある。 第1週 授業全体のガイダンス、民法分野の即日起案 第2週 前週起案についての講評・討論、民事訴訟法分野の即日起案 第3週 前週起案についての講評・討論、商法分野の事例検討 第4週 商法分野の事例検討、民法分野の即日起案 第5週 前週起案についての講評・討論、民法分野の即日起案 第6週 前週起案についての講評・討論、民事訴訟法分野の即日起案 第7週 前週起案についての講評・討論、商法分野の事例検討 第8週 商法分野の事例検討、民法分野の即日起案 第9週 前週起案についての講評・討論、民事訴訟法分野の即日起案 第10週 前週起案についての講評・討論、総括ガイダンス
履修条件	配当年次による
成績評価方法	民法分野は起案 20 点(起案 4 回)、期末試験 20 点の合計 40 点。 商法分野は期末試験 35 点。 民事訴訟法分野は起案 15 点(起案 3 回)、期末試験 20 点の合計 35 点。 以上合計 100 点満点

学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修（予習・復習等）については、授業時に担当教員より示す
教材・参考文献・配付資料等	教科書 特に指定しない。 必要に応じ、プリント資料等を配付する。
オフィスアワー等（連絡先含む）	
その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー（TF）・ティーチングアシスタント（TA）	
キーワード	民法, 民事訴訟法, 商法, 会社法

授業科目名	刑法総合演習 I
科目番号	01NA076
単位数	1.0 単位
標準履修年次	3 年次
時間割	春 C 水 7,8
担当教員	渡邊 卓也
授業概要	本演習では、刑法総論・各論に関する基本的な知識・理解を土台として、最新の議論状況を踏まえた(時として複雑な)事案を題材として、個々の論点の内容を再確認した上で、事実関係の抽出や複数の論点がある場合の重点配分などの実践的な問題分析力・答案構成力の修得を目標とする。「刑法 I」、「刑法 II」等の講義科目における刑法理論についての十分な理解を前提として、そのなかでも理論的・実務的に特に重要と思われる刑法上の論点について、本演習でより深く検討する。
備考	0AFL127 と同一。
授業形態	演習
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標(学修成果)	本演習では、「刑法 I」及び「刑法 II」等の講義科目における刑法理論についての十分な理解を前提として、そのなかでも理論的・実務的に特に重要と思われる刑法上の論点について、より深く検討する。その検討を通じて、学説・判例の立場の理論的背景を理解した上で、具体的事例を自ら説得的論拠をもって解決し、論述する能力を獲得することを目標とする。
授業計画	<p>第 1 回第三者による介介入行為、被害者自身の行為の介在、行為者自身の事後的行為が存在する場合の因果関係の存否について検討し、判例における判断枠組みについての理解を深める。</p> <p>第 2 回作為義務の発生根拠に関する学説及び不作為犯における因果関係の存否の判断方法について検討し、不作為犯成立の限界についての理解を深める。</p> <p>第 3 回強制や欺罔により、被害者が瑕疵ある意思に基づいて同意を与えた場合の処理について検討し、併せて、自殺と殺人の区別についての理解を深める。</p> <p>第 4 回正当防衛状況を自ら作出するなど、当該状況について帰責性がある者が相手に反撃を加えた場合について検討し、正当防衛の正当化根拠やその論理構造についての理解を深める。</p> <p>第 5 回正当防衛状況について誤信し、しかも、仮に認識どおりに正当防衛状況にあったとしても相当性が欠ける行為を行った場合について検討し、正当防衛類似の状況についての理解を深める。</p> <p>第 6 回アルコール類や薬物の使用によって、自ら責任無能力状態を作出して犯罪行為に及んだ場合について検討し、責任能力を必要とする意義についての理解を深める。</p> <p>第 7 回中止犯の要件とその具体的判断基準について、減免根拠に関する見解の対立に溯って検討し、判例の立場の理論構造についての理解を深める。</p> <p>第 8 回共犯者間で認識内容が異なる場合における成立犯罪について検討し、その理論的根拠との関係で、罪名従属性ないし事実の錯誤論についての理解を深める。</p> <p>第 9 回犯罪の完成前に共犯関係からの離脱した場合の、その後発生した結果の帰責可能性について検討し、共犯における因果関係の必要性とその内容についての理解を深める。</p>

	第 10 回犯罪完成前の途中からの加功の場合における、共犯関係成立の可能性について検討し、共犯における因果関係ないし共犯理論の意義についての理解を深める。
履修条件	配当年次による。
成績評価方法	質疑応答等の平常点 10%、レポート点 20%、期末試験 70%。
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	各回、事例問題を作成・提示しておき、受講生は予めその答案を作成して授業に臨み(当該答案はレポートとして回収する)、質疑応答方式により、各論点について議論・検討していくという方式をとる。なお、事例問題については、刑法総論上の論点を中心としつつ、適宜、刑法各論上の論点を組み合わせて作成する。
教材・参考文献・配付資料等	検討する事例を事前に課題として配布する。個々の論点の内容及び参照判例につき、教科書、判例集、調査官解説、評釈類等で確認しておくこと。 自習のための論述式事例問題の演習書として、 1. 井田良=佐伯仁志=橋爪隆=安田拓人, 刑法事例演習教材 第 2 版 2. 島田聡一郎=小林憲太郎, 事例から刑法を考える 第 3 版 3. 只木誠編, 刑法演習ノート 刑法を楽しむ 21 問 [第 2 版] 4. 甲斐克則編, 刑法実践演習
オフィスアワー等(連絡先含む)	「履修ガイド」記載のとおり。
その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー(TF)・ティーチングアシスタント(TA)	
キーワード	刑法総論, 刑法各論

授業科目名	刑法総合演習 II
科目番号	01NA077
単位数	1.0 単位
標準履修年次	3 年次
時間割	夏季休業中 金 7,8
担当教員	池田 和郎
授業概要	刑法解釈上の重量論点につき、最新の判例・学説を踏まえた理解を確認しつつ、事例の分析、重要な事実を選別し、当てはめるといふ基本的かつ実践的な手法を示して答案等を実現することを目指す。
備考	0AFL129 と同一。
授業形態	演習
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標（学修成果）	「刑法 I」、「刑法 II」、「刑事法総合」を履修した学生が、刑法総論及び各論における基本的知識の有機的な理解を確認し、具体的な事例を通じて適切な法的解釈、事実認定の視点を導く能力を身につけ、事案分析力・答案構成力及び答案の書き方を修得することを目標とする。
授業計画	各回、事例問題を作成・提示しておき、受講生は予めその答案を作成して授業に臨み（当該答案はレポートとして回収する）、質疑応答方式により、各論点について議論・検討していくという方式をとる。なお、事例問題については、刑法各論上の論点を中心としつつ、適宜、刑法総論上の論点を組み合わせて作成する。 第 1 週ガイダンス（刑法各論の学び方） 財産犯（窃盗罪、強盗罪）を中心とした個人的法益 第 2 週財産犯（詐欺罪）を中心とした個人的法益 第 3 週財産犯（横領罪、背任罪）を中心とした個人的法益 第 4 週刑法各論全体 1 第 5 週刑法各論全体 2
履修条件	配当年次による
成績評価方法	期末試験 100%
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修（予習・復習等）については、授業時に担当教員より示す
教材・参考文献・配付資料等	教科書 検討する事例を事前課題として配布する。 各自利用している基本書でよいので、重要論点等確認しておくこと。 事例に関係する判例解説は事前に検討しておくこと。 参考書 講義で参考文献等は適宜示す
オフィスアワー等（連絡先含む）	授業後に対応する
その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	

他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー (TF)・ティーチングアシスタント(TA)	
キーワード	刑法理論, 事実認定, 判例

授業科目名	刑事訴訟法総合演習
科目番号	01NA078
単位数	1.0 単位
標準履修年次	3 年次
時間割	春 A 土 2,3
担当教員	森田 憲右
授業概要	本演習では、「刑事訴訟法」及び「刑事法総合」を履修した学生が、具体的な事案を題材として、そこに含まれる問題点について検討することを通じて、刑法及び刑事訴訟法の知識を深化させるとともに、柔軟な思考力を涵養し、複雑困難な問題に直面してもこれを解決できるだけの能力を獲得することを目標とする。受講者は、本演習において具体的な事案を題材に討論を行い、刑事訴訟法の基礎的学識を深化させるとともに応用力のきく柔軟な思考力を涵養し、問題解決能力を獲得する。
備考	0AFL131 と同一。
授業形態	演習
学位プログラム・コンピテンスとの関係	使命自覚, 倫理観養成, 実務処理・解決
授業の到達目標（学修成果）	「刑事訴訟法」及び「刑事法総合」を履修した学生が、具体的な事案を題材として、そこに含まれる問題点について検討することを通じて、刑法及び刑事訴訟法の知識を深化させるとともに、柔軟な思考力を涵養し、複雑困難な問題に直面してもこれを解決できるだけの問題発見能力、法的分析・構成能力、起案能力を獲得することを目標とする。
授業計画	第 1 回任意捜査の限界を中心とする問題 第 2 回強制捜査（逮捕勾留・搜索差押え）の適法性を中心とする問題 第 3 回公訴・公判前整理手続を中心とする問題 第 4 回証拠能力と伝聞証拠を中心とする問題 第 5 回自白法則と裁判・上訴を中心とする問題
履修条件	配当年次による。
成績評価方法	筆記試験 80%・平常点 20%
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	録画授業になるに伴い、適宜、法科大学院学内情報サイトに掲載する。担当者が提示した刑事訴訟法の主要な論点を含んだ事案について、起案をしてメールにより提出する。予習当の時間外の学修等についても、適宜指示をする予定である。
教材・参考文献・配付資料等	判例百選を常備されたい。検討する問題事例は担当者が配布する。参考資料は担当者が配布する。
オフィスアワー等（連絡先含む）	履修ガイドの記載による（ただし、録画授業となるに伴い、春 A モジュール期間中はメールにより問合せられたい。）。
その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー（TF）・ティーチングアシスタント（TA）	なし

キーワード

強制捜査, 任意捜査, 逮捕勾留, 搜索差押, 公訴, 公判前整理手続, 伝聞証拠, 自白法則

授業科目名	刑法 III
科目番号	01NA079
単位数	2.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	秋 A 木 7,8; 夏季休業中 木 7,8
担当教員	渡邊 卓也, 山田 勝彦
授業概要	理論的・実務的に重要であり、刑法全体の総合的・体系的理解を必要とする重要論点を選び、研究者教員・実務家教員それぞれの観点から、集中的な検討を加える。判例・学説の状況を的確に把握することを前提に、具体的事例の検討を通じて、実務的感覚を重視しつつも論理的思考に基づく事例解決を提示し得るような、応用力の修得を目標とする。
備考	
授業形態	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標（学修成果）	本科目は、「刑法 I」及び「刑法 II」の履修により、刑法理論についての基礎的学識を身に付けた者を対象とする。重要論点の検討を通じて基礎的学識の深化をはかり、柔軟な法的思考力・事例分析力を涵養して、実務法曹として必要な問題発見能力及び問題解決能力を獲得することを目標とする。
授業計画	<p>授業では、質疑応答方式により、各論点について議論・検討していく。</p> <p>第 1 週客観的成立要件のうち、主として因果関係論を対象とする。介在事情が存在する場合の因果関係の存否に係る判断枠組みを確認した上で、近時の判例動向も踏まえつつ、具体事例の解決方法を検討する。</p> <p>第 2 週主観的成立要件のうち、主として故意錯誤論を対象とする。未必の故意の存否や錯誤の場合に符合を認める基準に係る判断枠組みを確認した上で、近時の判例動向も踏まえつつ、具体事例の解決方法を検討する。</p> <p>第 3 週違法阻却事由のうち、主として正当防衛論を対象とする。急迫性や防衛の意思、必要性ないし相当性といった要件に係る判断枠組みを確認した上で、近時の判例動向も踏まえつつ、具体事例の解決方法を検討する。</p> <p>第 4 週共犯論のうち、主として正犯性の判断基準を対象とする。間接正犯や（共謀）共同正犯といった広義の正犯に係る正犯性の判断枠組みを確認した上で、近時の判例動向も踏まえつつ、具体事例の解決方法を検討する。</p> <p>第 5 週共犯論のうち、主として共犯の処罰根拠に関係する論点を対象とする。承継的共犯や共犯関係からの離脱に係る判断枠組みを確認した上で、近時の判例動向も踏まえつつ、具体事例の解決方法を検討する。</p> <p>第 6 週個人法益に対する罪のうち、主として財産犯以外の犯罪を対象とする。生命身体に対する罪、自由に対する罪といった犯罪の成立要件を確認した上で、近時の判例動向も踏まえつつ、具体事例の解決方法を検討する。</p> <p>第 7 週財産犯のうち、主として窃盗罪や横領罪を対象とする。財物概念や占有概念、不法領得の意思といった財産犯に共通する成立要件の内容を確認した上で、近時の判例動向も踏まえつつ、具体事例の解決方法を検討する。</p>

	<p>第 8 週財産犯のうち、主として強盗罪や詐欺罪を扱う。暴行脅迫や欺く行為といった、これらの犯罪に固有の成立要件の内容を確認した上で、近時の判例動向も踏まえつつ、具体事例の解決方法を検討する。</p> <p>第 9 週社会法益に対する罪を対象とする。放火罪等の公共危険罪や偽造の罪、風俗に対する罪といった犯罪の成立要件を確認した上で、近時の判例動向も踏まえつつ、具体事例の解決方法を検討する。</p> <p>第 10 週国家法益に対する罪を対象とする。公務執行妨害罪や司法作用に対する罪、汚職の罪といった犯罪の成立要件を確認した上で、近時の判例動向も踏まえつつ、具体事例の解決方法を検討する。注:今年度は、前半 5 週を山田が、後半 5 週を渡邊が担当する。</p>
履修条件	
成績評価方法	質疑応答等の平常点 20%、期末試験 80%。
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	<p>検討する事例を事前に配布する。個々の論点の内容及び参照判例につき、教科書、判例集等で確認しておくこと。</p> <p>答案の作成は任意だが、十分に予習した上で授業に臨んでもらいたい。</p>
教材・参考文献・配付資料等	<p>予め、事例問題や検討すべきポイント等を記載したレジюмеを配布する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 西田典之ほか, 判例刑法総論第 7 版 2. 西田典之ほか, 判例刑法各論第 7 版 <p>履修ガイド記載のとおり。</p>
オフィスアワー等(連絡先含む)	渡邊 卓也
その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー(TF)・ティーチングアシスタント(TA)	
キーワード	刑法総論, 刑法各論

授業科目名	刑事訴訟法 II
科目番号	01NA080
単位数	1.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	春 B 金 7,8
担当教員	岩下 雅充
授業概要	「刑事訴訟法 I」で得られた基本の知識・理解をもとに、刑事訴訟法の重要論点を取り上げて検討することで、刑事訴訟法に関する知識・理解を深化させるのと同時に、法的な思考力・分析力を高めてもらう。
備考	2013 年度以後の入学者のみ履修可能
授業形態	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標（学修成果）	<p>「刑事訴訟法 I」で得られた基本の知識・理解をもとに、刑事訴訟法の重要論点を取り上げて検討することで、刑事訴訟法に関する知識・理解を深化させるのと同時に、法的な思考力・分析力を高めてもらう。授業のねらいは、架空の事例あるいは判例の事案を用いた論点の検討によって、ポイントとなる事実関係を的確に把握すること、法の解釈に慣熟すること、そして、法のあてはめを具体的に会得することにある（「コア・カリキュラム（共通的な到達目標モデル（第二次案修正案））：刑事訴訟法」に示された項目に関して理解を深めることが目標となる）。</p> <p>前提となる知識・理解を簡単に確認してから法解釈・法適用の妥当性について検討するというながれで授業はすすめられるが、いずれの場面でも質疑応答の機会が設けられるため、解答や発言に困らないように準備したうえで授業にのぞむことが必要となる。</p> <p>注) シラバスにおける「授業形態」の項目には「講義」と表示されるが、授業の内容は実質において「演習」である。</p>
授業計画	<p>第 1 回 逮捕・勾留に関する種々の問題（再逮捕・再勾留や別件逮捕・別件勾留など） / 逮捕・勾留されている被疑者の取調べ / 接見交通 《コア・カリキュラム第 1 編第 3 章-第 4 章および同第 8 章を参照》</p> <p>第 2 回 捜索・差押えに関連した処分 / 令状による捜索・差押えの範囲 《コア・カリキュラム第 1 編第 5 章を参照》</p> <p>第 3 回 逮捕にともなう捜索・差押えの範囲 / 特種の強制捜査 《コア・カリキュラム第 1 編第 5 章および同第 6 章を参照》</p> <p>第 4 回 職務質問にともなう有形力の行使と所持品検査 / おとり捜査 / 写真撮影・ビデオ撮影 / 任意同行といわゆる任意取調べ 《コア・カリキュラム第 1 編第 1 章-第 2 章および同第 7 章を参照》</p> <p>第 5 回 証拠の関連性 / 伝聞・非伝聞と伝聞例外その 1 《コア・カリキュラム第 5 編第 3 章を参照》</p> <p>第 6 回 伝聞・非伝聞と伝聞例外その 2 / 伝聞・非伝聞と伝聞例外その 3 《コア・カリキュラム第 5 編第 3 章を参照》</p> <p>第 7 回 自白の証拠能力および証明力 / 共犯者の供述：その証拠能力と証明力 《コア・カリキュラム第 5 編第 2 章を参照》</p>

成績評価方法	成績評価の材料となるのは、(1) 授業期間の終了後に実施する筆記試験 (期末試験) の結果 [80%] と、(2) 提出されたレポートの成果 [20%] である。このうち (2) については、レポートの提出に代えて、授業時間に小テストを実施することがある。
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修 (予習・復習等) については、授業時に担当教員より示す。
教材・参考文献・配付資料等	<p>教科書</p> <p>井上正仁ほか編『刑事訴訟法判例百選 [第 10 版]』(有斐閣・2017 年)</p> <p>上記のものとは別に、授業の開始に先立って基本書を指定する可能性がある。指定することを決定したときは、初回の授業の前までに告知する。</p> <p>参考書</p> <p>参考書は、第 1 回の授業で紹介する。</p> <p>なお、未修者コースの受講者が細部にわたる知識や論理について復習したいときは、「刑事訴訟法 I」で配布されたレジюмеも参照すること。</p> <p>その他</p> <p>担当教員によって作成されたレジюмеなどを配布する。</p>
オフィスアワー等 (連絡先含む)	「履修ガイド」に記載したとおりである。
その他 (受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー (TF)・ティーチングアシスタント (TA)	
キーワード	捜査, 公訴, 刑事公判, 証拠法

授業科目名	法曹倫理 I
科目番号	01NA104
単位数	1.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	春 B 土 6,7
担当教員	森田 憲右
授業概要	法曹倫理は専門職責任 (professional responsibility) と呼ばれ、法曹が市民から期待される高度の学識と技能を持つプロフェッション (profession) として当然に身に付けていなければならない職業倫理である。弁護士法 1 条 2 項に基づく誠実義務を中心に論ずるが、法曹倫理は日常的な法律事務において問題となるので、法律家が直面する具体的な法律問題の処理・解決を通じて学び、習得させる。授業は講義形式で、事前に配付する問題と資料に基づいて、討論をしながら、弁護士が直面する倫理上の問題に触れる、気付く、対処することを意識させ、もって、弁護士として身につけていなければならない高い職業倫理を修得させる。
備考	0AFL203 と同一。
授業形態	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	使命自覚, 倫理観養成, 実務処理・解決
授業の到達目標 (学修成果)	弁護士が常日頃倫理上の問題点について注意喚起し、あるいは悩む事項 (コアカリキュラムに対応) について、適切に把握して、処理することができる能力を身につけさせる。
授業計画	第 1 回第 1・2 回 相談と受任の際の弁護士倫理 第 2 回第 3・4 回 弁護士の利益相反 第 3 回第 5・6 回 自力救済、弁護士自治と綱紀・懲戒手続き 第 4 回第 7・8 回 秘密の保持、報告協議義務 第 5 回第 9・10 回 金銭関係の処理、共同事務所と弁護士法人
履修条件	配当年次による。
成績評価方法	筆記試験 70%、授業への参加度 30%
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	事前に配布する問題と資料に基づいて討論をするので予習してくること。
教材・参考文献・配付資料等	基本書は特に指定しない。参考文献として、「解説弁護士職務基本規程第 3 版」(日本弁護士連合会弁護士倫理委員会編著) ほか。
オフィスアワー等 (連絡先含む)	
その他 (受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	リーガルクリニックを受講する学生は、法曹倫理 I を履修済または当年度履修予定であることが必要である。
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー (TF)・ティーチングアシスタント (TA)	なし

キーワード

弁護士自治, 懲戒, 誠実義務, 真実義務, 利益相反, 報告協議, 自力救済, 秘密保持

授業科目名	法曹倫理 II
科目番号	01NA105
単位数	1.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	秋 B 金 7; 秋 C 金 7
担当教員	高橋 健, 川崎 博司
授業概要	法曹として実務に携わるためには、現代社会における使命を自覚し、責任感と高い職業倫理を身につけることが必要不可欠である。この授業では、裁判官・検察官が講師となり、講義形式で具体的な事例を検討しながら、法曹実務家としての責任、職業倫理を学ぶ。
備考	0AFL205 と同一。
授業形態	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	使命自覚 倫理観養成 実務処理・解決
授業の到達目標（学修成果）	<p>(裁判官)</p> <p>裁判官の独立、公平性、廉潔性及び裁判官の身分保障の概要とその意義について表層的に学修するにとどまらず、裁判官倫理が問題となった具体的事例を分析、検討することによって、裁判官の役割と職責の性質、ひいては司法と立法、行政の在り方に対する理解を深めるとともに、法曹としての生命というべきリーガルマインドの涵養にも資することを目標とする。</p> <p>(検察官)</p> <p>検察官は、何を目指し、どのような義務を負い、どのような規律に服し、日々どのような仕事を、どのような人々と関わりながらしているのか?検察官の役割と職責を法曹倫理の観点から分析することで、刑事手続を立体的に理解し、さらに、刑事事件をめぐって発生する様々な問題について、妥当な解決を図ることのできる総合的能力を養うことを目標とする。</p>
授業計画	<p>(裁判官)</p> <p>担当教員が作成するレジュメを配布し、それに基づき授業を進める。詳細な予習を求めものではないが、授業の際には適宜指名して質問するので、具体的事例における裁判官倫理上の問題点について分析、検討して授業に臨むことが望ましい。小レポートは実施しないが、授業中の発言等を平常点評価に組み入れる。</p> <p>(検察官)</p> <p>小問形式の予習用の事例を事前に配付するので、授業前にその法律上及び検察官倫理上の問題点を分析し、自分なりの考えをまとめてから授業に臨むこと。授業の際には適宜指名し、質問に答えてもらう。</p>

	<p>(裁判官)</p> <p>第1回 裁判官倫理の構造、裁判所の組織、裁判官制度</p> <p>第2回 司法権の独立・裁判官の独立(1)</p> <p>第3回 司法権の独立・裁判官の独立(2)</p> <p>第4回 裁判官と個人活動</p> <p>第5回 総合事例研究</p> <p>(いずれの回もコアカリ「第3章 裁判官の倫理」に対応)</p> <p>(検察官)</p> <p>第1回 検察官の職務1</p> <p>第2回 検察官の職務2, 検察制度の概要, 検察官倫理の基本的な考え方</p> <p>第3回 検察官同一体の原則と検察官の独立性, 検察官の客観義務(公益の代表者)</p> <p>第4回 検察官の取調べ, 検察官の訴追裁量, 被害者保護</p> <p>第5回 検察官の公正・中立性, 廉潔性, 被疑者の更生</p> <p>(いずれの回もコアカリ「第4章 検察官の倫理」に対応)</p>
履修条件	配当年次による
成績評価方法	<p>裁判官倫理(50点満点)と検察官倫理(50点満点)の合計点による。</p> <p>期末試験は、裁判官倫理と検察官倫理を各1問出題する。</p> <p>裁判官倫理, 検察官倫理の各評価方法は次のとおり。</p> <p>(裁判官)</p> <p>期末試験 90%</p> <p>平常点(授業中の発言等)10%</p> <p>(検察官)</p> <p>期末試験 90%</p> <p>平常点(授業中の発言等)10%</p>
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修(予習・復習等)については、授業時に担当教員より示す
教材・参考文献・配付資料等	<p>教科書</p> <p>(裁判官)</p> <p>特に指定しない。担当教員が作成するレジユメを配布する。なお、講義には六法(小型六法で可)を持参すること。</p> <p>(検察官)</p> <p>特に指定しない。担当教員が作成するレジユメを配付する。なお、講義には六法を持参すること。</p> <p>参考書</p> <p>(裁判官)</p> <p>必要に応じて適宜指示する。</p> <p>(検察官)</p> <p>必要に応じて適宜指示する。</p>

オフィスアワー等（連絡先含む）	授業後に対応する
その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー（TF）・ティーチングアシスタント（TA）	
キーワード	

授業科目名	法曹実務基礎
科目番号	01NA106
単位数	1.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	春 A 土 6,7
担当教員	松家 元, 藤井 康子, 大野 浩之
授業概要	法曹実務家に求められる基礎的な法的素養を習得することを到達目標とする。そのために、法令・判例・文献をリサーチするために必要なツールを知り、その特徴を理解し、効率良くリサーチできる力を身につけることを目標とする。また、事例問題を前にして基本的な分析力・起案力を得ることを目標とする。授業は講義形式で、法情報リサーチを法令・判例・文献にわけ、例題をもとに用途別にデータベースと資料を使用しながらリサーチ方法を説明する。その後、法律学の基礎につき講義し、最後に、実際に起案をして頂き採点講評を行う。以上を通して法律文書(答案)の起案の作法について学ぶ。
備考	0AFL201 と同一。
授業形態	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標(学修成果)	法曹実務家に求められる基礎的な法的素養を習得することを到達目標とする。そのために、法令・判例・文献をリサーチするために必要なツールを知り、その特徴を理解し、効率良くリサーチできる力を身につけることを目標とする。また、事例問題を前にして基本的な分析力・起案力を得ることを目標とする。
授業計画	<p>まず、筑波大学 e ラーニングシステム「INFOSS 情報倫理」について、内容・アクセス方法について解説する。なお、本講義の終了までに、「INFOSS」の修了テストを受けておくこと。法情報リサーチを法令・判例・文献にわけ、例題をもとに用途別にデータベースと資料を使用しながら、リサーチ方法を説明する。その後、法律学の基礎につき講義し、最後に、実際に起案をして頂き、それを通して法律文書(答案)の起案の作法について学ぶ。</p> <p>予習等の授業時間外の学修等については、授業において指示をする予定である。</p> <p>藤井康子(第1週、2週担当) 松家 元(第3週担当:全体を統括する) 大野浩之(第4週、5週担当)</p> <p>第1週情報倫理及び法令について 法情報の種類・情報媒体の特性について説明する。法令リサーチに必要な基礎知識(法令の種類、公布、施行、改正、条文の構成、一部改正、法令番号など)を理解する。法令が収録されるツールの種類と特徴を理解する。最新法令、改正法令、過去法令などさまざまな時点での法令検索方法について説明する。</p>

	<p>第2週判例について 判例が収録されるツールの種類と特徴を理解する。最新判例、過去判例、重要判例、判例集に掲載されない判例等について、具体例をあげて判例検索の方法を説明する。また各データベースの収録の違いなどに触れ、検索のコツを紹介する。</p> <p>第3週法律の学び方 ロースクールでの到達点、条文の読み方、解釈の仕方、利益考量とは、法の分類、判例の読み方、学説との関係、議論の大切さなどにつき講義する(テキスト『プレップ法学を学ぶ前に』)。</p> <p>第4週法律文書の起案について 三段論法、起案の手法について講義する。問題となる論点に関する法解釈について解説した後に、具体的事案を基に起案をしてもらう。</p> <p>第5週同上 前週に行った起案の講評を行う。その他の法分野につき、分析と起案のコツを教授する。</p>
履修条件	進級制のため、配当年次による。
成績評価方法	<p>期末試験 70%、第4週の起案 30%</p> <p>「INFOSS」の修了テストを要件とします。</p>
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	
教材・参考文献・配付資料等	<p>1. いしかわまりこほか、『リーガル・リサーチ(第5版)』(日本評論社、2016)</p> <p>2. 道垣内弘人、『プレップ法学を学ぶ前に(第2版)』(弘文堂、2017)</p> <p>その他、担当教員が配布するレジюме・資料等を参照のこと。</p> <p>ポケット六法(又はこれに準じる六法)を持参のこと。</p> <p>井田=佐渡島=山野目『法を学ぶ人のための文章作法(第2版)』(有斐閣2019)</p> <p>中野次雄編『判例とその読み方』(有斐閣2009)</p> <p>田高=秋山=原田『リーガル・リサーチ&レポート(第2版)』(2019 有斐閣)</p> <p>吉田 利宏『元法制局キャリアが教える 法律を読む技術・学ぶ技術[改訂第3版]』(ダイヤモンド社2016)</p> <p>山下=島田=穴戸『法解釈入門-「法的」に考えるための第一歩 補訂版』(有斐閣2018)</p>
オフィスアワー等(連絡先含む)	
その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	あらかじめ上記参考文献1、2などに目を通しておくことが望ましい。
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー(TF)・ティーチングアシスタント(TA)	なし。
キーワード	法曹実務家に求められる基礎的な法的素養を習得する。

授業科目名	民事訴訟実務の基礎 I
科目番号	01NA151
単位数	2.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	春 AB 火 7,8
担当教員	姫野 博昭
授業概要	本演習では、典型的な民事訴訟事件の記録と同記録について司法研修所が作成したビデオを視聴しながら、事件の相談、訴訟の準備、保全、訴えの提起、訴訟の審理、判決、上訴さらには執行に至る民事訴訟実務における手続の基礎を学修する。また、具体的な事案をもとに事実関係の調査・把握、法的構成の仕方などを体験することによって、民事訴訟を動的にかつ立体的に捉えることを学修する。民事訴訟実務の流れの中で、民事訴訟法の重要論点も復習し、理論と実務の架橋を意識して、民事訴訟法理論が実務でいかに反映されているかを具体的に理解する。
備考	0AFL211 と同一。
授業形態	演習
学位プログラム・コンピテンスとの関係	使命自覚 倫理観養成 実務処理・解決
授業の到達目標（学修成果）	<ol style="list-style-type: none"> 1 民事訴訟法の確認とともに理論と実務の架橋を意識して、民事訴訟法実務への有意な橋渡しを目指す。 2 民事訴訟の全体像を把握し、民事訴訟実務の円環的構造を理解する。 3 民事訴訟法の学習で修得した知識を、行動に変えることのできるスキル（実務）を修得する。 4 民事訴訟法や民事訴訟規則の条文操作を修得する。 5 民事訴訟法の重要論点を手続の流れの中で位置づけ再確認する。
授業計画	<p>配付する講義用レジュメ、指定した教科書をもとに、民事訴訟手続の進行にあわせて訴訟実務の基礎と理論上・実務上の諸問題を講義するとともに、適宜受講生に対する質問を交えながら双方向の内容をも加味して、民事訴訟実務を真に理解できるよう配慮して進める。</p> <p>また、教員が弁護士として実際に扱ったいくつかの訴訟事案を取り上げて、当該訴訟の実務上の問題点、処理方針、立証の工夫、判決の内容などを適宜紹介し、受講生の民事訴訟実務に対する理解を深める。</p> <p>途中、司法研修所編・民事第一審手続の解説についてのビデオを放映して、具体的な手続のイメージの涵養に役立てる。</p> <p>第 1 週ガイダンス（講座の目的）、事件記録の読み方、民事訴訟実務の全体構造</p>

	<p>第 2 週紛争解決手段の全体構造 法律相談実務, 訴え提起前における訴訟代理人の役割 (コアカリキュラム 3) 裁判外の証拠収集活動 1(コアカリキュラム 2-3) 第 3 週裁判外の証拠収集活動 2(コアカリキュラム 2-3) 訴え提起の準備 (訴訟行為の意義, 訴訟物の概念, 管轄, 訴え提起における訴訟代理人の役割)(コアカリキュラム 1-1,3) 第 4 週訴状の作成と訴えの提起 (コアカリキュラム 1-1,1-3,3), 訴状の受付 訴状作成課題呈示 (予定) 第 5 週訴状課題の解説, ビデオ視聴 1(訴え提起)、要件事実の基礎 1(コアカリキュラム 1-2) 第 6 週要件事実の基礎 2(コアカリキュラム 1-2)、 被告の応答 (答弁書の作成, 認否の方法)(コアカリキュラム 1-2,2-1), 答弁書作成課題呈示 (予定) 第 7 週答弁書作成課題の解説, 第 1 回口頭弁論期日 (コアカリキュラム 3), ビデオ視聴 2(第 1 回口頭弁論) 事実認定の基礎 (コアカリキュラム 2-2,2-3,2-4)、証拠の収集と証拠調べ手続 1(総論・書証 1)(コアカリキュラム 2-3,3) 小テスト実施 第 8 週小テストの解説 証拠の収集と証拠調べ手続 2(書証 2)(コアカリキュラム 2-3,3) 弁論準備手続期日 (争点整理手続)(コアカリキュラム 3) ビデオ視聴 3(弁論準備手続等) 第 9 週証拠調べ手続 3(人証・交互尋問)(コアカリキュラム 2-3) 和解 (和解における当事者と裁判所の役割, 和解条項の意義)(コアカリキュラム 3) 判決言渡し ビデオ視聴 4(交互尋問・和解・判決言渡し) 第 10 週上訴の基礎 民事保全の基礎・民事執行の基礎 (コアカリキュラム 3) 全体の総括</p>
履修条件	配当年次による。
成績評価方法	期末試験 80%, 法文書作成課題の結果 10%, 小テストの結果 10%, として総合評価する。
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修 (予習・復習) については、授業時に担当教員より示す。
教材・参考文献・配付資料等	<p>教科書 司法研修所監修「第 4 版 民事訴訟第一審手続の解説 事件記録に基づいて」(法曹會) その他、講義用レジュメを配付する (配付したレジュメ類は毎回持参すること) 参考書 ・別冊ジュリスト「民事訴訟法判例百選」(第 5 版) 有斐閣 ・「民事訴訟法 1」で使用した教科書, 要件事実論 1 で使用する教科書 (司法研修所編「新問題研究 要件事実」) を適宜参照する予定である。 ・司法研修所編「事例で考える民事事実認定」法曹會</p>

オフィスアワー等（連絡先含む）	履修ガイドの記載による。
その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー（TF）・ティーチングアシスタント（TA）	
キーワード	民事訴訟実務, 民事訴訟法, 要件事実, 事実認定

授業科目名	刑事訴訟実務の基礎 I
科目番号	01NA152
単位数	2.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	春 C 夏季休業中 土 4,5
担当教員	森田 憲右
授業概要	本演習では、刑事訴訟法を履修した者に対し、参考記録を使用して、主に刑事公判手続を中心に、重要な問題を取り上げ、法曹三者の役割を理解させるとともに、刑事手続全体を把握させ、刑事実務の基本的事項に関する手続遂行能力、実体形成能力を獲得させることを目標とする。参考記録についてビデオを視聴しながら刑事訴訟法及び刑事訴訟規則について説明をした上で、刑事裁判の実務における重要な問題点を取り上げ、問答形式を主体として授業を行う。また、刑事訴訟法の重要な論点について起案もしながら理解の深化をはかる。
備考	0AFL213 と同一。
授業形態	演習
学位プログラム・コンピテンスとの関係	使命自覚, 倫理観養成, 実務処理・解決
授業の到達目標 (学修成果)	刑事訴訟法を履修した者に対し、参考記録を使用して、主に刑事公判手続を中心に、重要な問題を取り上げ、法曹三者の役割を理解させるとともに、刑事手続全体を把握させ、刑事実務の基本的事項に関する手続遂行能力、実体形成能力を獲得させることを目標とする。
授業計画	第 1 回 (第 1 回・第 2 回) 捜査手続と公判請求についての鳥瞰, 起訴状, 訴因, 争点, 証拠構造 (コアカリキュラム 1-4), 第 2 回 (第 3 回・第 4 回) 主張と証拠 (証明予定事実, 冒頭手続, 証拠等関係カード)(コアカリキュラム 1-6), 訴因 (コアカリキュラム 1-4) 第 3 回 (第 5 回・第 6 回) 証拠法 1(証拠関係カード, 伝聞法則)(コアカリキュラム 1-5,1-6), 第 4 回 (第 7 回・第 8 回) 証拠法 2(証拠等関係カード・伝聞法則、自白法則)(コアカリキュラム 1-5,1-6) 第 5 回 (第 9 回・第 10 回) 証拠法 (証拠等関係カード・証拠調べの施行)(コアカリキュラム 1-6),), 任意処分と強制処分 (コアカリキュラム 1-1) 第 6 回 (第 11 回・第 12 回) 交互尋問 (コアカリキュラム 1-6),), 任意処分と強制処分 (コアカリキュラム 1-1) 逮捕 (コアカリキュラム 1-1,1-2) 第 7 回 (第 13 回・第 14 回) 事実認定 1(論告, 弁論, 判決) 上訴審等の手続 (コアカリキュラム第 2 章), 逮捕 (コアカリキュラム 1-1,1-2) 第 8 回 (第 15 回・第 16 回) 事実認定 2(コアカリキュラム第 2 章), 逮捕 (コアカリキュラム 1-1,1-2) 第 9 回 (第 17 回・第 18 回) 捜索・差押え、逮捕・勾留, 保釈 (コアカリキュラム 1-1,1-2,1-3), 第 10 回 (第 19 回・第 20 回) 捜査機関の証拠収集手続と証拠開示 (コアカリキュラム 1-5), 捜索・差押え (コアカリキュラム 1-1)
履修条件	配当年次による。

成績評価方法	平常点 20%, 期末試験 80%
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	参考記録についてビデオを視聴しながら刑事訴訟法及び刑事訴訟規則について説明をした上で、刑事裁判の実務における重要な問題点をとり上げ、問答形式を主体として授業を行う。また、法文書作成について、事例問題から刑事訴訟法の重要な事項についての問題点を抽出して処理をする能力を涵養する。 予習等の授業時間外の学修等については、授業において指示をする予定である。
教材・参考文献・配付資料等	予めレジユメを配布する。法曹会「平成 21 年版 刑事第一審公判手続の概要」、判例百選 (第 10 版)(いずれも第 1 週から使用するの持参すること。)
オフィスアワー等 (連絡先含む)	履修ガイドの記載による。
その他 (受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー (TF)・ティーチングアシスタント (TA)	なし
キーワード	起訴状, 公判前整理手続, 公判手続, 証拠調べ, 証拠意見, 交互尋問

授業科目名	民事訴訟実務の基礎 II
科目番号	01NA154
単位数	1.0 単位
標準履修年次	3 年次
時間割	夏季休業中 土 4,5
担当教員	松家 元
授業概要	本演習は、判決効、複雑訴訟、当事者の変更等の知識を再確認すると共に、対抗要件や登記手続請求権をよりよく理解するためにも有用な不動産登記の実務等についての一通りの知識を獲得することを目標とする。演習では、苦手意識を持つ者が少ない判決効や複雑訴訟・当事者変更をめぐる諸問題について、実務的視点から光を当てながら基礎理論を再確認するとともに、その理解を深める。また、通常民事事件を扱うにあたって必要不可欠な不動産登記及び不動産登記訴訟実務の基礎知識を学ぶことにより、実践的な実務知識を身に付ける。
備考	0AFL219 と同一。
授業形態	演習
学位プログラム・コンピテンスとの関係	使命自覚 倫理観養成 実務処理・解決
授業の到達目標（学修成果）	判決効、複雑訴訟、当事者の変更等の知識を再確認すると共に、対抗要件や登記手続請求権をよりよく理解するためにも有用な不動産登記の実務等についての一通りの知識を獲得することを目標とする。
授業計画	<p>苦手意識を持つ者が少ない判決効や複雑訴訟・当事者変更をめぐる諸問題について、実務的視点から光を当てながら基礎理論を再確認するとともに、その理解を深める。また、通常民事事件を扱うにあたって必要不可欠な不動産登記及び不動産登記訴訟実務の基礎知識を学ぶことにより、実践的な実務知識を身に付けられるよう配慮したい。</p> <p>第 1 回判決前最後の訴訟活動～最終準備書面、判決後の代理人活動 判決効をめぐる諸問題 1[既判力の作用・本質論](コアカリキュラム 5-1) 第 2 回判決効をめぐる諸問題 2[既判力の時的限界、客観的範囲](コアカリキュラム 5-1) 第 3 回判決効をめぐる諸問題 3[既判力の主観的範囲](コアカリキュラム 5-1) 第 4 回判決効をめぐる諸問題 1～3 の補足 (コアカリキュラム 5-1) 第 5 回複雑訴訟をめぐる諸問題 1[複数請求訴訟](コアカリキュラム 6-2) 第 6 回複雑訴訟をめぐる諸問題 2[多数当事者訴訟 (共同訴訟)](コアカリキュラム 6-2) 第 7 回複雑訴訟をめぐる諸問題 3[多数当事者訴訟 (訴訟参加)](コアカリキュラム 6-2) 第 8 回複雑訴訟をめぐる諸問題 1～3 の補足 (コアカリキュラム 6-2) 第 9 回当事者の変更をめぐる諸問題 (コアカリキュラム 6-2) 第 10 回不動産登記の基礎知識と不動産登記訴訟の実務</p>
履修条件	配当年次による
成績評価方法	学期末に実施する筆記試験の内容を 80 パーセント、授業での議論・参加態度等の平常点を 20 パーセントとして、総合評価する。

学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修（予習・復習等）については、授業時に担当教員より示す。
教材・参考文献・配付資料等	教科書 特に指定しない。 参考書 別冊ジュリスト「民事訴訟法判例百選」（第5版）有斐閣（第4版でも可）
オフィスアワー等（連絡先含む）	履修ガイドの記載による。
その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー（TF）・ティーチングアシスタント（TA）	
キーワード	民事訴訟実務, 民事訴訟法, 要件事実

授業科目名	刑事訴訟実務の基礎 II
科目番号	01NA155
単位数	1.0 単位
標準履修年次	3 年次
時間割	春 AB 金 7
担当教員	高橋 健
授業概要	刑法, 刑事訴訟法の基本的な理解がされていることを前提として, 事例問題や記録教材を用い, 刑法, 刑事訴訟法の理論が, 実務においてどのように運用されているかを学習し, 刑事手続全般についての理解を深め, 刑事実務の基礎的な知識を習得する。
備考	0AFL221 と同一。
授業形態	演習
学位プログラム・コンピテンスとの関係	使命自覚 倫理観養成 実務処理・解決
授業の到達目標 (学修成果)	具体的な事例に即した問題発見能力, 事実認定の基礎的な能力, 刑事法の解釈・適用能力, 刑事訴訟を運用する基礎的な能力を涵養することを目標とします。
授業計画	小問形式の予習用の検討課題を事前に配付するので, 授業前に検討し, 自分なりの考えをまとめてから授業に臨むこと。授業の際には適宜指名し, 質問に答えてもらう。これまで学習してきた刑法, 刑事訴訟法の理論が, 刑事実務の手続の中でどのように位置づけられているのかを意識して学習すること。 第 1 回捜査の端緒, 職務質問, 任意捜査, 捜査手続の流れの説明 (コアカリ 1-1) 第 2 回所持品検査, 違法収集証拠の証拠能力 (コアカリ 1-1) 第 3 回搜索・差押え等 (コアカリ 1-1) 第 4 回逮捕・勾留 (記録教材に基づいて)(コアカリ 1-2,1-3) 第 5 回検察官の終局処分 (記録教材に基づいて)(コアカリ 1-4, 第 2 章) 第 6 回公判準備 (記録教材に基づいて)(コアカリ 1-4,1-6, 第 2 章) 第 7 回公判前整理手続 (コアカリ 1-5) 第 8 回訴因の特定, 公判の冒頭手続 (コアカリ 1-4,1-6) 第 9 回証拠法:伝聞法則とその例外 (コアカリ 1-6) 第 10 回証拠法:自白法則 (コアカリ 1-6)
履修条件	配当年次による
成績評価方法	期末試験 60% 平常点 (授業中の発言等)10% 中間課題 30%
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修 (予習・復習等) については, 授業時に担当教員より示す
教材・参考文献・配付資料等	教科書 特に指定しない。各自がこれまで使用してきた刑事法の基本書, 参考書, 判例集等を使用すること。担当教員が作成するレジユメを配付する。なお, 講義には六法を持参すること。

	参考書 必要に応じて適宜指示する。
オフィスアワー等（連絡先含む）	授業後に対応する
その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー（TF）・ティーチングアシスタント（TA）	
キーワード	

授業科目名	ロイヤリング I
科目番号	01NA156
単位数	1.0 単位
標準履修年次	3 年次
時間割	夏季休業中 月 7,8
担当教員	森田 憲右
授業概要	本演習の内容は、刑事事件の事件受任から終了までの一連の流れを基本的な事件を中心に説明し、議論することを通じて基本的技能を修得することを目的とする。演習では、特定の刑事事件を題材として、被疑者段階の刑事弁護活動を中心に、時々刻々変転する受任から公判準備に至るまでの刑事手続の流れの中で、被疑者(被告人)との模擬接見等に基づき、事案の把握・問題点の拾い出しをしつつ、弁護方針を決定することを学び、もって、法律家として必要とされる聴き取り能力、問題点を発見する能力、問題点を処理・解決する能力を養うとともに、刑事手続全体の中で被疑者弁護活動及び公判準備の位置づけを理解することができるようにする。
備考	0AFL235 と同一。
授業形態	演習
学位プログラム・コンピテンスとの関係	使命自覚, 倫理観養成, 実務処理・解決”
授業の到達目標(学修成果)	法的技術基礎論(ロイヤリング)は、法律家とくに弁護士として実務において要求される技能の中で、法科大学院の学生に習得させるのが適切であると認められる基本的な技能についての理論である。法律家に必要とされている基本的技能について、刑事弁護実務について具体的事件を通じて学ぶ。授業内容は、特定の刑事事件(外国人に対する公務執行妨害被疑事件)を題材として、被疑者段階の刑事弁護活動を中心に、時々刻々変転する受任から公判準備に至るまでの刑事手続の流れの中で、被疑者(被告人)との模擬接見等に基づき、事案の把握・問題点の拾い出しをしつつ、弁護方針を決定することを学び、もって、法律家として必要とされる聴き取り能力、問題点を発見する能力、問題点を処理・解決する能力を養うとともに、刑事手続全体の中で被疑者弁護活動及び公判準備の位置づけを理解することができるようにする。
授業計画	第 1 回第 1・2 回 初回接見と刑事弁護人の選受任 第 2 回第 3・4 回 模擬接見等に基づく、逮捕留置中の被疑者に対する弁護活動 第 3 回第 5・6 回 模擬接見等に基づく、公判請求直後の保釈請求 第 4 回第 7・8 回 模擬接見等に基づく、公判準備(前半)(証拠開示、証拠意見、予定主張) 第 5 回第 9・10 回 模擬接見等に基づく、公判準備(後半)(証拠開示、証拠意見、予定主張)
履修条件	配当年次による。
成績評価方法	小テスト 20%、筆記試験 80% とした総合評価とする。
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	この科目は、刑事手続の流れの中で時々刻々変化する状況下で逐一必要な資料を配付するので予習等の授業時間外の学修等については、授業において指示をする予定である。

教材・参考文献・配付資料等	適宜資料を配付する。
オフィスアワー等（連絡先含む）	履修ガイドの記載による。
その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	グループ討論を積極的にされたい。
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー（TF）・ティーチングアシスタント（TA）	なし
キーワード	刑事弁護, 接見, 黙秘権, 保釈, 争点

授業科目名	ロイヤリング II
科目番号	01NA157
単位数	1.0 単位
標準履修年次	3 年次
時間割	夏季休業中 水 7,8
担当教員	姫野 博昭
授業概要	本演習は、具体的な紛争事例を素材とし、民事事件の代理人弁護士として、依頼者からの事情聴取にはじまり、事案の分析から、法理論や判例の調査・検討、解決手段の選択、結果の実現までの過程をその一連のプロセスに即して、討議及びリサーチペーパーの作成などの方法により、総合的かつ多面的に検討(学修)する。これにより、法を用いて問題を解決する弁護士の思考方法・行動様式について、基本的な理解を得ることを目的とする。
備考	0AFL237 と同一。
授業形態	演習
学位プログラム・コンピテンスとの関係	使命自覚 倫理観養成 実務処理・解決
授業の到達目標(学修成果)	民事事件の代理人弁護士として、依頼者からの事情聴取にはじまり、事案に含まれる法律問題を抽出・整理し、紛争解決の見通しを立てて、そのための適切な手段を選択するまでの、基本的な思考方法と技能に関する知見を獲得する。
授業計画	具体的な争訟事例を素材として、相談者から事実を聞き取り、同時に事案を分析し、かつ法準則の適用を行い、適切な手段を選択するという、一連のプロセスに即して、ロールプレイング、討論、講評を通じて、総合的に、実務家が日常的に行っている作業への橋渡しを行う。 第 1 週民事紛争解決手段の選択に関する総論講義 法律相談の技法と立証活動 法律相談事案の検討と解説 第 2 週法律相談ロールプレイング 1, 討論, 講評 第 3 週法律相談ロールプレイング 2, 討論, 講評 第 4 週法律相談ロールプレイング 3, 討論, 講評 第 5 週法律相談技法、立証活動等のまとめ 全体のまとめ
履修条件	配当年次による
成績評価方法	授業中における、コミュニケーション能力、積極的な参加姿勢やロールプレイングの実践状況等から 20%、筆記試験の結果を 80% として、総合的に評価する。
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修(予習・復習等)については、授業時に担当教員より示す
教材・参考文献・配付資料等	教科書 指定しない。 適宜資料を配付する。

	参考書 指定しない。
オフィスアワー等（連絡先含む）	
その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー（TF）・ティーチングアシスタント（TA）	
キーワード	

授業科目名	リーガルクリニック
科目番号	01NA158
単位数	1.0 単位
標準履修年次	2・3 年次
時間割	通年 集中
担当教員	松家 元, 山口 卓男, 永島 賢也, 井上 真, 笹山 桂一, 應本 昌樹
授業概要	法律事務所において事件処理を実地に見聞することにより、弁護士という職業に対する具体的なイメージを形成するとともに、守秘義務・利益相反禁止など職務上の義務を理解し、また、現実には生起している事件に即して法理論の実践的な活用場面を経験し、事情聴取、文書起案、交渉、調査などのスキルについて基本的な視点を獲得する。本演習は、原則として、学生 2 人を 1 チームとし、法律事務所 (学内・学外) において実際の事件処理に立会う。これにより、事情聴取、文書起案、交渉、調査などで必要とされる基本的な視点や技能に関する理解を得ることを目的とする。
備考	0AFL239 と同一。
授業形態	演習
学位プログラム・コンピテンスとの関係	使命自覚 倫理観養成 実務処理・解決
授業の到達目標 (学修成果)	法律事務所において事件処理を実地に見聞することにより、弁護士という職業に対する具体的なイメージを形成するとともに、守秘義務・利益相反禁止など職務上の義務を理解し、また、現実には生起している事件に即して法理論の実践的な活用場面を経験し、事情聴取、文書起案、交渉、調査などのスキルについて基本的な視点を獲得すること。
授業計画	<p>1 オリエンテーション</p> <p>リーガルクリニックの開始に先立ち、法律事務所において事件に携わるための基本的事項 (職務上の義務・責任、依頼者や相手方との応対上の注意事項など) を、教室における講義形式により習得させる。また、学生は、自ら何を主眼に学びたいか (訴訟手続の流れ、事情聴取の技法、尋問事項の構成と交互尋問技術、法律・事実関係の調査手法、証拠収集及びそれに基づく法律構成・文書起案など) を決め、これを受講希望調書に記載して担当教員に提出する。</p> <p>2 事務所実習 (通年で分割または連続)</p> <p>学生は、少人数 (2・3 名程度) のグループごとに履修場所となる法律事務所に配属され、各自の受講希望 (テーマ) に基づき、担当教員と協議のうえ、具体的な受講計画を作成する。学生は、この受講計画に従って、担当教員の指導のもとで、各人のテーマごと、あるいは割り当て事件ごとに、事情聴取・相談への同席、法廷傍聴、文書起案、調査活動などを行なう。学生は、受講の都度、受講日報を提出するほか、全ての受講計画を終了した段階で、レポートを提出する。</p> <p>第 1 週オリエンテーション (第 1 回) 弁護士の職務上の基本事項について</p>

	第2週オリエンテーション(第2回)受講希望調書の作成等 第3週法律事務所における実習(各自)
履修条件	配当年次による
成績評価方法	実習への参加態度、グループでのディスカッションの内容、各自の受講計画の達成度、受講日報及びレポート等(起案を含む)の内容を総合的に評価する。評価の比重は、概ね、参加態度等40%、受講日報・レポート等60%の割合とする。
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修(予習・復習等)については、授業時に担当教員より示す
教材・参考文献・配付資料等	教科書 特に指定しない。 参考書 各学生のテーマごと、また、実習の場面ごとに随時指示する。
オフィスアワー等(連絡先含む)	授業後に対応する
その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	リーガルクリニックを受講する学生は、法曹倫理Iを履修済または当年度履修予定である必要がある。
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー(TF)・ティーチングアシスタント(TA)	
キーワード	Case, Client, Fact finding, Think Like a Lawyer

授業科目名	要件事実論 I
科目番号	01NA159
単位数	1.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	春 A 金 7,8
担当教員	松家 元
授業概要	実体法上の法律効果を発生させる実体法上の法律要件に該当する具体的な事実 (要件事実) については、個々の事案において具体的にどこまで主張・立証すれば足りるのかについて、実体法及び手続法の基本的な理論教育だけでは十分に理解することは難しい。そこで、従来から司法研修所等において研究され、判例理論においても定着した要件事実論を修得して、個々の紛争類型ごとに分析する法的な実務処理能力を身につけることが必要となる。本演習では、個々の基本的な紛争類型における要件事実の構造 (請求原因・抗弁・再抗弁等) について説明し、この科目の応用発展科目である「要件事実論 II」の授業のための基本的な知識を修得することを到達目標とする。
備考	0AFL215 と同一。
授業形態	演習
学位プログラム・コンピテンスとの関係	使命自覚 倫理観養成 実務処理・解決
授業の到達目標 (学修成果)	個々の基本的な紛争類型における要件事実の構造 (請求原因・抗弁・再抗弁等) を学び、この科目の応用発展科目である「要件事実論 II」の授業のための基本的な知識を修得する。
授業計画	授業に先立ち、授業案内容レジュメを配布する。そこには、教科書の概要及び論点を摘示して、授業ではそれらの論点について受講者に質問しつつ進行する。 また、知識の修得とその定着確認のため、小テストを予定している。 第 1 週実務から見た民事訴訟の基本的構造 (コアカリキュラム 1-1、1-2、2-1、2-2) 売買契約に基づく代金支払請求訴訟 (コアカリキュラム 1-3、1-4) 第 2 週貸金返還請求訴訟 (コアカリキュラム 1-3、1-4) 所有権に基づく不動産明渡請求訴訟 (コアカリキュラム 1-3、1-4) 第 3 週不動産登記手続請求訴訟 (コアカリキュラム 1-3、1-4) 第 4 週賃貸借契約の終了に基づく不動産明渡請求訴訟 (コアカリキュラム 1-3、1-4) 第 5 週動産引渡請求訴訟 (コアカリキュラム 1-3、1-4)
履修条件	進級制のため、配当年次による。
成績評価方法	学期末に実施する筆記試験の内容を 80 パーセント、小テストの内容を中心に授業での議論・参加態度等も勘案した平常点を 20 パーセントとして、総合評価する。
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	レジュメ及び「新問題研究 要件事実」の、当該週で取り上げる箇所を学ぶ。 対象となる民法の条文について、基本書等でその法律要件を中心に確認する。
教材・参考文献・配付資料等	1. 司法研修所編, 「新問題研究 要件事実」 2. 村田渉・山野目章夫編著, 「要件事実論 30 講」(第 4 版) 「新問題研究 要件事実」を用いて講義を行うが、同書は債権法改正 (2020 年 4 月施行) に対応していないので、レジュメのほか、「要件事実論 30 講」(第 4 版) などで補う予定である。

オフィスアワー等（連絡先含む）	
その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー（TF）・ティーチングアシスタント（TA）	0AFL217 要件事実論 II
キーワード	要件事実の基礎の学習

授業科目名	要件事実論 II
科目番号	01NA160
単位数	1.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	秋 C 月 7,8
担当教員	姫野 博昭
授業概要	<p>授業は演習形式により、次のような授業計画及び目標で行う。1) 要件事実論 I で養った知識を、事案を通して活用し、要件事実論を使いこなすことのできるスキルを身に付ける。2) 要件事実論は、民法を代表とする実体私法を裁判規範に引き直す作業を含むのであるから、要件事実論は、まさに民法の解釈そのものであり、よって、要件事実的思考を涵養することにより、併せて実体法である民法の理解を深めることも目指す。3) 要件事実論の魅力、おもしろさ、緻密さを感じ、要件事実と親しくなることも目標とする。</p>
備考	0AFL217 と同一。
授業形態	演習
学位プログラム・コンピテンスとの関係	<p>使命自覚 倫理観養成 実務処理・解決</p>
授業の到達目標（学修成果）	<p>1 教員作成の講義資料を利用して、典型的な紛争類型に関する攻撃防御の構造を理解し、要件事実論を使いこなすことのできるスキルを身に付けること。</p> <p>2 要件事実論は、民法を代表とする実体私法を裁判規範に引き直す作業を含むのであるから、要件事実論は、まさに民法の解釈そのものであり、よって、要件事実的思考を涵養することにより、併せて、実体法である民法の理解を深めることも目指す。</p> <p>3 要件事実論の魅力、おもしろさ、緻密さを感じ、要件事実と親しくなることも目標とする。</p>
授業計画	<p>最初に、事案の要件事実的分析を行う上で不可欠の要件事実論のルールとブロックのパターンを学習する。</p> <p>その後は、教員作成の講義資料を用いて、重要な紛争類型別に要件事実論 I をさらに発展させた攻撃防の構造について、設例等を用い、教員と学生との双方向の質疑を織り交ぜながら、要件事実的思考、要件事実的分析による攻撃防御構造の組み立ての手法を学んでいく。</p> <p>また、理解度の確認と基礎知識定着のために、途中、小テストを 2 回ほど実施する予定である。</p> <p>第 1 週総論講義（要件事実論のルールとブロックのパターン等） 売買代金請求訴訟を巡る攻撃防御の構造（コアカリキュラム 1-1,1-2,1-3）</p>

	<p>第 2 週有権代理・表見代理構成を巡る攻撃防御の構造 (コアカリキュラム 1-1,1-2,1-3) 代物弁済契約を巡る攻撃防御の構造 (コアカリキュラム 1-1,1-2,1-3) 保証債務履行請求を巡る攻撃防御の構造 (コアカリキュラム 1-1,1-2,1-3) 小テスト 1 第 3 週小テスト 1 の講評 不動産登記請求を巡る攻撃防御の構造 (コアカリキュラム 1-1,1-2,1-3) 小テスト 2(持ち帰り課題) 第 4 週所有権に基づく明渡請求を巡る攻撃防御の構造 (コアカリキュラム 1-1,1-2,1-3) 小テスト 2 の講評 第 5 週建物賃貸借契約の終了に基づく明渡請求を巡る攻撃防御の構造 (コアカリキュラム 1-1,1-2,1-3) 讓受債権請求を巡る攻撃防御の構造 (コアカリキュラム 1-1,1-2,1-3)</p>
履修条件	配当年次による
成績評価方法	期末試験を 90%, 小テストの結果を 10% として総合評価する。
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修 (予習・復習等) については、授業時に担当教員より示す
教材・参考文献・配付資料等	<p>教科書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・司法研修所編「新問題研究 要件事実」(要件事実論 1 で使用した教科書) ・教員作成のレジюмеを適宜配付する (配付したレジюме類は毎回持参すること)。 <p>参考書</p> <p>司法研修所編「改訂 紛争類型別の要件事実」 村田涉ほか「要件事実論 30 講 第 4 版」</p>
オフィスアワー等 (連絡先含む)	履修ガイドの記載による
その他 (受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー (TF)・ティーチングアシスタント (TA)	
キーワード	要件事実, 民事訴訟

授業科目名	民事模擬裁判
科目番号	01NA161
単位数	1.0 単位
標準履修年次	3 年次
時間割	夏季休業中 集中
担当教員	姫野 博昭, 秋山 知文
授業概要	本演習は、民事訴訟実務の基礎を修得した者を対象とし、学生自らが裁判官・当事者代理人として、民事模擬裁判、すなわち、争点整理手続での口頭議論、訴訟代理人による口頭弁論や人証への尋問、裁判官による交互尋問の進め方や補充尋問・介入尋問、異議の処理などの訴訟指揮、判決の基礎となる事実認定等を行うなどして、民事訴訟法・同規則が裁判実務において実際にどのように運用されるのかを体験する。これにより、民事訴訟手続についての理解を深めることを目的とする。
備考	0AFL231 と同一。 9/24,25,26,28,29
授業形態	演習
学位プログラム・コンピテンスとの関係	使命自覚 倫理観養成 実務処理・解決
授業の到達目標（学修成果）	民事訴訟手続の実務、特に争点（及び証拠）整理手続と集中証拠調べ手続を理解すると共に、民事訴訟手続に関係する文書作成に関する基礎的な知識を修得することを到達目標とする。
授業計画	民事手続法の基礎を修得した学生を対象として、裁判官役、原告代理人役、被告代理人役に分かれ、民事模擬裁判（特に争点及び証拠整理手続と集中証拠調べ手続）を行い、講評を加える方法により演習を行う。また、裁判手続に関連した課題を与え、レポートとして提出してもらうことを予定している。なお、実施までに多少の見直しを行うこともある。 第 1 日ガイダンス（事例及び進行の説明、役割分担）・記録検討ほか（コアカリキュラム 3） 第 2 日口頭弁論ほか（コアカリキュラム 1-1、1-2、1-3、3） 第 3 日争点整理手続ほか（コアカリキュラム 1-1、1-2、1-3、2-1、2-2、2-3、2-4、3） 第 4 日交互尋問ほか（コアカリキュラム 3） 第 5 日判決言渡し、事実認定についての討論、レポート作成、模擬裁判全般についての講評及び討論（コアカリキュラム 2-2、2-3、2-4、3）
履修条件	配当年次による
成績評価方法	各起案内容と模擬裁判における議論や参加態度等の平常点を 70 パーセント、レポートの内容を 30 パーセントとして、総合評価する。
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修（予習・復習等）については、授業時に担当教員より示す
教材・参考文献・配付資料等	教材として、要回収資料である模擬裁判記録を事前に配付する。その他、必要に応じ適宜レジュメ類を配付する。 教科書は、特に指定しないが、必要に応じて担当教員から指示する。

オフィスアワー等（連絡先含む）	履修ガイドの記載による
その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー（TF）・ティーチングアシスタント（TA）	
キーワード	民事模擬裁判, 民事訴訟, 交互尋問

授業科目名	刑事模擬裁判
科目番号	01NA162
単位数	1.0 単位
標準履修年次	3 年次
時間割	春季休業中 集中
担当教員	森田 憲右, 井上 真, 檜垣 直人
授業概要	本演習は、刑事法の基礎を習得した者を対象に、模擬裁判を実施してその各段階に必要なとなる文書の起案を実際にして、その起案について講評して刑事裁判において必要とされる法律文書の作成に関する基礎的な知識を修得する。模擬裁判を経験しつつ、その各段階で必要となる文書の内主要な文書を起案し、さらには証人尋問の準備と尋問等を受講者が実際に体験する。これにより、初歩的な刑事裁判実務に対応できる能力を獲得することを到達目標とする。
備考	0AFL233 と同一。 4/1,2,3,4
授業形態	演習
学位プログラム・コンピテンスとの関係	使命自覚, 倫理観養成, 実務処理・解決
授業の到達目標（学修成果）	刑事法の基礎を習得した者に対し、模擬裁判を経験させつつその各段階で必要となる文書の内主要な文書を起案させ、さらには証人尋問の準備と尋問等を受講者に実際にやってもらい、初歩的な刑事裁判実務に対応できる能力を獲得することを到達目標とする。
授業計画	第 1 回配布済みの模擬裁判記録に基づき、公判前整理手続の傍聴、講義・傍聴を通しての公訴事実等についての課題起案、裁判官・検察官・弁護人の役割決定、事情聴取等次回の準備 第 2 回公判演習（冒頭手続）、採用済証拠の取調べ、冒頭手続等を通しての課題起案、講評、事情聴取等次回の準備 第 3 回公判演習（証人尋問等）、演習を通しての課題起案、講評、事情聴取等次回の準備 第 4 回公判演習（証人尋問等）、講評 第 5 回公判演習（被告人質問等）、これまでの審理を受けての課題起案、講評
履修条件	配当年次による。
成績評価方法	各回の起案 50%(第 1 回~第 3 回 10%, 第 4・5 回あわせて 20%) パフォーマンス 50%(事件そのものに対する理解度, 手続に対する理解度を中心に, 訴訟態度, 訴訟指揮, 尋問内容, 異議とその対処, グループ内の協力・連帯関係, 教員との対話に至るまでの全体を通じてのもの。)
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業は下記の授業計画のとおり行うが、受講者には講義前に模擬裁判事件記録を貸与する。受講者はその記録に基づき、文書の起案、証人尋問の準備、尋問を行うことになる。 予習等の授業時間外の学修等については、授業において指示をする予定である。

教材・参考文献・配付資料等	教科書は使用しない。但し、模擬裁判事件記録を貸与する。
オフィスアワー等（連絡先含む）	履修ガイドの記載による。
その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	2年次科目「刑事訴訟実務の基礎Ⅰ」で題材とされた「平成21年版 刑事第一審公判手続の概要」は履修していることを前提として、進行するので、習得不十分な者は、事前に確認しておくようにしてください。
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー（TF）・ティーチングアシスタント（TA）	なし
キーワード	刑事模擬裁判, 公判前整理手続, 公判手続, 証拠調べ, 証人尋問

授業科目名	法哲学
科目番号	01NA201
単位数	1.0 単位
標準履修年次	1・2 年次
時間割	夏季休業中 金 7,8
担当教員	吉永 圭
授業概要	この授業のテーマは「正義論」である。特に功利主義、ロールズのリベラリズム、ノージックのリバタリアニズム、及びフェミニズムを論じる。
備考	0AFL301 と同一。
授業形態	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標（学修成果）	正義論の内容を、根本的な哲学を踏まえて理解した上で、それぞれの理論の帰結の相違を説明できる。
授業計画	<p>講義形式。授業の最後に当該授業内で教員が説明した内容を記述し、教員に提出する。教員は提出された文章から受講生の理解度を確認し、次回の説明する内容に反映させる。予習として、下記の参考文献などを利用して、授業計画に掲げられた理論について大まかに理解しておくが良い。復習として、授業で配布されたレジュメやノートを見直すことで知識の定着を図って欲しい。</p> <p>第 1 回功利主義 1 第 2 回功利主義 2 第 3 回功利主義 3 第 4 回リベラリズム 1 第 5 回リベラリズム 2 第 6 回リベラリズム 3 第 7 回リバタリアニズム 1 第 8 回リバタリアニズム 2 第 9 回フェミニズム 1 第 10 回フェミニズム 2</p>
履修条件	配当年次による
成績評価方法	各授業の提出物 10% 学期末試験 90%
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修（予習・復習等）については、授業時に担当教員より示す
教材・参考文献・配付資料等	<p>教科書 担当教員が作成するレジュメを配布する。</p> <p>参考書 1. 宇佐美ほか『正義論』（法律文化社、2019 年）特に第 1 部 2. 三成ほか『ジェンダー法学入門〔第 3 版〕』（法律文化社、2019 年） 3. 平井ほか『正義』（嵯峨野書院、2004 年）</p>

オフィスアワー等（連絡先含む）	授業後に対応する
その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー（TF）・ティーチングアシスタント（TA）	
キーワード	正義 効用 最小国家 権原理論 公私二分論批判

授業科目名	英米法
科目番号	01NA202
単位数	1.0 単位
標準履修年次	1・2 年次
時間割	秋 A 金 7,8
担当教員	安部 圭介
授業概要	英米法の歴史、英米法系の司法制度といった総論的部分と、特定の法分野について考察する各論的部分とを組み合わせ、英米法に関する幅広い基礎知識の修得を目指す。
備考	0AFL303 と同一。
授業形態	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標（学修成果）	憲法・差別禁止法の分野に関する合衆国最高裁判所およびいくつかの州最高裁判所の重要な判例を取り上げ、現代アメリカ社会における司法の役割の実態について学習する。最先端の動きを学ぶことで、アメリカの法制度を概観するとともに、アメリカ社会で「法」が果たしている機能について幅広い理解を得ることを目標とする。
授業計画	日本語の教材を用いて、講義とソクラティック・メソッドを組み合わせる形式で行う。各回の授業では、その回のテーマにかかわる判例について解説し、その判例がアメリカの法体系の中で持つ意義を考えるとともに、そこで扱われている法的問題がアメリカ社会の中でどのような意義を持っているかについても探求する。各回のテーマは、後掲の授業計画の通りである。 第 1 回最高法規としての連邦憲法、連邦制の構造 第 2 回ステイト・アクションの法理 第 3 回デュー・プロセスとプライバシーの権利 第 4 回平等保護の基本的枠組み、平等保護の現代的展開 第 5 回表現の自由 第 6 回信教の自由と政教分離原則 第 7 回財産権と土地利用規制 第 8 回連邦憲法と州憲法、社会権、憲法改正 第 9 回市民的権利、公共的訴訟と弁護士費用の敗訴者負担 第 10 回死刑制度の現在
履修条件	配当年次による
成績評価方法	学期末試験 100%
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修（予習・復習等）については、授業時に担当教員より示す
教材・参考文献・配付資料等	教科書 芹澤英明・安部圭介（共著）『ケースで学ぶアメリカ法』（有斐閣 近刊） 開講時までに刊行されない場合は、教科書に代わる教材（プリント）を配布する。 参考書 1 樋口範雄・柿嶋美子・浅香吉幹・岩田太（編）『アメリカ法判例百選』（有斐閣 2012 年） 2 田中英夫（編集代表）『BASIC 英米法辞典』（東京大学出版会 1993 年）

オフィスアワー等（連絡先含む）	授業後に対応する
その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー（TF）・ティーチングアシスタント（TA）	
キーワード	連邦制, ステイト・アクション, デュー・プロセス, 平等保護, 表現の自由, 政教分離原則, ポリス・パワー, 制定法上の市民的権利

授業科目名	EU 法
科目番号	01NA203
単位数	1.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	秋 C 火 7,8
担当教員	レンツ カール フリードリッヒ
授業概要	第 1 章 (第 1 回から第 7 回)「EU 法と国内法」は、国内法の各分野 (憲法、私法、刑法の順) から EU 法を説明する。憲法・民法などは日本法科目でもあるため、馴染みやすい。第 2 章 (第 8 回から第 10 回)「EU 運営方法条約の最も重要な条文」は、EU 法の各領域を扱う。その際、実務における最も重要なところを集中的に説明する。輸入数量制限禁止、EU 裁判所の地位などの問題を扱う。2016 年 1 月に「法学学習戦略」を発表したことを受けて、法学に関する効率の良い学習方法も、話題とすることがある。
備考	0AFL305 と同一。
授業形態	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標 (学修成果)	この科目の目標は、2009 年 12 月発効のリスボン条約で大幅に改正された欧州連合 (EU) 法に関する概説である。また、EU 法の最近の動きを紹介・議論することを通して、新しい問題に関する討論能力を養成することも目標の一つである。
授業計画	途中で全員に × 問題を出して、知識を確認する。さらに論点について問題を提起して、受講者に発言を求める。 第 1 回 EU 法の体系 EU と EC の関係、リスボン条約、一次法と二次法 第 2 回 EU 法と国内法の関係 EU 法の国内法に対する優劣問題に関する判例 第 3 回立法手続きと民主主義 EU の機関、立法手続き、民法主義 第 4 回消費者保護法 製造物責任、訪問販売、普通契約約款 第 5 回会社法 情報公開、欧州株式会社、国際会計基準 第 6 回経済刑法 独占禁止法における過料処分 第 7 回エネルギー関連法 地球温暖化対策、再生進可能エネルギー促進 第 8 回国境を越える貿易の自由 EU 運営条約 34 条に関する通常事例と判例 第 9 回 EU 裁判所の地位 EU 運営条約 267 条に関する通常事例と判例 第 10 回指令、規則と決定 EU 運営条約 288 条に関する通常事例と判例

履修条件	配当年次による
成績評価方法	学期末試験のみを評価対象とする。
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修(予習・復習等)については、授業時に担当教員より示す
教材・参考文献・配付資料等	教科書 教科書は使用しない。必要な情報はプリントで提供し、更に、関連インターネットページを積極的に活用する。 参考書 参考書を特に指定しないが、以下の情報源を推奨する: Lenz, 法学学習戦略 (2016 年)、k-lenz.de/hgs 外務省「EU」ページ: k-lenz.de/k960 EU 在日代表部ページ: www.euinjapan.jp
オフィスアワー等(連絡先含む)	授業後に対応する
その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー(TF)・ティーチングアシスタント(TA)	
キーワード	EU 法, 人権憲章, 気候変動対策

授業科目名	法史学
科目番号	01NA204
単位数	1.0 単位
標準履修年次	1・2 年次
時間割	春 C 水 7,8
担当教員	井上 琢也
授業概要	ドイツ法史あるいはローマ法史の知見を踏まえながら、法学習の途上で出会う「所有」「所有権移転」等の基本概念や基礎理論の歴史的な意味を検討して、柔軟な法的思考力を維持する手がかりを皆さんに提供したいと思う。
備考	0AFL307 と同一。
授業形態	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標（学修成果）	古代ローマ法学を淵源として発展してきた「ヨーロッパ普通法学」の屋台骨となる基礎的な概念が過去の各段階でもった意味を確認し、これらの概念が現代法と確かにつながって有機的体系を構築していることに気づくことから出発して、最終的に、法解釈学の基層にある「所有」や「占有」等の概念の意味を的確に語れるようになり、西洋法の伝統を踏まえた、歴史的な説得力を持った法律文書を作成する力を獲得する。
授業計画	<p>法解釈学の前提となるローマ法の基本枠組を紹介した上で、「売買」、「原因」、「寄託」等の概念を選んでその意味を「現代法」と応答しながら検討する。古代ローマ法学や近代法学において、これらの概念がどのように機能していたかを皆さんと応答しながら紹介することを通して、「西洋法」の奥底に佇む、あまりにも基礎的であるが故に難解な「コモンセンス」をできる限り純化して提示して、「所有権取得」等に関わる解釈技術をステップアップさせる手助けをしたいと考えている。</p> <p>授業に参加するにあたって西洋史に関する専門的知識は必要ではないが、事前に配布するレジュメをあらかじめ毎回熟読して授業に臨むことが必須となる。教科書代わりのレジュメには講義内容をしっかり書き込んでおくので、復習にも十二分に利用していただきたい。</p> <p>第1回（総論 古代ローマの原始取得）「所有権移転」について歴史的に検討する本講義の総論として、まず、古代ローマにおいて所有権の取得がどのように行われたのか、その類型を概観する。次に、「原始取得」に関する論争を「附合」、「混和」、「加工」、「果実」等に注目しながら紹介して、ローマ法学への扉をノックしてみようと思う。</p>

	<p>第2回(古代ローマの契約と占有) 現代日本の「契約」の底流にも確かに潜んでいる古代ローマの「契約」論について、「問答契約」や「寄託」等に注目しながら概観する。次に、ローマ法学の肝である「占有」について、「自主占有」や「市民的占有」といった概念の中身を確認しながら説明して、「占有」という仕組みの醍醐味を堪能してもらおうと思う。</p> <p>第3回(古代ローマにおける「他人物売買」) 古代ローマにおける「売買」の変遷過程に留意しながら、「売買契約」が示す諸相について詳論する。その上で、「他人物の所有権は動かない」原則が機能していた古代ローマの「他人物売買」について、「追奪担保責任」等の論点にも触れながら検討し、「所有権移転」論の本格的な考察に接続させたいと思う。</p> <p>第4回(古代ローマと近代ドイツの「所有権移転」と「原因」論) 古代ローマの「有因」説と近代ドイツの「無因」説をウルピアヌスの法文とサヴィニーの「物権契約」論に注目して詳説し、「所有権移転」をうまく語れない元凶となっている「原因」や「引渡し」概念をめぐる混乱を解きほぐし、両者の揺るぎない理解につなげてみたい。</p> <p>第5回(使用取得と即時取得、そして盗品の消費) 「取得時効」の淵源としての、古代ローマの「使用取得」について、現代法における「即時取得」制度や盗品や金銭の「所有権」の行方等に留意しながら検討することを通して、「占有」と「所有」を比較法史的に概観した本講義の総括を行ってみたい。</p>
履修条件	配当年次による
成績評価方法	期末定期試験のみにより評価を行う。試験形式は「・・・について説明しなさい」と問う論文試験とする。
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修(予習・復習等)については、授業時に担当教員より示す
教材・参考文献・配付資料等	<p>教科書</p> <p>担当教員が作成し配布するレジユメに従って授業を進める。</p> <p>参考書</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ゲオルク・クリンゲンベルク『ローマ債権法講義』(大学教育出版、2001年) 2. ゲオルク・クリンゲンベルク『ローマ物権法講義』(大学教育出版、2007年) 3. ウルリッヒ・マンテ『ローマ法の歴史』(ミネルヴァ書房、2008年) <p>これらの書物はいずれも、六法学修の途上でローマ法の発想が知りたくなったときに役立つ基本書である。図書館等で参照していただくことで足り、購入する必要はない。</p>
オフィスアワー等(連絡先含む)	授業後に対応する
その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー(TF)・ティーチングアシスタント(TA)	

キーワード	古代ローマ法学 所有権取得 占有
-------	------------------

授業科目名	公共政策
科目番号	01NA253
単位数	1.0 単位
標準履修年次	1・2 年次
時間割	夏季休業中 水 7,8
担当教員	児玉 博昭
授業概要	公共政策とは、公共的な問題を解決する基本的な方向性と具体的な手段である。この講義では、政策過程に沿って、公共政策のデザインと決定、実施に関する基礎知識を整理する。
備考	0AFL309 と同一。
授業形態	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標（学修成果）	公共政策はどのようにデザイン、決定、実施されるのかを理解することを目標とする。
授業計画	第 1 週 公共政策とは何か 第 2 週 アジェンダ設定 第 3 週 政策問題の構造化 第 4 週 公共政策の手段 第 5 週 規範的判断 第 6 週 政策決定と合理性 第 7 週 政策決定と利益 第 8 週 公共政策の実施 第 9 週 公共政策の評価 第 10 週 公共政策管理のシステム
履修条件	配当年次による
成績評価方法	課題レポート 40%、学期末試験 60%
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修（予習・復習等）については、授業時に担当教員より示す
教材・参考文献・配付資料等	教科書 1. 秋吉貴雄・伊藤修一郎・北山俊哉 『公共政策学の基礎（新版）』（有斐閣 2015） 2. 併せて担当教員が作成するレジュメを配布する。 8 参考書 1. ジョン・キングダン 『アジェンダ・選択肢・公共政策』（勁草書房 2017） 2. マイケル・サンデル 『これからの「正義」の話をしよう』（早川書房 2010） 3. グレアム・アリソン、フィリップ・ゼリコウ 『決定の本質第 2 版 III』（日経 BP 社 2016） 4. ピーター・ロッシ他 『プログラム評価の理論と方法』（日本評論社 2005）

オフィスアワー等（連絡先含む）	授業後に対応する
その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー（TF）・ティーチングアシスタント（TA）	
キーワード	政策デザイン, 政策決定, 政策実施, 政策評価, ガバナンス

授業科目名	立法学
科目番号	01NA254
単位数	1.0 単位
標準履修年次	1・2 年次
時間割	秋 C 木 7,8
担当教員	櫛原 利明
授業概要	法令の構造について理解し、その上で生の社会的事実を踏まえて、必要な規範を制定していくための要件や条文化に関するルール等を、実例に沿いながら学ぶ。
備考	0AFL311 と同一。
授業形態	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標（学修成果）	法令の構造や立法形式を理解して法令の読解力を高めるとともに、将来、自治体法務・企業法務等に関わる中で法令や規約類を立案することとなった場合や法律家として立法運動に関与することとなった場合等に資するよう、立法の基本概念や基本技術を身に付ける。
授業計画	多くの立法例を参照しながら法令の基本構造や構成要素について解説し、とりわけ複雑な条文の読解法を具体的に伝授するとともに、法文立案のための基本的事項を教授しつつ、教材を提示して実際に立案の演習も行う。 第1週「立法学」序説、法令の体系（種類・効力）と構成形式・条文構造 第2週立法技術と法令読解 第3週立法過程（立法事実、立法政策、条文立案過程、国会審議） 第4週実体規定の内容と新規法令の立案 第5週一部改正法令の立案
履修条件	配当年次による
成績評価方法	課題についての提出物 40% 期末試験 60%
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修（予習・復習等）については、授業時に担当教員より示す
教材・参考文献・配付資料等	教科書 必要に応じ教材プリントを配布する。 参考書 大島稔彦 『立法学 -理論と実務-』（第一法規・2013 年）
オフィスアワー等（連絡先含む）	授業後に対応する
その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー（TF）・ティーチングアシスタント（TA）	

キーワード

立法技術 法令用語 法令読解 立法過程 立法政策 一部改正法

授業科目名	刑事政策
科目番号	01NA255
単位数	1.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	秋 A 土 2,3
担当教員	岩下 雅充
授業概要	犯罪の防止に向けたさまざまな施策の俯瞰ならびに施策のあり方に関する検討の視点を獲得する。講義では、刑事政策の問題として論じられることがらのうち、特に、次のテーマに関する基本の知識・理論を修得することが目的となる。いずれについても、法曹実務に結びついた知識・考え方の提供に軸足を置いて講義する。1) 犯罪の意義と数量的把握 2) 犯罪の抑止を目的とした措置(刑罰その他)：その意義と実現の過程 3) 犯罪者の処遇 4) 刑事立法：近時の動向とあり方 5) 各種の犯罪とその対策
備考	0AFL313 と同一。
授業形態	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	最先端問題対応
授業の到達目標(学修成果)	犯罪の防止に向けたさまざまな施策の俯瞰ならびに施策のあり方に関する検討の視点の獲得
授業計画	第 1 回 刑事政策の意義 / 犯罪の意義と原因 第 2 回 犯罪現象と犯罪対策の状況(統計による把握) 第 3 回 刑罰・保護処分・保安処分 第 4 回 司法的過程と刑事政策 第 5 回 犯罪者の施設内処遇(矯正) 第 6 回 犯罪者の社会内処遇(更生) 第 7 回 非犯罪化・非刑罰化ならびに犯罪化 / 犯罪被害者の保護と支援 第 8 回 刑事政策の各論：家族間暴力や薬物犯罪などの対策 第 9 回 刑事政策の各論：専門領域における事故と刑事司法 第 10 回 刑事政策の各論：企業犯罪や組織犯罪など

履修条件	配当年次による。
成績評価方法	成績評価の材料となるのは、授業期間の終了後に実施する筆記試験（期末試験）の結果 [100%] である。
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修（予習・復習等）については、授業時に担当教員より示す。
教材・参考文献・配付資料等	教科書 教科書はとくに指定しない。 参考書 参考書は、第1回の授業で紹介する。 その他 担当教員によって作成されたレジュメや各種の資料を配布する。
オフィスアワー等（連絡先含む）	「履修ガイド」に記載したとおりである。
その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー（TF）・ティーチングアシスタント（TA）	
キーワード	犯罪対策, 犯罪統計, 刑事立法, 犯罪者処遇, 被害者保護

授業科目名	知的財産法
科目番号	01NA302
単位数	2.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	春 AB 木 7,8
担当教員	飯田 圭
授業概要	本講義は、財産的価値を有する情報(情報財)を保護の客体とする法体系である知的財産法について、その全体像についての基本的理解を得るとともに、知的財産法体系を構成する特許法及び著作権法についての基本構造と重要項目についての理論的知識を得たうえで、特許法及び著作権法についての裁判例・関連文献を素材に具体的な事案に即して思考する訓練も行うことで、特許法及び著作権法関連事件に係る応用展開能力の基礎を身に着けることを目的とする。講義対象は、特許法、著作権法を柱に、重要項目を中心に検討を行う。
備考	0AFL401 と同一。
授業形態	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	最先端問題対応
授業の到達目標(学修成果)	知的財産法の全体像の基本的理解並びに特許法及び著作権法の基本構造及び重要項目の理論的知識を得るとともに、特許法及び著作権法関連事件に係る事案に即した応用展開力の基礎を身に着ける。
授業計画	<p>本講義は、毎回、レジユメに基づき、概要の説明を行った上で、幾つかの裁判例を検討・分析する方法で行う。学生は、事前に配布される講義進行表に基づき、毎回、教科書及び参考書の該当箇所を予習するとともに、合計 2~3 件程度の担当裁判例について、担当回に、簡明なレポートを作成・提出することが求められる。教科書の該当箇所と担当裁判例については事前に講義進行表を配布する。六法は毎回持参すること。</p> <p>第 1 回知的財産法概説、特許法 I(発明)</p> <p>第 2 回特許法 II(特許要件及び特許取得手続)、特許法 III(発明者及び特許を受ける権利)</p> <p>第 3 回特許法 IV(職務発明制度)、特許法 V(特許権の効力)</p> <p>第 4 回特許法 VI(特許権侵害行為)、特許法 VII(特許発明の技術的範囲)</p> <p>第 5 回特許法 VIII(抗弁及び特許無効手続)、特許法 IX(救済及び実施許諾)</p> <p>第 6 回著作権法 I(著作物その 1)、著作権法 II(著作物その 2)</p> <p>第 7 回著作権法 III(著作者その 1)、著作権法 IV(著作者その 2)</p> <p>第 8 回著作権法 V(著作権その 1)、著作権法 VI(著作権その 2)</p> <p>第 9 回著作権法 VII(著作権侵害その 1)、著作権法 VIII(著作権侵害その 2)</p> <p>第 10 回著作権法 IX(著作権の制限、救済及び利用許諾)、その他の知的財産法・国際的知的財産法及び知的財産紛争解決機関</p>
履修条件	配当年次による
成績評価方法	レポート(30%)、及び、期末試験(70%)により総合評価する。
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修(予習・復習等)については、授業時に担当教員より示す

教材・参考文献・配付資料等	<p>教科書 小泉直樹著「知的財産法」(弘文堂・2018) なお、概要の説明のためレジユメを配布する。</p> <p>参考書 (特許法) ジュリスト別冊・特許判例百選(第5版)(有斐閣・2019) 中山信弘著「特許法[第4版]」(弘文堂・2019)</p> <p>(著作権法) ジュリスト別冊・著作権判例百選(第六版)(有斐閣・2019) 中山信弘著「著作権法[第2版]」(有斐閣・2014)</p>
オフィスアワー等(連絡先含む)	授業後に対応する
その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー(TF)・ティーチングアシスタント(TA)	
キーワード	知的財産権, 特許権, 著作権

授業科目名	倒産法
科目番号	01NA306
単位数	2.0 単位
標準履修年次	3 年次
時間割	春 AB 木 7,8
担当教員	古澤 陽介
授業概要	倒産法分野は「法律問題のるつぼ」と称されるように、倒産法のほか、それ以外の多様な分野の法的知識が求められる場面であり、倒産処理に携わることで法曹実務家としても総合力を高めることができる。本授業では、破産・民事再生・会社更生等の各種倒産手続における実務経験を踏まえ、できる限り具体的事例に即して講義する。また、民事基本法である民法、民事訴訟法、民事執行法等との関わりも意識しつつ授業を進め、受講生に相互理解を深めてもらう機会としたい。
備考	0AFL403 と同一。
授業形態	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	最先端問題対応
授業の到達目標（学修成果）	破産法や民事再生法を中心とする基礎的知識の習得・活用等、応用につながる基礎力の滋養を目的とする。とりわけ、法人・個人、清算型・再建型、管理型・DIP 型、手続法・実体法、平常時・危機時期以降等の様々な観点を踏まえ、規律の異同や相互の関係等を理解することを到達目標とする。
授業計画	<p>担当教員作成の逐条形式のレジюмеに沿って講義を進める。条文を出発点として、趣旨、要件・効果、判例等の基礎的事項を重視する。また、後掲テキスト「ロースクール倒産法」の QUESTION についてもできる限り触れる。</p> <p>事前配付資料で予習内容を指定する。講義形式で授業を進める。</p> <p>第 1 週破産手続の概要、定義規定、破産手続の開始・手続機関</p> <p>第 2 週破産債権、財団債権【7】</p> <p>第 3 週破産債権の届出・調査・確定【11】、破産財団の管理・換価・配当【12】、破産手続の終了、免責手続及び復権</p> <p>第 4 週別除権【6】、全部義務者の手続参加【11】、取戻権</p> <p>第 5 週相殺権【10】</p> <p>第 6 週契約関係の取扱い(双方未履行双務契約、各種契約等)【4】【5】</p> <p>第 7 週否認権(詐害行為)【8】</p> <p>第 8 週否認権(偏頗行為)【9】</p> <p>第 9 週民事再生手続の概要、定義規定、再生手続の開始【2】・手続機関【3】、再生債権、共益債権、一般優先債権【7】</p> <p>第 10 週再生債権の届出・調査・確定、再生手続における別除権の取扱い【6】、再生債務者の財産の調査及び確保、再生計画【13】、再生計画認可後の手続、再生手続の廃止、個人再生の特則 【】内の番号は、後掲テキスト「ロースクール倒産法」の UNIT 番号を指す。</p> <p>授業計画・内容は変更する場合もある。</p>

履修条件	配当年次による
成績評価方法	学期末試験 100% とする。
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修(予習・復習等)については、授業時に担当教員より示す
教材・参考文献・配付資料等	教科書 基本書・判例資料として、山本和彦・中西正・笠井正俊・沖野眞己・水元宏典「倒産法概説第2版補訂版」(弘文堂、2015年)と、伊藤眞・松下淳一編「倒産判例百選第5版」(有斐閣、2013年)を使用する。また、テキストとして、三木浩一・山本和彦編「ロースクール倒産法第3版」(有斐閣、2014年)を使用する。 その他、本授業で使用するレジュメ・資料等は適宜配布するが、必ず最新の六法を持参すること。
オフィスアワー等(連絡先含む)	授業後に対応する
その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー(TF)・ティーチングアシスタント(TA)	
キーワード	法人・個人, 清算型・再建型, 管理型・DIP型, 手続法・実体法, 平常時・危機時期以降

授業科目名	国際取引法
科目番号	01NA307
単位数	2.0 単位
標準履修年次	3 年次
時間割	春 AB 火 7,8
担当教員	大塚 章男
授業概要	本講義を通じて transnational な取引・事業活動に関わる様々な諸問題に対して、適法かつ有効にこれらの問題を解決し、適切なリーガル・サービスやリーガル・プランニングを提供し得る基礎的能力を養成することを目指す。講義では、物品、資金、役務、知的財産に関わる国際取引（合弁等の国際企業活動を含む）に関する法領域を扱う。国際企業活動の枠組み、国際物品売買、製造物責任の国際的側面、国際企業進出、販売店と代理店、国際合弁事業、国際企業買収、国際取引と紛争解決などについての法理とケースを検討することにより国際取引法の全体構造を学ぶ。授業は講義形式とする。
備考	0AFL405 と同一。
授業形態	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	最先端問題対応
授業の到達目標（学修成果）	本授業を通じて transnational な取引・事業活動に関わる様々な諸問題に対して、適法かつ有効にこれらの問題を解決し、適切なリーガル・サービスやリーガル・プランニングを提供し得る基礎的能力を養成することを目指す。
授業計画	<p>本講座は、物品、資金、役務、知的財産に関わる国際取引（合弁等の国際企業活動を含む）に関する法領域を扱う。国際企業活動の枠組み、国際物品売買、製造物責任の国際的側面、国際企業進出、販売店と代理店、国際合弁事業、国際企業買収、国際取引と紛争解決などについての法理とケースを検討することにより国際取引法の全体構造を学ぶ。</p> <p>授業方法としては、原則として毎回、当該項目についての講義を行い、最後 15-20 分程度で指定した判例等のマテリアルを素材に、随時発言を求めながら進めて行く形を予定している。第 1 回</p> <p>国際取引の構造と適法法規・法廷地など</p> <p>第 2 回</p> <p>国際取引と紛争（米国裁判制度を素材に）</p> <p>第 3 回</p> <p>国際取引の主体、主権免除等</p> <p>第 4 回</p> <p>国際売買の成立</p> <p>第 5 回</p> <p>国際売買と貿易条件</p> <p>第 6 回</p> <p>売買契約の決済</p> <p>第 7 回</p> <p>国際物品運送契約</p>

	<p>第 8 回 製造物責任</p> <p>第 9 回 国際販売店と代理店</p> <p>第 10 回 国際マーケティングと反トラスト法</p> <p>第 11 回 国際ライセンス</p> <p>第 12 回 知的財産と反トラスト法</p> <p>第 13 回 並行輸入 I</p> <p>第 14 回 並行輸入 II</p> <p>第 15 回 国際企業進出、親子会社問題</p> <p>第 16 回 国際合併</p> <p>第 17 回 企業買収</p> <p>第 18 回 雇用差別</p> <p>第 19 回 国際課税</p> <p>第 20 回 国際取引紛争とその解決 (国際商事仲裁を中心に)</p>
履修条件	なし。
成績評価方法	<p>期末試験と質疑応答状況により評価する。</p> <p>各講義における判例報告、および質問や議論の参加による貢献度:10%</p> <p>期末試験の成績:90%</p>
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	事前に指定する判例等を入手して授業での議論に備えてください。
教材・参考文献・配付資料等	<p>1. 大塚章男 『事例で解く国際取引訴訟 (第 2 版)』 (日本評論社, 2018)</p> <p>使用するレジュメおよび資料は最初の授業時に一括して配布します。参考書</p> <p>1. 山田録一・佐野寛 『国際取引法 (第 4 版)』 (有斐閣、2014 年)</p> <p>2. 高桑昭 『国際商取引法 (第 3 版)』 (有斐閣、2011 年)</p> <p>3. 大塚章男 『ケースブック国際取引法』 (青林書院、2004 年)</p> <p>4. 中西・北澤・横溝・林 『国際私法 (LEGAL QUEST)』 (有斐閣、2014 年)</p> <p>5. 国際私法判例百選 (第 2 版)</p> <p>6. 澤田壽夫ほか 『マテリアルズ国際取引法 (第 3 版)』 (有斐閣、2014 年)</p>

オフィスアワー等（連絡先含む）	オフィスアワーは水曜 17:00-18:00 とします。
その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー（TF）・ティーチングアシスタント（TA）	
キーワード	国際動産売買, インコタームズ, CISG, 販売店・代理店契約, 国際ライセンス, 国際合併・企業買収, 国際仲裁

授業科目名	国際私法
科目番号	01NA308
単位数	2.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	春 AB 水 7,8
担当教員	小梁 吉章
授業概要	渉外的要素のある法律関係および法律行為について、その法律関係・法律行為に適用すべき法律の決定基準 (国際私法) とこれら法律関係・法律行為から紛争が生じ、これを裁判などにより解決する場合に裁判等を行う権限のある国・機関に関する基準 (国際民事手続法) を学ぶ。
備考	0AFL407 と同一。
授業形態	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	最先端問題対応
授業の到達目標 (学修成果)	国際私法判百選に掲載された事件の判決・決定等を十分に理解できる程度を目標とする。
授業計画	教科書を指定する。この教科書に基づいて、質疑を通して、国際私法と国際民事手続法に関する理論と判例を理解する。 第 1 回国際私法 国際私法と民法、法例とは、法律の変遷と国際私法 第 2 回国際私法 法選択規則・準拠法決定、法の適用に関する通則法の補則について 第 3 回国際私法 法主体 (自然人と法人) の身分と能力、涉外戸籍、国籍と在留資格 第 4 回国際私法 約定債権、消費者契約、労働契約 第 5 回国際私法 法定債権 (不法行為、事務管理、不当利得)、債権譲渡、物権、知財 第 6 回国際私法 家族法、婚姻、夫婦財産制、離婚 第 7 回国際私法 家族法、親子、後見、相続、遺言、ハーグ条約 第 8 回国際民事手続法 送達条約、直接管轄 主権免除、裁判所の管轄権 第 9 回国際民事手続法 人事訴訟と家事事件 第 10 回国際民事手続法 間接管轄 (外国判決の承認・執行)
履修条件	配当年次による
成績評価方法	期末試験 80% 授業中の質問への回答 20%
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修 (予習・復習等) については、授業時に担当教員より示す
教材・参考文献・配付資料等	教科書 1. 松岡 博編 『国際関係私法入門 (第 4 版)』 (有斐閣、2019 年) 2. 櫻田 嘉章=道垣内 正人編 『国際私法判例百選 (第 2 版)』 (有斐閣、2012 年) 参考書 1. 中西 康・北澤 安紀・横溝 大・林 貴美 『国際私法 (第 2 版)』 (有斐閣、2018 年) 2. 小出邦夫 『逐条解説・法の適用に関する通則法』 (商事法務、2009 年)
オフィスアワー等 (連絡先含む)	授業後に対応する

その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー（TF）・ティーチングアシスタント（TA）	
キーワード	・ 渉外的要素, ・ 国際私法・法律の抵触, ・ 国際民事手続法・裁判権の抵触

授業科目名	経済法
科目番号	01NA309
単位数	2.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	春 AB 土 2,3
担当教員	岡田 律子
授業概要	本講義では、独占禁止法について、法曹実務に必要な知識、思考方法を修得し、事業者が行う各種の事業活動に際しての独占禁止法上の具体的な問題について、法的に解決できる能力を養成する。授業では、主要な判例、公正取引委員会の審決・排除措置命令・課徴金納付命令、公正取引委員会のガイドライン、相談事例等を参照しながら、独占禁止法の実体規定の解釈及び手続規定の解釈・運用実態について講義する。授業は講義形式とする。
備考	0AFL409 と同一。
授業形態	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	最先端問題対応
授業の到達目標（学修成果）	独占禁止法について、法曹実務に必要な知識、思考方法を習得し、事業者が行う各種の事業活動に際しての独占禁止法上の具体的な問題について、法的に解決できる能力を養成する。
授業計画	<p>独占禁止法は、市場経済体制下において、公正かつ自由な競争を促進し、一般消費者の利益の確保と国民経済の民主的な発達の促進を図ることを目的として、事業者の事業活動の規制を行う基本法であり、近年その重要性が高まり、国際的事案も多くなっている。</p> <p>授業では、主要な判例、公正取引委員会の審決・排除措置命令・課徴金納付命令、公正取引委員会のガイドライン、相談事例等を参照しながら、独占禁止法の実体規定、措置・手続規定、最近の課題等について講義する。</p> <p>講義は、レジюме・関係資料を配布し行うが、学生は、一層の理解を深める上で、下記等の参考書の該当部分を予習・復習する必要がある。</p> <p>第 1 週イントロダクション 第 2 週独占禁止法の基本概念 第 3 週主要な禁止規定 (不当な取引制限) 第 4 週主要な禁止規定 (私的独占) 第 5 週主要な禁止規定 (不公正な取引方法) 第 6 週主要な禁止規定 (不公正な取引方法) 第 7 週主要な禁止規定 (企業結合規制) 第 8 週主要な禁止規定 (事業者団体規制) 第 9 週独占禁止法のエンフォースメント (手続、行政処分、刑事処分、民事訴訟) 第 10 週まとめ</p>
履修条件	配当年次による
成績評価方法	最終試験 80%、小テスト (期中に実施予定)20%
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	適宜、法科大学院学内情報サイトに掲載する。 授業外における学修 (予習・復習等) については、適宜指示する予定。

教材・参考文献・配付資料等	<p>教科書 特に指定しない。</p> <p>参考書 菅久修一他著「独占禁止法(第3版)」商事法務 金井貴嗣他編著「独占禁止法(第6版)」弘文堂 白石忠志「独占禁止法(第3版)」有斐閣 金井貴嗣他編著「ケースブック独占禁止法(第4版)」弘文堂 別冊ジュリスト「経済法判例・審決百選(第2版)」有斐閣 川濱昇他編著「論点解析経済法(第2版)」商事法務</p>
オフィスアワー等(連絡先含む)	履修ガイドの記載による。ただし、録画授業となるに伴い、春 A モジュールはメールにより問い合わせられたい。
その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー(TF)・ティーチングアシスタント(TA)	
キーワード	独占禁止法, 公正取引委員会, 競争政策, 不当な取引制限, 私的独占, 不公正な取引方法, 企業結合, 事業者団体規制, 排除措置命令, 課徴金納付命令等

授業科目名	租税法
科目番号	01NA310
単位数	2.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	春 C 夏季休業中 月 7,8
担当教員	本田 光宏
授業概要	所得税法と法人税法に関する主要判例を題材として、租税法の基本原則及び課税所得計算ルールの概要について講義する。本講義では、学修する項目の要点を記載したレジュメを配付し、当該レジュメに沿って各項目について説明する。各項目に関連する主要裁判例については、『ケースブック租税法』を教材として説明する。なお、受講者には、租税法の全体像を概観するため、各自の関心の範囲・程度に合わせて、指定する参考書を読むことを勧める。授業は講義形式とする。
備考	0AFL411 と同一。
授業形態	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	最先端問題対応
授業の到達目標（学修成果）	所得税法と法人税法を中心的な素材として、租税法の基本原則及び課税所得の計算に関する重要項目を理解すること。
授業計画	<p>授業において学習項目の要点を記載したレジュメを配付し、当該レジュメに沿って各項目について説明する。各項目に関連する主要裁判例については、金子宏ほか編『ケースブック租税法（第5版）』（弘文堂、2017年）を教材として使用する。</p> <p>なお、受講者には、租税法の全体像を概観するため、各自の関心の範囲・程度に合わせて、下記記載の参考書のうちどれかを読むことをお勧めする（具体的には初回授業の際に説明する）。</p> <p>第1週租税法の体系・総論、租税法の基本原則（租税法主義、租税公平主義等）、租税法の解釈等</p> <p>第2週所得税法（1）：所得税法総論、所得税法の構造、所得の概念、所得の人的帰属等</p> <p>第3週所得税法（2）：所得の分類（勤労性所得、資産性所得等）</p> <p>第4週所得税法（3）：所得の分類（事業所得等）</p> <p>第5週所得税法（4）：所得の分類（続き）、所得の計算：収入金額と必要経費、年度帰属等</p> <p>第6週所得税法（5）：確定申告、源泉徴収、租税債務の確定・変更手続等</p> <p>第7週法人税法（1）：法人税法総論、法人税法の構造、企業会計との関係、法人税の納税義務者等</p> <p>第8週法人税法（2）：法人の課税所得、益金及び損金の意義等</p> <p>第9週法人税法（3）：益金・損金に関する別段の定め</p> <p>第10週法人税法（4）：益金・損金に関する別段の定め（続き）、組織再編税制、グループ企業に関する税制等</p>
履修条件	配当年次による
成績評価方法	試験 100%。
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修（予習・復習等）については、授業時に担当教員より示す。

<p>教材・参考文献・配付資料等</p>	<p>教科書 授業における判例の解説に際し、金子宏ほか編『ケースブック租税法(第5版)』(弘文堂、2017年)を使用する。</p> <p>参考書 ・租税法の基本書として、金子宏『租税法(第23版)』(弘文堂、2019年。なお、毎年4月に新版が刊行される。)、中里実ほか編『租税法概説(第3版)』(有斐閣、2018年)。 ・所得税法と法人税法を中心に記述する教科書として、谷口勢津夫『税法基本講義(第6版)』(弘文堂、2018年)、増井良啓『租税法入門(第2版)』(有斐閣、2018年)。 ・所得税法の基本的な考え方を丁寧に説明する教科書として、佐藤英明『スタンダード所得税法(第2版補正2版)』(弘文堂、2020年)、入門書として、木山泰嗣『弁護士が教える 分かりやすい「所得税法」の授業』(光文社、2014年)がある。 ・法人税の基本的な考え方を丁寧に説明する教科書として、渡辺徹也『スタンダード法人税法(第2版)』(弘文堂、2019年)、実務入門書として、成松洋一『法人税法 理論と計算(15訂版)』(税務経理協会、2019年)がある。 ・主要判例の解説として、中里実ほか編『租税判例百選(第6版)』(有斐閣、2016年)。 ・コンパクトな税務六法として、中里実・増井良啓編『租税法判例六法(第4版)』(有斐閣、2019年)がある。</p>
<p>オフィスアワー等(連絡先含む)</p>	<p>授業後に対応する。</p>
<p>その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)</p>	
<p>他の授業科目との関連</p>	
<p>ティーチングフェロー(TF)・ティーチングアシスタント(TA)</p>	
<p>キーワード</p>	<p>所得税法, 法人税法, 国税通則法, 租税法律主義, 租税公平主義, 所得分類, 所得の人的帰属, 年度帰属, 収入金額, 必要経費, 確定申告, 源泉徴収, 公正処理基準, 確定決算主義, 益金, 損金, 別段の定め</p>

授業科目名	労働法
科目番号	01NA311
単位数	2.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	春 AB 木 7,8
担当教員	川田 琢之
授業概要	労働関係をめぐって生じる法的問題を扱う法曹実務家に求められる基本的素養の習得を目的として、労働法領域における基本的な法令・判例及びその背後にある労働法的な思考方法について、質疑応答を交えつつ講義する。1) 労働法領域の主要な法令、判例を、その理論的意義を踏まえつつ体系的に理解する。特に主要判例については、事件の事案や経過（たとえば下級審での判断）を踏まえ、同種事案に対する先例的意義を的確に吟味しうる程度に、その内容を理解する。2) 上記の主要法令、判例の範囲内で、法的解決が求められる具体的問題に直面した際に、解決に必要な法令、判例を的確に選択するとともに、当該問題の事案から法的に意味のある事実を的確に抽出し、これらを用いて当該問題の解決を導く法的思考能力（及びそれを表現する能力）を身につける。授業は講義形式とする。
備考	0AFL413 と同一。
授業形態	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	最先端問題対応
授業の到達目標（学修成果）	労働法を扱う法曹実務家に求められる基礎的素養として、以下に挙げる事項を修得する。 1. 労働法領域の主要な法令、判例を、その理論的意義を踏まえつつ体系的に理解する。特に主要判例については、事件の事案や経過（たとえば下級審での判断）を踏まえ、同種事案に対する先例的意義を的確に吟味しうる程度に、その内容を理解する。 2. 上記の主要法令、判例の範囲内で、法的解決が求められる具体的問題に直面した際に、解決に必要な法令、判例を的確に選択するとともに、当該問題の事案から法的に意味のある事実を的確に抽出し、これらを用いて当該問題の解決を導く法的思考能力（及びそれを表現する能力）を身につける。
授業計画	指定教科書（ケースブック）の該当回で扱う部分及び事前に配布する該当回分のレジюмеについて、受講者が十分予習していることを前提として、レジюмеを用いた講義形式を主体とする。2 単位で扱うには対象範囲が相当に広いため、十分な時間を確保しにくい面はあるが、ケースブック掲載の判例の内容等を素材とした双方向的な授業も、可能な限り実施する。 受講者は、予習として、レジюме及び講義中で指示される、次回授業時の双方向的授業のために準備すべき事項について事前に検討しておくほか、事前に配布される次回分のレジюме及び指定教科書の該当章に収録された裁判例に事前に目を通しておくことが求められる。 【但し、以上に記載した双方向的授業は、2020 年度については、録画授業期間中は実施しない。】 基本的に、指定教科書（ケースブック）の構成に沿って進めていく。 第 1 回イントロダクション、労働関係の成否、労働契約と就業規則

	<p>第 2 回就業規則の変更、解雇の制限と救済方法</p> <p>第 3 回有期雇用・パート労働者、採用・採用内定・試用期間</p> <p>第 4 回賃金請求権、人事考課・降格、配転・出向・転籍</p> <p>第 5 回労働時間・休日、さまざまな労働時間制度、休暇・休業・休職</p> <p>第 6 回懲戒・服務規律、整理解雇・退職、雇用平等</p> <p>第 7 回労働災害の補償、労働組合、団体交渉</p> <p>第 8 回労働協約、団体行動、不当労働行為 (1)</p> <p>第 9 回不当労働行為 (2)、併存組合と不当労働行為、労働協約による変更と変更解約告知</p> <p>第 10 回労働者派遣の法律関係、企業組織の変動、労働関係の現代的課題</p>
履修条件	配当年次による
成績評価方法	<p>定期試験 80%、平常点 20% の比重で評価を行う。平常点は、双方向的授業における回答の内容を主たる評価要素とし、出席それ自体は評価要素としない。</p> <p>【但し、2020 年度については、授業時間内にどの程度双方向的授業を行うことができたかに応じて、上記の比率を、「定期試験 90%、平常点 10%」又は「定期試験 100%」のいずれかに変更することがある。変更の有無及び変更する場合の変更内容は、授業時間内で告知するほか、適宜の方法で周知を行う。】</p>
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修 (予習・復習等) については、授業時に担当教員より示す。
教材・参考文献・配付資料等	<p>1 を指定教科書、2 を教科書に準じた重要参考書と位置付ける (3,4 は参考書)。なお、どちらについても、改訂があった場合には、開講の時点における最新版を用いる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 菅野和夫監修、土田道夫・山川隆一・大内伸哉・野川忍・川田琢之編著、『ケースブック労働法〔第 8 版〕』弘文堂、2014 菅野和夫、『労働法〔第 12 版〕』弘文堂、2019 山口幸雄・三代川三千代・難波孝一編、『労働事件審理ノート〔第 3 版〕』判例タイムズ社、2011 村中孝史・荒木尚志編、『労働判例百選〔第 9 版〕』有斐閣、2016 <p>以上のほか、授業時に持参し、適宜参照する法令集として、(他の科目でも使用するであろう六法のほかに) 労働法関係の収録法令が充実した法令集を用意することが望まれる。</p>
オフィスアワー等 (連絡先含む)	<p>授業時にアポイントメントをとることを原則とする。</p> <p>【但し、2020 年度の録画授業期間中は、講義に関する質問等は、法曹専攻事務室を通じて行うものとする。】</p>
その他 (受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー (TF)・ティーチングアシスタント (TA)	

キーワード

労働法 法曹実務

授業科目名	環境法
科目番号	01NA314
単位数	2.0 単位
標準履修年次	3 年次
時間割	春 AB 火 7,8
担当教員	桑原 勇進
授業概要	予防原則等の環境法の基本的な考え方、環境影響評価等の基本的な制度、大気汚染防止法、自然公園法、廃棄物処理法等の主たる環境関係法律の基本的な仕組みとその問題点を学ぶ。
備考	0AFL415 と同一。
授業形態	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	最先端問題対応
授業の到達目標（学修成果）	環境法の基本的な考え方、現行環境法の基本的な仕組みを理解し、なぜそのような仕組みになっているのかということ踏まえたうえで法政策的面から見た制度改革の在り方についても考察できるようになることを目標とする。
授業計画	<p>まずは基本的な考え方の修得を目指し、法の基本的な仕組みの理解の確認をするため、適宜受講者への質問を交えながら講義形式で授業を進める。したがって、受講者には、予め参考書（どれか一つでよい）の関連部分を読んでおくことが望まれる。また、法政策面からの現行法制の検討をする際にも、同様に質問を交えながら進める。なお、各回ごとにレジュメ・資料を配布する予定。</p> <p>第 1 週環境法の基本原則 1 予防原則・取組み方法 第 2 週環境法の基本原則 2 汚染者負担・原因者責任 第 3 週公害法 1 環境基準、大気汚染、水質汚濁 第 4 週公害法 2 土壌汚染・状態責任・原因者責任 第 5 週自然保護法 1 自然保護の意義・生物多様性 第 6 週自然保護法 2 自然公園法・自然環境保全法 第 7 週廃棄物法 廃棄物処理法 第 8 週リサイクル法 1 拡大生産者責任・容り法 第 9 週リサイクル法 2 自動車リサイクル・家電リサイクル 第 10 週環境法の基本制度 環境影響評価</p>
履修条件	配当年次による
成績評価方法	定期試験 (80%) および平常点 (20%) で評価を行う。
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修（予習・復習等）については、授業時に担当教員より示す
教材・参考文献・配付資料等	<p>教科書 特に指定しない。</p> <p>参考書 1. 大塚直 『環境法 Basic 第二版』 有斐閣 2. 北村喜宣 『環境法第 4 版』 弘文堂 3. 越智敏裕 『環境訴訟法』 日本評論社</p>

オフィスアワー等（連絡先含む）	授業後に対応する
その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー（TF）・ティーチングアシスタント（TA）	
キーワード	環境法の基本原則, 環境法の基本制度

授業科目名	国際公法
科目番号	01NA317
単位数	2.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	秋 AB 火 7,8
担当教員	鶴田 順
授業概要	本授業では、教員による講義と学生による討論を通じて、国際法に関する基礎概念の整理と、同法の体系的理解を目指す。事例研究もあわせて行う。
備考	0AFL419 と同一。
授業形態	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	最先端問題対応
授業の到達目標（学修成果）	国際法の基礎的な知識を習得する。それにより、社会におけるさまざまな課題について、国際法の観点から捉え、考え、課題の克服策を提示する力を養う。
授業計画	<p>授業は教科書に沿って講義形式で行う。授業中のノート作成は必要最小限にとどめて、あれこれと思考をめぐらしながら聞いていただきたい。授業の終わりに（あるいは翌週の授業までの宿題として）授業で習得した基礎的な知識を使って事例問題を解いてもらうことがある。</p> <p>第 1 回授業ガイダンス、国家管轄権とは 第 2 回国家管轄権の行使の根拠 第 3 回犯罪人引渡し 第 4 回主権免除、外交官の特権免除 第 5 回国際法の法 第 6 回国際法の国内法制への編入 第 7 回条約の国内実施のための国内法の整備 第 8 回日本における条約の実施 第 9 回日本における国連海洋法条約の実施 第 10 回日本における国際環境条約の実施、まとめ</p>
履修条件	配当年次による
成績評価方法	<p>事例問題への回答と期末試験（あるいは期末レポート）を合算して成績評価とする。</p> <p>事例問題への回答:50% 期末テスト（あるいは期末レポート）:50%</p>
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修（予習・復習等）については、授業時に担当教員より示す
教材・参考文献・配付資料等	<p>教科書 鶴田順『国際法講義 副読本〔第二版〕』（成文堂、2019 年）。 また、授業中に担当教員作成の資料を配布する。</p> <p>参考書 鶴田順・西井正弘編『国際環境法講義』（有信堂高文社、2020 年）。 鶴田順編『海賊対処法の研究』（有信堂高文社、2016 年）。</p>

オフィスアワー等（連絡先含む）	授業後に対応する
その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー（TF）・ティーチングアシスタント（TA）	
キーワード	国家管轄権, 国際犯罪, 海洋法, 国際環境法, 日本における国際法の実施

授業科目名	地方自治
科目番号	01NA351
単位数	1.0 単位
標準履修年次	3 年次
時間割	秋 A 土 2,3
担当教員	森 稔樹
授業概要	地方自治・地方自治法の主要な項目・論点を扱います。取り上げる項目・論点は、地方自治・地方自治法関係の項目・論点を中心に、法科大学院の教育において特に必要と考えられる範囲をカバーするものであり、具体的には、下記の「授業計画」に示す通りです。
備考	0AFL421 と同一。
授業形態	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	最先端問題対応
授業の到達目標（学修成果）	<p>(1) 地方自治・地方自治法について、実務において求められる問題解決能力、事実調査能力、事実認定能力、論述力を高めること。</p> <p>(2) 単に地方自治法の解釈に留まることなく、今後いっそう求められうる政策立案能力を身につけ、高めること。</p> <p>(3) 憲法との関連を意識しつつ、地方自治、地方分権のありかたを深く考察できること。</p>
授業計画	<p>(1) 指定した教科書の項目・内容に応じた講義形式ですが、時間・期間の関係もあるので、重要な項目、論点について集中的に取り上げることとします。</p> <p>(2) このため、少なくとも指定教科書の該当部分を熟読する、憲法学や行政法学の教科書を再読しておくなど、十分に事前学習を行っておいてください。</p> <p>(3) 重要な項目、論点については、判例や行政実例などの解説を教材（プリント）として配布するとともに、当方で作成した演習問題を課題として解いていただきます。</p> <p>(4) 講義形式ではありますが、質疑応答を繰り返します。</p> <p>第 1 回地方自治の基礎理論（憲法と地方自治法）、普通地方公共団体、広域行政 第 2 回都道府県と市町村との関係、特別地方公共団体 第 3 回地方公共団体の事務（役割分担論など） 第 4 回地方公共団体の権能（自主立法権を中心に） 第 5 回地方公共団体の機関 第 6 回住民監査請求 第 7 回住民訴訟 第 8 回住民訴訟 第 9 回普通地方公共団体に対する国または都道府県の関与 第 10 回国と普通地方公共団体との間の係争処理</p>
履修条件	配当年次による
成績評価方法	<p>第 1 週から第 4 週（第 1 回～第 8 回）まで、当方が出す小課題:40%(翌週に提出していただきます)</p> <p>学期末試験:60%</p> <p>なお、出席は参考程度としますが、これは出席が当然の前提であるためです（欠席が多いと単位を取得できないことも、また当然です）。</p>

学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修（予習・復習等）については、授業時に担当教員より示す
教材・参考文献・配付資料等	教科書 宇賀克也『地方自治法概説』〔第8版〕（2019年、有斐閣） なお、上記の通り、教材（プリント）を配布します。 参考書 1. 宇賀克也『行政法概説 III 行政組織法/公務員法/公物法』〔第5版〕（2019年、有斐閣） 2. 松本英昭『要説地方自治法』〔第10次改訂版〕（2018年、ぎょうせい） 3. 松本英昭『新版逐条地方自治法』〔第9次改訂版〕（2017年、学陽書房） 4. 村上順・白藤博行・人見剛編『新基本法コンメンタル地方自治法（別冊法学セミナー No.211）』（2011年、日本評論社） 5. 磯部力・小幡純子・斎藤誠編『地方自治判例百選』〔第4版〕（2013年、有斐閣） その他、随時紹介します。
オフィスアワー等（連絡先含む）	授業後に対応する
その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー（TF）・ティーチングアシスタント（TA）	
キーワード	地方公共団体の事務，住民監査請求，住民訴訟

授業科目名	金融商品取引法
科目番号	01NA354
単位数	1.0 単位
標準履修年次	3 年次
時間割	秋 B 土 2,3
担当教員	萬澤 陽子
授業概要	本講義では、証券取引規制の全体を概観した上で、特に企業買収に関わる規制を中心に取り上げ、その内容・趣旨等について、判例や学説にも触れながら学ぶことにより、金融商品取引法についての法的知識と理解を得させ、法的思考力の養成を図る。授業は予習を前提とした講義を中心とする。
備考	0AFL423 と同一。
授業形態	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	最先端問題対応
授業の到達目標（学修成果）	金融商品取引法の基本的なルール、それをめぐる議論および判例の立場を理解し、証券市場の規制に関する諸問題について、法的に考えることを目標とする。
授業計画	<p>担当教員が配布するレジュメに基づいて、講義形式で授業を進めるが、質疑応答も可能な限り取り入れる。また、小テストを数回実施する予定である。</p> <p>第 1 回総論 主な内容:金融商品取引法の規制対象である証券市場の役割、金融商品取引法の目的・意義、全体像</p> <p>第 2 回インサイダー取引規制 主な内容:インサイダー取引規制の全体像、会社関係者・公開買付者等関係者によるインサイダー取引規制、それらの者による情報伝達規制、執行方法等</p> <p>第 3 回公開買付規制 主な内容:公開買付規制の概要、手続的規制・実体的規制、大量保有報告制度、執行方法等</p> <p>第 4 回情報開示制度 (1) 主な内容:発行開示規制 (提出書類・提出手続、その趣旨等)</p> <p>第 5 回情報開示制度 (2) 主な内容:継続開示規制 (提出書類・提出手続、その趣旨等)</p>
履修条件	配当年次による
成績評価方法	期末試験 (80%)、小テスト (20%) で判断する。
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	
教材・参考文献・配付資料等	1. 山下友信＝神田秀樹、『金融商品取引法概説 第 2 版』(有斐閣、2017 年) 2. 神田秀樹＝神作裕之編、『金融商品取引法判例百選』(有斐閣、2013 年)
オフィスアワー等（連絡先含む）	履修ガイド参照
その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	

他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー (TF)・ティーチングアシスタント(TA)	
キーワード	証券市場, 情報開示規制, 有価証券届出書, 有価証券報告書, 公開買付け, 企業買収, インサイダー取引, 重要事実, 情報伝達, 課徴金

授業科目名	消費者法
科目番号	01NA355
単位数	1.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	春 C 金 7,8
担当教員	平澤 慎一
授業概要	消費者問題に対応する法律群である「消費者法」について、実際の消費者被害を扱いながら修得する。消費者被害の実態や原因・背景を十分理解したうえで、消費者問題に対するスタンスを学ぶ。
備考	0AFL425 と同一。
授業形態	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	最先端問題対応
授業の到達目標（学修成果）	現代社会では、さまざまな消費者問題について、問題点を的確に捉え、消費者の権利を実現し解決する能力が求められている。本講義では、このような能力を身につけるため、消費者被害の実態や原因・背景を理解し、それを解決するための法制度の基礎知識を習得しながら、法律実務家の視点から問題解決の手法について学んでいく。
授業計画	<p>教科書として指定する後記「消費者法講義」が取り扱うテーマのうち、下記「授業計画」記載の分野を対象とし、具体的な事例を使って授業を行う。</p> <p>予め課題は示すので、講義の日の前日夕方 6 時までメール等で提出されたい。授業は課題と受講生の回答をもとにして進める。</p> <p>第 1 回〔テーマ〕消費者問題と消費者法 〔教授方法〕講義と双方向授業</p> <p>第 2 回〔テーマ〕消費者契約の過程/消費者契約法 1 〔教授方法〕講義と双方向授業</p> <p>第 3 回〔テーマ〕消費者契約法 2 〔教授方法〕双方向授業</p> <p>第 4 回〔テーマ〕特定商取引法 1 〔教授方法〕双方向授業</p> <p>第 5 回〔テーマ〕特定商取引法 2 〔教授方法〕講義と双方向授業</p> <p>第 6 回〔テーマ〕割賦販売法 〔教授方法〕講義および双方向授業</p> <p>第 7 回〔テーマ〕金融商品と消費者法 〔教授方法〕講義および双方向授業</p> <p>第 8 回〔テーマ〕製品安全と製造物責任法 〔授業方法〕講義と双方向授業</p> <p>第 9 回〔テーマ〕多重債務/電子商取引 〔授業方法〕講義と双方向授業</p> <p>第 10 回〔テーマ〕消費者行政/消費者被害救済制度 具体的な事件の研究 全体のまとめ 〔授業方法〕講義と双方向授業</p>

履修条件	配当年次による
成績評価方法	筆記試験 70%、授業への参加態度 30% とした総合評価とする。
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修（予習・復習等）については、授業時に担当教員より示す
教材・参考文献・配付資料等	教科書 日本弁護士連合会編「消費者法講義」〔第 5 版〕（日本評論社） 参考書 「消費者法判例百選」（有斐閣）
オフィスアワー等（連絡先含む）	授業後に対応する
その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー（TF）・ティーチングアシスタント（TA）	
キーワード	

授業科目名	倒産法演習
科目番号	01NA369
単位数	1.0 単位
標準履修年次	3 年次
時間割	秋 A 木 7,8
担当教員	古澤 陽介
授業概要	本演習では、破産法や民事再生法を中心とする基礎的知識を習得した受講生を対象として、具体的事例を題材として検討・討論を行い、倒産法の基礎的知識を深化させるとともに、適切な倒産処理を行うための技能と応用力を養うことを目的とする。
備考	0AFL427 と同一。
授業形態	演習
学位プログラム・コンピテンスとの関係	最先端問題対応
授業の到達目標（学修成果）	倒産法の基礎的知識を深化させるとともに、適切な倒産処理を行うための技能と応用力を養うことを到達目標とする。
授業計画	<p>事前配付資料で予習内容を指定する。受講生には、予習として設問・課題に対する答えについて簡単なメモを作成するよう求める。本演習では、これに基づいて担当教員と受講生、あるいは受講生間で検討・討論しながらの双方向授業を目指す。本演習における検討・討論の結果形成された受講生それぞれの答えについても、本演習の復習としてメモを作成することが望まれる。ただし、これらのメモの提出までは求めない。</p> <p>第 1 週消費者破産【14】・個人再生【15】 第 2 週倒産手続の選択及び手続相互の関係【1】 第 3 週応用問題の分析・検討 1 第 4 週応用問題の分析・検討 2 第 5 週応用問題の分析・検討 3 【】内の番号は、後掲テキスト「ロースクール倒産法」の UNIT 番号を指す。</p> <p>第 3 週～第 5 週の「応用問題の分析・検討 1～3」は、後掲テキスト「倒産法演習ノート」の設問から取り上げる。</p> <p>授業計画・内容は変更する場合もある。</p>
履修条件	配当年次による
成績評価方法	学期末試験及び授業における議論や参加態度（平常点）を総合して評価する。評価基準は学期末試験を 80%、授業での議論・参加態度（平常点）を 20% とする。
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修（予習・復習等）については、授業時に担当教員より示す
教材・参考文献・配付資料等	<p>教科書 基本書・判例資料として、山本和彦・中西正・笠井正俊・沖野眞己・水元宏典「倒産法概説第 2 版補訂版」（弘文堂、2015 年）と、伊藤眞・松下淳一編「倒産判例百選第 5 版」（有斐閣、2013 年）を使用する。また、テキストとして、三木浩一・山本和彦編「ロースクール倒産法第 3 版」（有斐閣、2014 年）と、山本和彦編「倒産法演習ノート第 3 版」（弘文堂、2016 年）を使用する。</p> <p>その他、本演習で使用するレジュメ・資料等は適宜配布するが、必ず最新の六法を持参すること。</p>
オフィスアワー等（連絡先含む）	授業後に対応する

その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー（TF）・ティーチングアシスタント（TA）	
キーワード	法人・個人, 清算型・再建型, 管理型・DIP 型, 手続法・実体法, 平常時・危機時期以降

授業科目名	経済法演習
科目番号	01NA370
単位数	1.0 単位
標準履修年次	3 年次
時間割	春 C 金 7,8
担当教員	徳力 徹也
授業概要	本授業では、実際の事例又は仮設事例の検討を通じて、独禁法（経済法）に関する基礎概念の整理と事案分析力の向上を目指す。
備考	0AFL429 と同一。
授業形態	演習
学位プログラム・コンピテンスとの関係	最先端問題対応
授業の到達目標（学修成果）	独禁法（経済法）の講義を履修していることを前提として、最近の実際の事例又は仮設事例を用いて理論・実務の両面から検討し、独禁法（経済法）特に各行為類型の違反成立要件の内容・その該当性を基礎づける事実の捉え方等 について理解を深めることを目標とする。
授業計画	<p>学生は、事前配布資料に記載された事例等について、事前検討を加えるなど準備を行う（資料の作成等を求めない。）。その際、1 どの行為を検討対象とするか、2 独禁法の適用条項、3 検討対象市場の画定（誰に対する/何に関する/誰と誰の間の競争を検討対象とするか）、4 どのような弊害（競争停止/他者排除/その他）に着目するか、5 正当化理由の有無等を明確に意識して検討する。教員は、これら項目ごとに、学生との間の質疑応答を通じて一般的な規範内容・事例等における事実の捉え方について整理・検討を行うこととしたい。</p> <p>第 1 週価格カルテル事例、入札談合事例の検討（「不当な取引制限」の要件チェック） 第 2 週垂直制限事例 1 の検討（「不公正な取引方法」「私的独占」の要件チェック） 第 3 週垂直制限事例 2 の検討（同上） 第 4 週事業者団体事例の検討（事業者団体規制に係る各行為類型の要件チェック） その他（略奪的価格設定事例・優越的地位濫用事例）の検討 第 5 週企業結合（水平・垂直）事例の検討（企業結合規制に係る要件チェック）</p>
履修条件	配当年次による
成績評価方法	期末試験結果（80%）、通常の授業参加状況（20%）
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修（予習・復習等）については、授業時に担当教員より示す
教材・参考文献・配付資料等	<p>教科書 特になし（仮設事例等を記載した資料を事前配布予定）</p> <p>参考書 金井貴嗣他編著「独占禁止法（第 5 版）」弘文堂 金井貴嗣他編著「ケースブック独占禁止法（第 3 版）」弘文堂 川濱昇他編著「論点解析経済法（第 2 版）」商事法務 大久保直樹他編著「ケーススタディ経済法」有斐閣</p>

オフィスアワー等（連絡先含む）	授業後に対応する
その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー（TF）・ティーチングアシスタント（TA）	
キーワード	市場支配力, 競争停止 (回避)/他者 (競争) 排除, 正当化理由

授業科目名	労働法演習
科目番号	01NA371
単位数	1.0 単位
標準履修年次	3 年次
時間割	春 C 土 4,5
担当教員	岡芹 健夫
授業概要	本演習では、労働法の基礎的知識を前提として、具体的課題を題材として個々人に検討して貰い、その討論と講評を通して、労働法及び裁判例の基礎知識を確認、深化してもらうことを第一義としつつ、事案の分析、処理能力の養成も目的とする。
備考	0AFL431 と同一。
授業形態	演習
学位プログラム・コンピテンスとの関係	最先端問題対応
授業の到達目標（学修成果）	労働法及び裁判例の基礎的知識を、知識単体としてではなく、事案に遭遇したときに使えるもの（分析に根付いたもの）として身につけること。並行して、事案から具体的事実を解析・抽出し、裁判例に当て嵌めて最終的に適切に処理できることを目標とする。
授業計画	第 2 週からは授業の前週に課題を指定するので、受講生は、受講前に同課題の回答を検討した上で、考えの整理のために回答を書面で用意すること。受講時には、指名された受講生が回答を発表して頂いた上で、それに対する意見、討論、講評を通し、基礎的知識の確認と事案解析のスキルを習得する。 第 1 回労働契約の意義、成立、内容 第 2 回労働契約関係中の諸問題（時間外労働、休日、ハラスメント、休職等） 第 3 回労働契約関係の終了（解雇、雇止め等） 第 4 回労働条件の変更。労働組合の意義、団体交渉、労働協約。 第 5 回団体行動・争議行為の範囲及び不当労働行為。 授業計画は、調整する場合もある。
履修条件	配当年次による
成績評価方法	学期末試験 80%、受講態度、意見表明姿勢等の平常点 20%
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修（予習・復習等）については、授業時に担当教員より示す
教材・参考文献・配付資料等	教科書 教科書としては特に指定はしないが、後掲の参考書を適宜使用する。 参考書 1. 村中孝史、荒木尚志編「労働法判例百選（第 9 版）」（有斐閣） 2. 菅野和夫「労働法（第 12 版）」（弘文堂） 3. 荒木尚志ほか著「ケースブック労働法（第 4 版）」（弘文堂）
オフィスアワー等（連絡先含む）	授業後に対応する
その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	

他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー (TF)・ティーチングアシスタント(TA)	
キーワード	裁判例, 具体的事実

授業科目名	知的財産法演習
科目番号	01NA372
単位数	1.0 単位
標準履修年次	3 年次
時間割	夏季休業中 木 7,8
担当教員	小林 正和
授業概要	本演習では、特許法及び著作権法について、事例問題を通じて、関連条文、裁判例を再確認して頂くとともに、実務上の論点について理解を深めて頂く。
備考	0AFL433 と同一。
授業形態	演習
学位プログラム・コンピテンスとの関係	最先端問題対応
授業の到達目標（学修成果）	特許法及び著作権法に関する事例問題を通じて、事案処理能力、及び、起案能力を身に付けることを主眼とする。具体的には、各法の構成、重要な条文、裁判例及び論点についての知識を再確認した上で、事例問題に対して、1 関連条文・論点の抽出、2 規範の定立、3 あてはめを適切に行えるようにすることを目標とする。
授業計画	講義（基本的知識の確認）、演習（事例問題を検討した上での起案）、討論・解説という流れで授業を進めたい。 第 1 週特許法（特許の要件・権利の主体、特許権の効力・特許権侵害 1） 第 2 週特許法（特許権の効力・特許権侵害 2、侵害に対する救済 1） 第 3 週特許法（侵害に対する救済 2）、著作権法（著作物性、著作権侵害 1） 第 4 週著作権法（著作権侵害 2、著作権の利用制限） 第 5 週著作権法（著作者・著作者人格権・侵害に対する民事的救済）なお、学生の希望に応じて、特許法、著作権法の演習内容の範囲・量・順番等について調整する可能性がある。
履修条件	配当年次による
成績評価方法	期末試験の成績（60%）、演習での起案及び参加貢献度（40%）
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修（予習・復習等）については、授業時に担当教員より示す
教材・参考文献・配付資料等	教科書 特に指定しない。必要に応じて担当教員が作成するレジュメ等を配布する。なお、特許法及び著作権法が掲載されている六法を持参されたい。 参考書 (特許法) 1. ジュリスト別冊・特許判例百選（第 5 版）(有斐閣・2019) 2. 中山信弘著「特許法 [第 4 版]」(弘文堂・2019) 3. 高林龍著「標準特許法 [第 6 版]」(有斐閣・2017) (著作権法) 1. ジュリスト別冊・著作権判例百選（第 6 版）(有斐閣・2019) 2. 中山信弘著「著作権法 [第 2 版]」(有斐閣・2014) 3. 高林龍著「標準著作権法 [第 3 版]」(有斐閣・2016)

オフィスアワー等（連絡先含む）	授業後に対応する
その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー（TF）・ティーチングアシスタント（TA）	
キーワード	特許法, 著作権法, 特許権侵害, 著作権侵害, 特許要件, 特許無効, 著作物性, 著作者人格権, 民事的救済

授業科目名	英文法律文書作成
科目番号	01NA404
単位数	1.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	秋 B 木 7,8
担当教員	大塚 章男
授業概要	関連する法令・条約や契約法理論を理解するとともに、契約書等作成のための実践的な交渉、契約文書の Drafting の能力を養い、渉外実務家としての基礎能力を養成することを目的とする。
備考	0AFL435 と同一。
授業形態	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	最先端問題対応
授業の到達目標（学修成果）	関連する法令・条約、関連する契約法理論についての理解を深め、また契約文書・契約書作成のための実践的な契約文書の Drafting の能力を養い、渉外実務家としての基礎能力を養成することを目的とする。
授業計画	<p>契約法理論としてそれぞれの契約条項の法律解釈、法律問題発生のポイント、国際（英文）契約書の構成などを学ぶ。ビジネス態様別に国際（英文）民商契約の対象となる国際取引を取り上げ、そこにおけるビジネスの内容、ビジネス利益の追求のメカニズム、ビジネス相手方との利害の調整、契約交渉、交渉内容をベースとしての国際（英文）契約書の作成、drafting に至るプロセスを学ぶこととする。10 週の講義のうち、1 回程度即日起案（英文契約の条項の起案）を行う予定である。契約類型毎に、当該契約条項が当該国際取引においてどのような意義・機能を有しているかなどにつき講義した上で、教科書中の英文契約書の条項を適宜翻訳してもらいながら進める。</p> <p>第 1 週 国際取引と法:国際管轄、準拠法、条約・公的規制、強制・執行可能性（外国判決・仲裁判断の承認・執行）など 国際取引契約を作成する上での注意点:国際契約と国内契約との違い、国際取引契約の特徴、契約法理論（consideration など）、Letter of Intent、国際契約書の概観、法律英語表現の注意点</p> <p>第 2 週 「国際物品売買契約 I」:国際契約一般論（Title, Whereas Clause, Sign など）、一般条項（解除条項、不可抗力、譲渡禁止、通知、完全合意など）; 国際売買契約における CISG、インコタームズ、売買条件概論 「国際物品売買契約 II」: 国際売買契約の主たる条項</p> <p>第 3 週 「国際代理店・販売店契約」:代理店・販売店の違い、各契約の主たる条項（独占・非独占、競争禁止、最低購入数量、コミッションなど）、解除条項など</p> <p>【即日起案】</p> <p>第 4 週 起案講評</p>

	<p>「国際技術ライセンス契約」:特許・ノウハウの比較、ライセンス契約の主たる条項 (独占・非独占、Royalty、技術援助、秘密保持、改良など)</p> <p>第5週</p> <p>「国際合弁事業契約」:合弁形態の違い (合弁会社、Partnership, Unincorporated JV)、合弁契約の主たる条項 (設立、組織運営、デッドロック条項、撤退問題など)</p> <p>「国際企業買収契約」:買収方法 (資産と株式)、株式譲渡契約の主たる条項 (表明・保証、covenants、条件、closing など)</p> <p>準拠法・裁判管轄・国際商事仲裁など (外国判決・仲裁判断の執行問題など)、Legal Drafting のまとめ</p>
履修条件	なし
成績評価方法	期末試験 80%・授業中の即日起案 20% とする。
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	教科書の該当部分の英語の契約条項を眺めてきてください。
教材・参考文献・配付資料等	<p>教科書</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 大塚章男,「英文契約書の理論と実務」(中央経済社、2017年) 参考書 1. 田中英夫編集代表『英米法辞典』(東大出版会) 2. 鴻・北沢『英米商事法辞典(新版)』(商事法務研究会) 3. 岩崎一生『英文契約書 作成実務と法理(全訂新版)』(同文館、1998年) 4. 国際事業開発『英和对訳 国際取引契約書式集』(1989年):数巻に亘る大部の書式集 5. 田中・中川・仲谷『国際売買契約ハンドブック(改訂版)』(1994年、有斐閣) 6. 小高寿一『英文ライセンス契約実務マニュアル』(2002年、民事法研究会) 7. 山本孝夫『英文ビジネス契約書大辞典』(日経新聞社、2014)
オフィスアワー等(連絡先含む)	オフィスアワーは水曜 17:00-18:00 とします。
その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー(TF)・ティーチングアシスタント(TA)	
キーワード	国際的な英文契約書の起案

授業科目名	少年法
科目番号	01NA409
単位数	1.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	春 C 木 7,8
担当教員	岩下 雅充
授業概要	少年法は、少年による犯罪から社会を防衛するという意味で、刑事法の領域における特別法であるのと同時に、真の犯罪者と化す危険から少年を保護するという意味で、社会福祉や教育に関する法の領域を構成する要素でもある。このような性格をもつ少年法の意義と役割そして今後のあり方について受講者が深く学ぶために、本講義では、少年法の理念とその歴史を明らかにしたうえで、少年非行の動向・実状に関する認識をたしかにするのと同時に、少年事件の手続・処分のしくみおよび課題をそれぞれの段階・種別ごとに紹介・検討する。非行少年の処遇に関する制度・運用の理解ならびに少年法の意義と今後のあり方を模索するための知見の獲得を目標とする。
備考	0AFL439 と同一。
授業形態	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	最先端問題対応
授業の到達目標（学修成果）	非行少年の処遇に関する制度・運用の理解ならびに少年法の意義と今後のあり方を模索するための知見の獲得
授業計画	第 1 回 少年法の意義 / 少年非行の動向・実状 (統計による把握) 第 2 回 少年法の歴史 / 少年非行に関する法の原理と少年法の基本理念 / 保護処分と刑事処分 / 少年事件の手続・処分：制度の概観 第 3 回 少年事件における発見の過程 第 4 回 家庭裁判所による調査 第 5 回 少年審判 (1) 第 6 回 少年審判 (2) 第 7 回 保護処分 第 8 回 少年の刑事事件 第 9 回 少年事件における救済手続 / 諸外国の少年法 第 10 回 少年法に関する各種の問題： 少年法の改正をめぐる動向と課題 / 非行少年の実名報道をめぐる問題 など

履修条件	配当年次による。
成績評価方法	成績評価の材料となるのは、授業期間の終了後に実施する筆記試験（期末試験）の結果 [100%] である。
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修（予習・復習等）については、授業時に担当教員より示す。
教材・参考文献・配付資料等	教科書 川出敏裕『少年法』（有斐閣・2015年） 参考書 参考書は、第1回の授業で紹介する。 その他 担当教員によって作成されたレジュメや各種の資料を配布する。
オフィスアワー等（連絡先含む）	「履修ガイド」に記載したとおりである。
その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー（TF）・ティーチングアシスタント（TA）	
キーワード	少年非行, 少年事件, 保護主義, 家庭裁判所, 少年審判

授業科目名	自治体法務
科目番号	01NA410
単位数	1.0 単位
標準履修年次	3 年次
時間割	春 AB 土 6
担当教員	榎本 洋一
授業概要	現代の地方公共団体は、地方自治の主体として、数次に及び制度改革を経て大幅な権限強化が図られており、今後、法曹有資格者の活躍が期待される重要な領域となっている。本授業では、地方公共団体で生起する具体的事例を通じて、行政法だけでなく民法その他の基本法・特別法の知見や法曹としての思考様式や技能がどのように活用されているか検証するとともに、地方公共団体に関わる実践的法務知識を提供する。
備考	0AFL441 と同一。
授業形態	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	最先端問題対応
授業の到達目標（学修成果）	行政法、民法その他の法令が現実に活用される場面を把握し、地方公共団体に関わる実務的法知識と課題解決のための方法論の基礎を、具体的事例を素材としながら習得する。
授業計画	全体を自治体法務に関する通則的テーマと分野別テーマに二分し、必要に応じて適宜、自治体法務の現場で活躍する法曹有資格者ほかをゲストとして招き、担当教員や受講者との対話を通じる等して授業を進行していく。 第 1 週自治体法務の概要・行政訴訟等 第 2 週自治体法務の概要・行政訴訟等 第 3 週行政不服申立て・行政手続制度・情報管理法務（情報公開・個人情報保護） 第 4 週行政不服申立て・行政手続制度・情報管理法務（情報公開・個人情報保護） 第 5 週地方公共団体の財産・財務に関する法務 第 6 週地方公共団体の財産・財務に関する法務 第 7 週地方公共団体の都市計画・環境に関する法務 第 8 週地方公共団体の都市計画・環境に関する法務 第 9 週地方公共団体の福祉・教育に関する法務 第 10 週地方公共団体の福祉・教育に関する法務
履修条件	配当年次による
成績評価方法	期末試験の評価 75%、平常点（講義への参加・貢献程度）25%
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修（予習・復習等）については、授業時に担当教員より示す
教材・参考文献・配付資料等	教科書 教科書は特に指定しない。担当教員が作成したレジюме・資料を配布する。 参考書 特に指定しない。
オフィスアワー等（連絡先含む）	授業後に対応する

その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー（TF）・ティーチングアシスタント（TA）	
キーワード	自治体法務, 地方自治法

授業科目名	民事執行・保全法
科目番号	01NA412
単位数	1.0 単位
標準履修年次	3 年次
時間割	春 A 水 7,8
担当教員	田村 陽子
授業概要	本講義では、民法や民事訴訟法との関係を重視しつつ、多くの具体的な例を基に、民事執行法・民事保全法の仕組みと基本的な諸問題について理解することを目的とする。講義は、教科書の次回の範囲を事前に精読してくることとし、民事執行手続及び民事保全手続の仕組みと基本的な諸問題について、双方向に質疑応答形式で行う。各回の授業は、基本的に前回の復習、教科書の指定範囲の解説・質疑に基づく。
備考	0AFL443 と同一。
授業形態	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標（学修成果）	本授業は、民法や民事訴訟法との関係を重視しつつ、多くの具体的な例を基に、民事執行法・民事保全法の仕組みと基本的な諸問題について理解することを目標とする。
授業計画	<p>本授業は、民事執行手続及び民事保全手続の仕組みと基本的な諸問題について、双方向により行われる。事前に教科書の次回の範囲を精読してくることが求められる。各回の授業は、基本的に、1. 前回の復習、2. 教科書の指定範囲の解説・質疑に基づく。授業では、双方向の質疑応答形式で行う。</p> <p>第 1 回民事執行法の概観、強制執行の意義・種類、債務名義、請求異議の訴え、執行文、執行機関</p> <p>第 2 回強制執行開始要件、強制執行の停止、執行異議と執行抗告、第三者異議の訴え、違法執行と不当執行</p> <p>第 3 回金銭執行の諸段階、優先主義と平等主義、強制競売、強制管理、船舶執行、動産執行、債権執行</p> <p>第 4 回非金銭執行、担保権の実行としての競売等、財産開示手続</p> <p>第 5 回民事保全序説、保全命令手続、保全執行手続</p>
履修条件	なるべく民事法科目の履修を終えていることが望ましい。
成績評価方法	期末試験の結果を 60%、レポート 40% の割合として全体を評価する。
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	予習は、授業レジュメを参考に、該当箇所を基本書で新しい用語を中心に確認しておくこと。復習は、レジュメや基本書を基に、授業で学んだことを振り返っておくこと。
教材・参考文献・配付資料等	<p>平野哲郎『実践民事執行法・民事保全法 [第 3 版]』（日本評論社、2020 年 4 月か 5 月刊行予定）（実務的に分かりやすく詳しい）</p> <p>（最新版が間に合わない可能性が高いので、旧版の中古本が貸本でも良いので、当面の授業には、手元に用意しておいてほしい。）</p> <p>旧版も手に入りにくければ、福永有利『民事執行・保全法 [第 2 版]』（有斐閣）（定義がしっかりしている）および和田吉弘『基礎からわかる民事執行法・民事保全法 [第 2 版]』（弘文堂）（読みやすい）でも良い。何かしら、基本書を手にいれておくこと。</p> <p>そのほか、実務的な勉強を深めたい者には、以下も紹介しておく。</p> <p>上原敏夫ほか編『民事執行・保全判例百選 [第 2 版]』（有斐閣）（判例集は参考まで）</p> <p>『民事執行・保全判例インデックス』（商事法務）（判例集は参考まで）</p> <p>1. 平野哲郎, 実践民事執行法・民事保全法 [第 3 版]（日本評論社）（実務的に分かりやすく詳しい）</p>
オフィスアワー等（連絡先含む）	水曜日 17 時～18 時

その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	民法や商法および民事訴訟法の復習をしておいてほしい。
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー（TF）・ティーチングアシスタント（TA）	
キーワード	民事執行, 強制執行, 金銭執行, 非金銭執行, 担保権の実行, 財産開示手続, 債務名義, 差押え, 財産換価, 配当, 交付, 執行機関, 不動産執行, 動産執行, 債権執行, 保全, 仮保全, 仮処分, 仮差押え, 決定手続

授業科目名	国際私法演習
科目番号	01NA413
単位数	1.0 単位
標準履修年次	3 年次
時間割	春 C 木 7,8
担当教員	中村 進
授業概要	国際私法、国際民事手続法及び国際売買・国際運送・国際保険・国際決済に関する国際取引法の基本的知識の再確認を行う。また同時に、予め配布した事例問題を素材にして、学修した事項の体系的理解と実践的な問題分析力の修得を目指す。
備考	0AFL445 と同一。
授業形態	演習
学位プログラム・コンピテンスとの関係	最先端問題対応
授業の到達目標（学修成果）	本演習においては、国際私法、国際民事手続法及び国際取引法に関する基本的な理解があることを前提として、その再確認を行う。更に、これらの分野において、理論的に及び実務上において特に重要であると思われる論点を中心に具体的な事例問題についての検討・ディスカッションを通じて、事案を解決し、論述する能力を修得することを目標とする。
授業計画	<p>本演習は、講義と事例問題についての検討・ディスカッションからなる。講義を通じて、国際私法・国際民事訴訟法・国際取引法の基本的事項の再確認を行う。更に、事例問題についての検討・ディスカッションを通じて、体系的な理解と事案解決能力・論述能力の涵養を図る。各回の講義終了後、講義内容に関する事例問題が配布されるので、毎回の講義の復習と次回の授業内で行われる事例問題についての質疑応答とディスカッションに備えた予習が必要となる。</p> <p>第 1 回国際私法の基本的構造:国際私法必要性、国際私法 (法選択規則) の構造、最密接関係地法</p> <p>第 2 回国際私法総論:法律関係の性質決定、連結点、不統一法、反致、公序、外国法の適用、先決問題、適応問題</p> <p>第 3 回国際私法 (財産関係 (1)):自然人・法人、契約、代理</p> <p>第 4 回国際私法 (財産関係 (2)):不法行為・不当利得・事務管理、債権債務関係、物権、知的財産</p> <p>第 5 回国際私法 (家事関係 (1)):婚姻・離婚</p> <p>第 6 回国際私法 (家事関係 (2)):親子、親族関係、扶養、後見・保佐・補助、氏、相続・遺言</p> <p>第 7 回国際民事手続法 (財産事件関係):国際裁判管轄 (管轄原因、合意管轄・併合請求管轄・専属管轄)、特別の事情の判断、国際訴訟競合、当事者・送達・訴訟調べ、外国判決の承認・執行</p> <p>第 8 回国際民事手続法 (家事事件関係):人事訴訟事件、家事審判事件、相続に関する訴訟事件、子の奪取の場合における子の返還事件</p> <p>第 9 回国際取引 (1):仲裁、国際取引法総論、国際物品売買</p> <p>第 10 回国際取引法 (2):国際運送・保険、国際決済</p>
履修条件	配当年次による

成績評価方法	学期末試験 70%、授業への参加度 30%
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修（予習・復習等）については、授業時に担当教員より示す
教材・参考文献・配付資料等	<p>教科書</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 担当教員が用意するレジュメを配布する。 2. 松岡博編『国際関係私法入門 国際私法・国際民事手続法・国際取引法【第4版】』（有斐閣、2019年） <p>参考書</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 櫻田嘉章・道垣内正人編『注釈国際私法 第1巻』（有斐閣、2011年） 2. 櫻田嘉章・道垣内正人編『注釈国際私法 第2巻』（有斐閣、2011年） 3. 中西康・北澤安紀他著『国際私法【第2版】』（有斐閣、2018年） 4. 櫻田嘉章・道垣内正人編『ロースクール 国際私法・国際民事手続法【第3版】』（有斐閣、2012年） 5. 澤田壽夫・柏木昇他編『マテリアルズ国際取引法【第3版】』（有斐閣、2014年） 6. 櫻田嘉章・道垣内正人『国際私法判例百選【第2版】』（有斐閣、2012年）
オフィスアワー等（連絡先含む）	授業後に対応する
その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー（TF）・ティーチングアシスタント（TA）	
キーワード	国際契約・不法行為の準拠法, 国際婚姻・離婚の準拠法, 国際裁判管轄, 外国判決の承認・執行, 国際売買契約, 国際運送契約・保険契約, 国際決済

授業科目名	金融法〔金融監督法・金融取引法〕
科目番号	01NA414
単位数	1.0 単位
標準履修年次	3 年次
時間割	秋 A 水 7,8
担当教員	栗林 康幸, 斎藤 輝夫
授業概要	前半は金融監督を含む金融機関や市場等がどのような法制度により支えられているか(金融組織法)について、後半は証券化等の金融取引で発生する法的論点(資本市場法)などを解説し、金融法制の全般的な理解を深めてもらうことを目標とする。
備考	0AFL417 と同一。
授業形態	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	最先端問題対応
授業の到達目標(学修成果)	<p>預金、公共料金支払い、住宅ローン、生命保険など金融機関との取引は、個人の生活にとってなくてはならない取引である。近時、個人向け金融商品にもデリバティブなどリスク性商品が増え、高齢者が損失を被るなどますます個人の生活に影響を及ぼしている。また、企業に目を向けても、銀行からの借入等の間接金融、債券発行による直接金融などによる資金調達企業活動にとって不可欠である。更に近時は、資産流動化やシンジケート・ローン等、比較的高度な金融取引とも結びつき、金融取引をめぐる法改正も活発である。</p> <p>これら金融取引の重要性に鑑み、金融の分野では業法その他の規制法がきめ細かく整備されている。1990 年代の金融ビッグバンにより規制緩和の方向に向かったものの、リーマンショック後の金融危機の世界的な流れの中で、金融法制はふたたび規制を強化する傾向にある。</p> <p>金融法の学問分野は、上記の金融取引分野と金融規制分野の双方を含む広大な領域であり、本講義で全てを網羅することはできないが、できるだけ実務に沿った金融取引法、規制法の基本を提示したいと考えている。近時、企業内弁護士の数は急激に増加しており、とりわけ銀行等金融機関の企業内弁護士の数が多くなってきている。金融機関はもとより金融機関以外の企業であっても、企業内弁護士になれば必ず金融取引の法務相談及び金融商品取引法等の規制法の相談対応は不可避である。また弁護士として一般民事に携わった場合でも、預金取引や金融商品の取引に絡む法律相談は頻繁に受けることになる。</p>

<p>授業計画</p>	<p>講義形式を中心とするが、クラスの人数、企業経験者の多寡により、ディスカッション方式を取り入れる等柔軟に対応する。</p> <p>企業での勤務経験は企業活動の理解に役立つ。企業経験のない学生も、日頃から新聞(日本経済新聞等)・ビジネス雑誌に接して企業活動について知ることが望ましい。</p> <p>クラスの授業は、原則として予習は要求しないが、分野によっては次回までの条文や配布資料の読み込みや簡単なリサーチを授業中に指示することがある。また、基本の法律科目(民法、会社法など)に関連する分野については、既習部分をしっかり押さえてくることを望ましい。</p> <p>第1回 金融法概観 第2回 金融法概観 第3回 銀行取引(預金、貸出し、債権管理、債権回収)、ノンバンクにおける取引 第4回 銀行取引(預金、貸出し、債権管理、債権回収)、ノンバンクにおける取引 第5回 金融規制(銀行法、貸金業法、その他関連規制法) 第6回 金融 ADR、保険法 第7回 証券化取引(譲渡をめぐる問題、SPC、資産管理、ファイナンス) 第8回 証券化取引(譲渡をめぐる問題、SPC、資産管理、ファイナンス) 第9回 投資信託 第10回 投資信託</p>
<p>履修条件</p>	<p>配当年次による</p>
<p>成績評価方法</p>	<p>授業に関するアンケートを随時実施し、授業への取り組みを確認する。また、レポートの提出を求め、その内容と、授業での質疑・理解度、アンケートの内容等により評価する。評価の割合は、期末試験 74%、平常点 26% とする。</p>
<p>学修時間の割り当て及び授業外における学修方法</p>	<p>授業外における学修(予習・復習等)については、授業時に担当教員より示す</p>
<p>教材・参考文献・配付資料等</p>	<p>教科書 レジメと配布資料による。</p> <p>金融法の全体を概観する授業のため一冊でカバーできる教科書を指定することは難しいので、配布レジメと随時紹介する参考書を利用して学習すること。</p> <p>参考書 参考書は随時紹介する。</p>
<p>オフィスアワー等(連絡先含む)</p>	<p>授業後に対応する</p>
<p>その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)</p>	
<p>他の授業科目との関連</p>	
<p>ティーチングフェロー(TF)・ティーチングアシスタント(TA)</p>	

キーワード	銀行取引, 金融規則, 金融機関, 証券化, 投資信託
-------	-----------------------------

授業科目名	企業法務
科目番号	01NA415
単位数	1.0 単位
標準履修年次	3 年次
時間割	秋 A 月 7,8
担当教員	大胡 誠
授業概要	企業活動に関連する広範な法的問題の中から、企業にとって特に脅威となるおそれがあり又は企業活動の適法性の確保のために重要と考えられるものを選び、それらの問題がいかなる法律と関係し、また、どのように対処されるべきかを検討する。
備考	0AFL437 と同一。
授業形態	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	最先端問題対応
授業の到達目標（学修成果）	企業法務においてはカバーすべき問題が極めて広範に及ぶことに鑑み、その全てを網羅的・概略的に理解することではなく、特に重要な問題についての基礎的な理解を深め、実務上の要点を把握することを到達目標とする。
授業計画	<p>一部講義形式で行う場合もあるが、判例等を用いて可能な限り受講者に質問をし、双方向型の授業を行う。受講者は、事前に配布される判例や資料等（一部英文も含まれる）を予習して授業に出席することが求められる。</p> <p>第 1 週株主代表訴訟、取締役・監査役 企業法務の学習の開始にあたり、まず判例を通じて、如何なる場合に株主によって取締役や監査役の責任が追及されているか、そのような責任追及を防止するにはどのようにすべきかを検討する。</p> <p>第 2 週 M&A 契約、ジョイント・ベンチャー契約、業務提携契約 M&A に係る契約、合併会社に係るジョイント・ベンチャー契約及び業務提携契約作成に関する論点について検討する。</p> <p>第 3 週国際訴訟・国際仲裁 国際訴訟に関し、企業にとってリスクの特に大きいアメリカにおける訴訟につき Discovery 等を中心に検討する。また、国際訴訟との対比において国際仲裁に関する論点を検討する。</p> <p>第 4 週独占禁止法-カルテル、企業結合 1 企業活動にとって極めて危険なカルテルについて判例・事例を中心に検討する。 2 事例を中心に企業結合規制を検討する。</p> <p>第 5 週コンプライアンス、企業法務と弁護士 コンプライアンスのあり方について検討する。また、講義の締めくくりとして、企業法務における弁護士の役割について検討する。</p>
履修条件	配当年次による
成績評価方法	平常点（講義への参加・貢献程度）30% 及び学期末試験 70% の配分割合に基づく総合評価による。
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修（予習・復習等）については、授業時に担当教員より示す

教材・参考文献・配付資料等	<p>教科書 教科書はない。事前に、講義で用いる判例その他の資料を配布する。</p> <p>参考書 適宜、講義において指摘する。</p>
オフィスアワー等（連絡先含む）	授業後に対応する
その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー（TF）・ティーチングアシスタント（TA）	
キーワード	<p>取締役、監査役、株主代表訴訟、経営判断の原則、ジョイント・ベンチャー、業務提携、ディスカバリー (discovery)、弁護士・依頼者間秘匿特権 (attorney-client privilege)、仲裁、不当な取引制限 (カルテル)、企業結合、コンプライアンス、ガバナンス、内部統制</p>

授業科目名	基礎ゼミ I
科目番号	01NA503
単位数	1.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	春 B 土 6,7
担当教員	中野 竹司
授業概要	初学者を念頭に、民法について、今後の学習方法の方向性を把握してもらうことを目指す。法科大学院入学を検討している有職社会人も対象である。民法の重要論点を含む事例問題を題材に用いる。特に、法的議論の進め方の特徴を概括的にでも理解すること、基本書や判例を読む際の注意点、使用方法に留意する。以上により、法学習の最初期に学習の骨格部分を固め、以降の学習に臨む態勢を整える。
備考	
授業形態	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標（学修成果）	民法について、今後の学習方法の方向性を把握し、法的議論の進め方の特徴を概括的にでも理解すること。基本書や判例を読む際の使用法を理解すること。同時に、民法の基本的な仕組み、発想に慣れること。
授業計画	<p>比較的短い事例問題を用いる。「物権変動」及び「意思表示の瑕疵（強迫・表見代理、詐欺取消）」について、各 5 回の授業のうち、それぞれ第 1 回は当該問題のために必要な論点・基礎知識について解説する。それを踏まえて、残りの各 4 回は節理例について法律上の検討を行うための実践的な解説を行う。具体的事案に一般的抽象的な法規範を解釈、適用して事案の解決を導く、という法的議論の進め方を、事実認定 法解釈 法適用、条文 趣旨 要件定立 あてはめ、というかたちで、受講者と一緒に行う。</p> <p>答案作成も実際に行ってもらうが、不十分で構わない。</p> <p>第 1 回論点・基礎知識の解説 第 2 回法的議論の進め方、答案作成のために必要な論点の分析、答案の作成 第 3 回答案の作成、答案についての解説・分析、答案作成のために必要な論点の分析 第 4 回答案の作成 第 5 回答案についての解説・分析 第 6 回論点・基礎知識の解説 第 7 回法的議論の進め方、答案作成のために必要な論点の分析、答案の作成 第 8 回答案の作成、答案についての解説・分析、答案作成のために必要な論点の分析 第 9 回答案の作成 第 10 回答案についての解説・分析 第 1~5 回 物権変動 第 6~10 回 意思表示の瑕疵</p>
履修条件	配当年次による
成績評価方法	日ごろの授業への参加度 70%、答案作成 30%
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修（予習・復習等）については、授業時に担当教員より示す

教材・参考文献・配付資料等	参考書 佐久間毅『民法の基礎 I 総則』(有斐閣・2008年) 佐久間毅『民法の基礎 II 物権』(有斐閣・2006年) 『民法判例百選 I(第8版)』(有斐閣、2018年)
オフィスアワー等(連絡先含む)	授業後に対応する
その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー(TF)・ティーチングアシスタント(TA)	
キーワード	事例問題の答案作成, 民法, 物権変動, 意思表示の瑕疵

授業科目名	基礎ゼミ II
科目番号	01NA504
単位数	1.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	春 C 土 4,5
担当教員	木曾 真吾, 福田 純一
授業概要	初学者を念頭に、憲法、刑法について、今後の学習方法の方向性を把握してもらうことを目指す。法科大学院入学を検討している有職社会人も対象である。各科目の重要論点を含む事例問題を題材に用いる。特に、法的議論の進め方の特徴を概括的にも理解すること、基本書や判例を読む際の注意点、使用方法に留意する。以上により、法学学習の最初期に学習の骨格部分を固め、以降の学習に臨む態勢を整える。
備考	
授業形態	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標（学修成果）	憲法、刑法について、今後の学習方法の方向性を把握し、法的議論の進め方の特徴を概括的にも理解すること。基本書や判例を読む際の使用方法を理解すること。同時に、憲法、刑法の基本的な仕組み、発想になれること。 さらに、憲法と刑法との比較。どのような共通する考え方があり、どのような違いがあるかについて概括的に理解すること。
授業計画	各科目における重要な解釈論を含む事例問題を用いる。具体的事案に一般的抽象的な法規範を解釈、適用して事案の解決を導く、という法的議論の進め方を受講者と一緒に行う。 憲法 第 1 回前半 憲法の目的・構造の理解、起案方法、新しい人権、違憲審査 第 2 回前半 表現の自由、経済的自由 第 3 回前半 平等権、政教分離、学問の自由、その他 第 4 回前半 小テスト 第 5 回前半 財産権、刑事手続、統治全般 刑法 第 1 回後半 刑法体系の理解 第 2 回後半 単独正犯に関する諸問題概説 第 3 回後半 共同正犯に関する諸問題概説 第 4 回後半 小テスト 第 5 回後半 刑法各論に関する諸問題概説
履修条件	配当年次による
成績評価方法	第 4 回に行う授業内小テスト憲法刑法各 10%(計 20%)、学期末試験 80%
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修（予習・復習等）については、授業時に担当教員より示す

教材・参考文献・配付資料等	各自が自分に合うものを利用するので構わない。
オフィスアワー等（連絡先含む）	授業後に対応する
その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー（TF）・ティーチングアシスタント（TA）	
キーワード	違憲審査基準・三段階審査 構成要件・違法・有責

授業科目名	基礎ゼミ III
科目番号	01NA505
単位数	1.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	秋 A 水 7,8
担当教員	笹川 豪介, 谷口 琢哉
授業概要	<p>初学者を対象として、民事訴訟法及び刑事訴訟法の特質を概括的に理解し、今後の学習方法の方向性を把握してもらうことを目指す。各法分野の重要論点を含む事例問題を題材に用いる。条文や基本書、判例を読む際の初歩的な注意点、使用方法に留意しつつ解説するとともに、法的議論の組立て方を概説する。以上により、法学学習の初期に学習の骨格部分を固め、以降の学習に臨む態勢を整える。</p>
備考	0AFL055 と同一。
授業形態	演習
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標（学修成果）	<p>民事訴訟法及び刑事訴訟法について、今後の学習方法の方向性を把握し、法的議論の進め方の特徴を概括的にでも理解すること。条文や基本書、判例を読む際の読み方や使用方法を理解すること。同時に、民事訴訟法及び刑事訴訟法の基本的な原則や制度、あるいは発想に慣れること。</p> <p>特に、民事訴訟法については、一連の手続のうちどの場面に関して検討を行っているものであるのかについて、全体像を把握しながら検討できるようになること。</p>
授業計画	<p>最初の 3 週は民事訴訟法、後の 2 週は刑事訴訟法の授業を行う。</p> <p>両科目とも重要論点を含む事例問題を用いる。</p> <p>民事訴訟法については、「既判力」を中心とし、計 3 週の授業のうち、第 1 週は専任教員が民事訴訟法の基礎と当該問題のために必要な論点・基礎知識について解説する。それを踏まえて、残りの 2 週は実践的な解説を行う。具体的事案に一般的抽象的な法規範を解釈、適用して事案の解決を導く、という法的議論の進め方を、事実認定 法解釈 法適用、条文 趣旨 要件定立 あてはめ、というかたちで、受講者と一緒に行う。答案作成も実際に行ってもらいが、不十分で構わない。法分野の重要論点を含む事例問題を用いる。</p> <p>刑事訴訟法については、2 週の授業のうち、第 1 週は、前半部分で専任教員が当該問題のために必要な論点及び基礎知識について解説する。後半部分では、最初に実務家教員が法的議論の組立て方の概略を説明し、残りの時間で受講者が答案を作成する。それを踏まえて、第 2 週において、実務家教員が事例問題に解説を加える。具体的事案の把握の仕方から始め、一般的抽象的な法規範を解釈適用して事案の解決を導く、という法的議論の進め方の基礎を解説する。作成された答案を基に、論点に関する受講者の意見を聴き、可能であれば議論する。同様の誤りが多数の答案に見られる場合には、その誤解の原因を受講者に考えさせ、正しい理解に至るための道筋を示す。</p>

	<p>民事訴訟法</p> <p>第1週 民事訴訟法の基礎、論点・基礎知識の解説</p> <p>第2週 法的議論の進め方、答案作成のために必要な論点の分析、答案の作成</p> <p>第3週 作成された答案を使用した解説・分析</p> <p>刑事訴訟法</p> <p>第4週 論点及び基礎知識の解説、受講者による答案の作成</p> <p>第5週 作成された答案を使用した解説</p>
履修条件	配当年次による
成績評価方法	<p>答案作成 90%、授業への参加度 10%。</p> <p>初学者対象の科目であるので、授業での論点・基礎知識の解説に対する理解度を答案から推し量って、答案作成に対する成績評価を行う。</p>
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修(予習・復習等)については、授業時に担当教員より示す
教材・参考文献・配付資料等	<p>教科書</p> <p>特に指定しない。</p> <p>参考書</p> <p>民事訴訟法について</p> <p>和田吉弘『基礎からわかる民事訴訟法』(商事法務,2012年)</p> <p>刑事訴訟法について</p> <p>刑事訴訟法判例百選(第10版)』(有斐閣、2017年)</p>
オフィスアワー等(連絡先含む)	授業後に対応する
その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー(TF)・ティーチングアシスタント(TA)	
キーワード	民事訴訟法, 演習, 論文構成